第三者行為（交通事故）
損害賠償求償事務の手引き

平成２９年３月

目次

第１章 第三者行為と損害賠償求償権 - 1 -
第１節 第三者行為求償事務とは - 1 -
第２節 第三者行為求償事務根拠法令（抜粋） - 1 -
第３節 代位取得 - 3 -
第１項 代位取得とは - 3 -
第２項 代位取得の成立要件 - 4 -
第３項 代位取得の範囲 - 5 -
第４節 損害賠償請求権の消滅 - 5 -
第１項 弁済 - 5 -
第２項 示談 - 6 -
第３項 時効の成立（援用） - 6 -
第４項 免　除 - 8 -
第２章 求償事務に関する用語解説 - 9 -
第１節 自動車損害賠償保障法 - 9 -
第２節 不法行為 - 11 -
第３節 共同不法行為 - 12 -
第４節 過失相殺 - 12 -
第５節 保険給付の免責 - 13 -
第６節 誤った給付の清算 - 13 -
第１項 不当利得返還請求による清算 - 13 -
第２項 不当利得返還請求権の要件と効果 - 14 -
第３項 不当利得による返還の実際 - 14 -
第７節 給付制限 - 17 -
第８節 政府保障事業 - 18 -
第３章 損害保険に関する用語解説 - 19 -
第１節 自動車損害賠償責任保険（共済）…… 自賠責保険 - 19 -
第１項 自賠責保険の特色 - 19 -
第２項 支払限度額と損害賠償請求の範囲 - 19 -
第３項 保険金の請求・支払について - 20 -
第４項 請求の期限〔時効〕 - 21 -
第５項 自賠責保険（共済）から支払われない場合 - 21 -
第２節 自動車保険（共済）…… 任意保険 - 22 -
第１項 保険の種類 - 22 -

第２項 請求期限　〔時効〕 - 23 -
第３項 保険金（損害賠償額）が支払い不能な場合 - 23 -
第４章 保険者事務【医療】 - 24 -
第１節 求償事務の流れ - 24 -
第２節 事故の発見 - 25 -
第１項 レセプト等の記載からの発見 - 25 -
第２項 保険医療機関からの通報による発見 - 25 -
第３項 国保連合会からの通知による発見 - 25 -
第４項 損害保険会社等からの通知 - 26 -
第５項 その他の発見方法 - 26 -
第３節 事故発見後の事務処理 - 26 -
第１項 事務処理にあたっての対処 - 26 -
第２項 国保の概念と国保法第 64 条、高確法第 58 条の趣旨説明 - 26 -
第３項 当事者からの必要書類の提出を受ける - 27 -
第４項 提出書類記載例 - 28 -
第５項 参考文献等 - 28 -
第６項 治療状況、示談の有無について確認する - 37 -
第４節 国保連合会への依頼 - 37 -
第１項 依頼時の留意点 - 37 -
第２項 依頼後の事務処理 - 38 -
第５章 保険者事務【介護】 - 39 -
第１節 求償事務の流れ - 39 -
第２節 事故の発見 - 40 -
第１項 事故の発見方法 - 40 -
第３節 事故発見後の事務処理 - 41 -
第１項 事務処理にあたっての対処 - 41 -
第２項 介護保険の概念と介護保険法第 21 条の趣旨説明 - 41 -
第３項 当事者からの必要書類の提出を受ける - 41 -
第４節 国保連合会への依頼 - 42 -
第１項 依頼時の留意点 - 42 -
第２項 依頼後の事務処理 - 43 -
第５節 介護保険求償事務における問題と留意点 - 43 -
第６節 参考資料（第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A） - 44 -
第６章 第三者（加害者等）直接請求 - 48 -
第１節 第三者直接求償の意義と保険者の役割 - 48 -
第２節 第三者（加害者等）に対する直接請求 - 48 -

第１項 直接請求が可能な場合 - 48 -
第２項 直接請求事務の流れ - 49 -
第７章 第三者行為損害賠償求償事務に係る債権管理 - 56 -
第１節 滞納整理 - 56 -
第２節 強制履行 - 59 -
第１項 支払督促制度 - 59 -
第２項 交通調停 - 62 -
第３項 訴えの提起 - 63 -
第４項 少額訴訟 - 66 -
第３節 強制執行 - 68 -
第１項 動産執行 - 69 -
第２項 債権執行 - 70 -
第４節 その他の債権管理 - 72 -
第１項 居所不明者の所在確認 - 72 -
第８章 第三者行為損害賠償求償事務の諸様式 - 74 -
第９章 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則 - 85 -
第１０章 第三者行為損害賠償求償事務共同処理委託手数料徴収規程 - 86 -
第１１章 参考資料 - 87 -

法律名の略称について

本文中の一部法律名については、下記の通り略称で記載しています。

国民健康保険法…国保法
高齢者の医療の確保に関する法律…高確法
介護保険法…介護法
自動車損害賠償保障法…自賠法

第１章 第三者行為と損害賠償求償権

第１節 第三者行為求償事務とは

給付原因となる第三者の行為（以下「第三者行為」という。）、例えば、交通事故等により負傷した被保険者は、その治療費を行為者（加害者）による損害賠償として受けるか、保険給付として受けるかのいずれかを選択することができますが、保険者としては給付制限に該当しない限り保険給付を行う義務を負うこととされています。

また、被保険者においては、第三者行為により保険給付を受ける場合は直ちに被害の状況等を保険者に届け出なければならない義務があります（国保法施行規則第 32 条の 6、高確法施行規則第 46 条、介護法施行規則第 33 条の 2）。

そして保険者は、第三者行為により保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において損害賠償請求権を取得します（国保法第 64 条、高確法第 58 条、介護法第 21 条）。

この取得した損害賠償請求権に関する事務が、第三者行為求償事務です。

第２節 第三者行為求償事務根拠法令（抜粋）

〔国民健康保険法施行規則〕

第 32 条の６　給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあってはその旨、第三者の氏名及び個人番号、住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、保険者に届け出なければならない。

〔高齢者の医療の確保に関する法律施行規則〕

第 46 条　療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

１　届出に係る事実

２　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

３　被害の状況

〔介護保険法施行規則〕

第３３条の２　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

１　届出に係る事実

２　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

３　被害の状況

〔国民健康保険法〕

第 64 条　保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第 1 項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免れる。

３　保険者は、第 1 項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第 45 条第５項に規定する国民健康保険団体連合会であって厚生労働省令の定めるものに委託することができる。

〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

第 58 条　後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第２項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第１項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項の場合において、後期高齢者医療給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、後期高齢者医療広域連合は、その価額の限度において、後期高齢者医療給付を行う責めを免れる。

３　後期高齢者医療広域連合は、第１項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

〔介護保険法〕

第21条　市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

３　市町村は、第１項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

被保険者の疾病、負傷又は死亡というような保険事故について、外国にいる等の事由により、事実上保険給付を行うことが不可能である、あるいは故意に疾病、負傷する等、保険原理に反する場合など特別な理由がない限り、交通事故のような第三者行為による場合でも一律に保険給付を行うことが、被害者救済という観点から望ましいと言えます。

しかし、この要請をそのまま貫くと、①被保険者が加害者に対して損害賠償請求権を取得、行使することができる場合には、疾病、負傷により不当な利得を得ることともなりかねないこと。②加害者は、既に当該損害について保険による填補が行われているからといって損害賠償責任を免責されないこと。更に、③もし加害者の行為がなければ、本来負担しなくてもよかったはずの保険給付費を他の被保険者が負担するというのは、公平の見地から避けなければならないこと等の問題が生じることとなります。

そこで、こうした問題の解消を図るための法的措置として、国保法第 64 条、高確法第 58 条及び介護法第 21 条が規定されたのです。これにより、第三者行為による保険財政への損害が避けられるとともに、関係者間の負担の公平が担保されるという機能が果たされることとなっています。

第３節 代位取得

第１項 代位取得とは

保険者は、給付事由が第三者の行為によって発生した場合、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。国保法第 64 条第１項、高確法第５８条第１項、介護法第 21 条第１項の規定により、被害者である被保険者が第三者に対して有する請求権を、保険者が被保険者から取得する事を一般に「代位取得」と呼んでいます。

給付事由が第三者の行為によって生じたものを、そのまま保険給付として取り扱うことは、他の被保険者との間に著しく公平さを欠くことにもなり、また、これにより被害者、加害者が不当な利益を得ることにもなりかねないため、第三者に対する損害賠償請求権の代位取得を行い、この間の調整を図ることとしています。

第２項 代位取得の成立要件

保険者が損害賠償請求権を代位取得するためには、次の３要件を満たしていることが必要です。

（１） 給付事由が第三者の行為によって生じたこと

給付事由が第三者の行為によって発生したものであるということが第一の要件となります。各法において規定されていますが、民法第 709 条の規定が基本となり、他人に損害を及ぼす不法な行為について加害者が損害賠償責任を負うものであるとしています。

（２） 第三者行為に関し保険者が保険給付を行ったこと

第二の要件としては、第三者行為に関して「保険給付」を行ったかどうかが要件であり、自費で診療した場合は、当然代位取得はあり得ません。

なお、医療保険における「保険給付」とは、療養の給付、療養費の支給のほか、葬祭費、傷病手当金などの任意給付、国保法第 43 条第３項及び第 56 条第２項の規定に基づく差額支給も含まれるため、特に、療養費（柔整、高額）の支給、葬祭費の支給などについて見逃される場合があるので注意が必要です。

また、介護保険における「保険給付」とは、介護法第１８条に規定するものであり、居宅介護サービス費や施設介護サービス費、高額介護サービス費のほか、福祉用具購入費、住宅改修費の支給が含まれます。

（３） 損害賠償請求権が現に存在していること

第三の要件としては、損害賠償請求権が現に存在していることであり、示談による請求権の放棄、時効、免除などにより当事者間の損害賠償請求権が消滅している場合は、保険者が代位取得する余地はなくなることとなります。

特に、示談（示談とは民法上の和解契約の一種と解されている）についてはトラブルも多く、その内容に保険者は拘束されるため、被害者との連絡を密にして制度の趣旨を理解させ、安易な示談の防止を図るように留意するとともに、示談が既に成立しているときは、示談内容に虚偽表示（民法第 94 条）、錯誤（民法第 95 条）があるかどうかを確かめる必要があります。もし、これらがある場合は、無効を主張できることとなりますので、その方策を講ずることが肝要です。

この３要件が成立していることにより、保険者の代位取得は法律上当然に行われるものであり、何らの対抗要件（保険者の代位取得の意思表示、当該第三者に対する通知又は承諾）を必要としないとされていますが、事務処理の円滑化を図る上で、当事者双方に代位取得した旨の通知などをすることが望まれます。

第３項 代位取得の範囲

保険者は、被保険者に対して保険給付を行った価額の限度において、損害賠償請求権を代位取得することは前述のとおりですが、この場合における保険給付が療養の給付、介護給付であるとき、その給付価額には、被保険者の一部負担金の価額も含まれることとなり、被保険者の負担分にかかる損害賠償請求権にまで保険者が代位取得することは不適当であるため、療養の給付、介護給付の場合には一部負担金を控除した額（保険者負担額）を代位取得することとなります。一方、代位取得されない一部負担金相当額については、被保険者に留保され、被保険者が第三者に対して損害賠償請求することになります。

その他、医療保険では、療養費、高額療養費、葬祭費、傷病手当金、また、介護保険では、高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費が代位取得されることとなります。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業による第１号事業支給費については、以下のＱ＆Ａに示されているとおり、代位取得の対象外となります。

〔全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 28 年３月７日開催）資料についてのＱ＆Ａ〕

問 37

介護保険法第 21 条第１項による損害賠償請求権の代位取得及び介護保険法第 21 条第２項に基づく免責規定の対象は「保険給付」であり、介護予防・日常生活支援総合事業による第１号事業支給費は対象外か。

(答)

介護保険法第 21 条第１項及び第２項の対象となる給付は介護保険法第 18 条に規定する保険給付であるため、貴見のとおり第１号事業支給費は対象外である。

第４節 損害賠償請求権の消滅

一般に、損害賠償請求権が消滅する時期は、示談又は判決により賠償内容が確定し、それが弁済された時ですが、これ以外に、時効の成立、免除により消滅する場合もあります。

第１項 弁済

示談、調定、判決、支払督促の内容等に従って支払いが履行されたとき損害賠償請求権は消滅します。

一般的に、示談の効力については、「示談とは、裁判によらないで、当事者間で損害賠償の有無、その金額、支払い方法などについて話し合い、解決し、事件を完結する合意である。」とされており、もし、互譲を含むものであれば、民法第 695 条の規定の「和解」にあたり、もし、互譲を含まないものであれば、一種の契約です。いずれにしても、裁判上の和解のように強制執行ができませんので、もし弁済がされない場合、裁判などの手続きを行わなければなりません。

第２項 示談

示談は、裁判所の手を借りず、当事者がお互いに不法行為責任の有無、損害賠償額、支払方法等について話し合い、争いを解決する和解契約（民法第 695 条）の一種で、これによって法律関係は確定します。

保険者は保険給付の都度、損害賠償請求権を代位取得するため、代位取得後に行われた示談により保険者の損害賠償請求権に影響が及ぶことはありません。

しかしながら、示談の場合の問題点として、被保険者の損害賠償請求権の放棄があります。すなわち、被保険者の取得する損害賠償請求権は私法上の債権であり、被保険者は自由にその債権を処分できます。従って、治療が終了する前に将来に向けて保険給付を含む債権放棄を行う示談が行われた場合は、保険者は代位取得すべき損害賠償請求権がなくなりますので、国保法第 64 条、高確法第５８条、介護法第 21 条の規定は適用できません。

損害賠償請求権を放棄する意思表示がなく保険給付を受けた場合は、被保険者に当該債権の処分権限はなく、保険者の損害賠償請求権には何らの影響を及ぼさず、代位取得されることになります。さらに、示談が一部負担金相当分のみを賠償金として支払うことを内容としている場合は、保険者はそれに拘束されず示談額について損害賠償請求ができますが、この示談に要素の錯誤がある場合は民法第 95 条により示談は無効となり、保険者は給付した価額を限度として損害賠償請求ができます。

第３項 時効の成立（援用）

不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が、損害及び加害者を知ったときから３年間請求を行わないときは、賠償義務者の「時効期間満了」の主張（時効の援用という。）によって消滅し、また、不法行為のときから 20 年経過したときも消滅します（民法第 724 条）。

この 3 年という期間は時効期間とされ、20 年という期間は除斥期間（ある種の権利は一定の期間を経過することにより当然消滅する。そのための期間をいう。）とされており、この相違は、時効期間については債務者の援用によって消滅し、除斥期間は援用を待たず当然に権利消滅の効力を生じるという点にあります。

国保法上の時効については、国保法第 110 条により規定されていますが、第三者行為による損害賠償請求権は同条に規定する徴収金に該当しませんので、民法の規定によることとされています。

なお、市町村においても、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により私法上の時効に該当し、時効の援用を必要とします。時効の援用は、法律上、方式が決まっているわけではないため、直接、口頭で時効の援用を主張することも可能ですが、法的な効力を得るためには、第三者たる加害者（相手方）が市町村に対して消滅時効を援用するという通知を配達証明付きの内容証明郵便で郵送することが一般的です。

≪時効の中断≫

民法において、時効中断事由として次の３種類を認めています。

① 請求（第 147 条第１号）

裁判上の請求（第 149 条）、すなわち訴えの提起と権利者から義務者に対して義務の履行を促す催告（第 153 条）とが主ですが、他に支払い命令（第 150 条）、和解のためにする呼び出し（第 151 条）、もしくは任意出頭（第 151 条）、破産手続き参加（第 152 条）があります。

ただ、催告は、その後６ヶ月以内に訴えの提起、その他、②、③に掲げる強力な中断行為をしなければ、その効力が失われます。

② 差押、仮差押、仮処分（第 147 条第２号、第 154 条、第 155 条）

これらは、権利の実現のための具体的な実行行為ですから時効を中断します。これらは訴えの提起によって行われますが、通常、公正証書に基づく強制執行による場合が多いようです。

ただし、これらの行為が権利者の請求により、又は、法律の規定に従わないために取り消されたときは、中断の効力を生じません（第 154 条）。

③ 承認（第 147 条第３号、第 156 条）

承認とは、時効の完成前に、時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う者に対して債務の承認をしたり、債務の一部を弁済したり、弁済の延期を懇願するなど、自己の義務を認めるような行為をすることです。

以上が一般的な時効の中断ですが、市町村においては第三者行為にかかる損害賠償金の納入通知は、催告としての性質を有するため、時効中断効果をもつとされています。時効中断効果については、地方自治法第 236 条第４項の規定により「民法第 153 条の規定にかかわらず時効中断の効力を有す」とされていますので、納入の通知を行った場合には、６ヶ月以内に裁判上の請求などを行わなくても時効は中断されることになります。

ただし、代位取得した損害賠償請求権はあくまで私法上の債権ですから、時効そのものについては民法の適用を受けることとなり、地方自治法第 236 条第１項の規定による５年ではなく、３年で消滅時効になります。

≪時効の起算日及び消滅日≫

時効の起算日は、被害者又は法定代理人が損害の発生したことと誰が加害者であるかを知った日の翌日からとなります（民法第 724 条）。これからみると、保険者は被保険者の損害賠償請求権を代位取得するのですから、あくまで被保険者が損害及び加害者を知った日の翌日となります。しかし、保険者の方が早く知った場合、保険者が知った日の翌日となります。

なお、療養費については、被保険者が治療費を支払った日の翌日、葬祭費については葬祭を行った日の翌日となります。

時効による損害賠償請求権の消滅は、前述の起算日から３年を経過した日となります。

第４項 免 除

債権者が債務者に対して、意思表示によって債務を免除したときは、その債権は消滅します（民法第５１９条）。

この免除は債権者の単独行為ですから、債権が第三者の権利目的を伴わない場合は、債務者の意思を問わずに債権者の意思表示のみで成立します。

また、この免除は債権の一部でも条件付きすることも可能です。例えば、単なる見舞品※の受領は損害賠償義務の免除とは直接関係はありませんが、もしなされた場合は、その限度において損害賠償請求権は消滅します。

※見舞金や香典については、原則として損益相殺の対象とはなりませんが、過去の判例において社会通念上相当と認められる金額を超える場合には、損益相殺の対象となると判断されています。

＜参考判例＞

・大阪地裁　平成１９年９月２６日判決
　１０万円は、見舞金であって損害の填補に当たらない。

・神戸地裁　平成２０年１１月２１日判決
　香典１００万円は、損益相殺により控除すべきではない。

第２章 求償事務に関する用語解説

第１節 自動車損害賠償保障法

〔自動車損害賠償保障法〕

第３条 （自動車損害賠償責任） 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでない。

この第３条は、責任の主体、成立要件および免責要件を明示した自賠法の最も重要な規定の一つです。なお、条文中の文言について以下に挙げてありますので、参考としてください。

自賠法でいう自動車

道路運送車両法で規定する自動車及び原動機付自転車（バイク）の双方を指し、自賠法第２条で定義しています。ただし、次の車輌等は除外されています。

- 軽車両（自転車、荷車等…道交法第２条第１項第 11 号）
- 農耕作業用小型特殊自動車（自賠法第２条）
- 自衛隊、アメリカ軍、国連軍、構内自動車等の適用除外車（自賠法第 １０条、自賠法施行令第１条の２）

自賠法でいう運行

自賠法で「運行」とは、人又は物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることとなっています。自賠法にいう運行に該当するには、まず客観的にそれが自動車であることを要し、かつ、その自動車が当該装置の用い方に従って用いられていることを要します。

「当該装置」とは、走行装置のほか、ドア、フォークリフトのフォーク、クレーン車のクレーン等の自動車所有の装置をいい、これらの装置の操作で負傷させた時も運行中の事故として取り扱います。

運行供用者

「自己のために自動車を運行の用に供する者」を通常、「運行供用者」と呼んでいますが、一般にはその自動車についての運行支配を有し、かつ、その運行利益の帰属が自己にある者とされています。

具体的には、

- 自動車の持ち主が自ら運転する場合。
- 車の持ち主が自らの意思に基づいて他人に使用させる場合。
- 無断で運転された場合でも、外形上その持ち主のための運転であると認められる場合。
- 保有自動車を貸与したが、その自動車の運行に対する貸与者の支配か利益がなお残されている場合。
- 自動車の所有者は他にあるが、自動車登録に自己の名義を使わせ、かつ、実際にその車を自己の営業用に使用していたもの。
- 従業員の個人保有の自動車を業務に使用させる場合の雇主。

ただし、家族間において所有名義の如何を問わず、実際上その自動車の運行を管理支配しているものは運行供用車の地位にあると認められる場合があります。

保 有 者

自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供する者を言います（自賠法第 2 条第 3 項）。「保有者」は「運行供用者」より狭い概念です。ひき逃げ事故の場合の政府保障事業（自賠法第 72 条第 1 項前段）では、この「保有者」が問題となります。

運 転 者

他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者を言います（自賠法第 2 条第 4 項）。実際に自動車を運転するものから保有者を除外し、運転の補助に従事するもの（運転補助者）を加えた一連の人を総称することになります。

自賠法でいう他人

「他人」とは、運行供用者及び運転者を除くそれ以外の者をいいます。

当該自動車の使用態様、保有名義、運行経費の負担者、日常の使用者、運転免許の保持の有無等、具体的な事実関係の下でその被害者が他人に該当するか否かを判断すべきとされています。

自賠法における免責

運行供用者が賠償責任を免れるためには、次の３要件を立証しなければなりません。

しかし、実際問題としては、この３要件を証明するのは容易なことではなく、事実上加害者にとって無過失責任に近いものとなっています。（自賠法第３条但書）

① 自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと

② 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと

③ 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと

第２節 不法行為

不法行為とは、他人に損害を及ぼす不法な行為であって、加害者はその損害を賠償すべき責務を負います。

〔民法〕

第 709 条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この規定の要件は次のように分けることができます。

① 加害者に故意又は過失があること（故意・過失）

② 他人の権利（利益）を違法に侵害したこと（権利侵害ないし違法性）

③ 加害者に責任能力があること（責任能力）

④ 加害行為と損害の発生の間に因果関係があること（損害発生の因果関係）

以上の要件により、不法行為の成立が認められると、その成果として、加害者に対する損害賠償請求権が発生します。この不法行為は、債務不履行と並び損害賠償債権発生原因の一つに数えられています。

第３節 共同不法行為

〔民法〕
第 719 条　数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。
２　行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

「共同不法行為」（民法第 719 条）とは、一般に複数の人の行為が関連し共同して一つの違法行為を構成することをいいます。すなわち、各人の行為がそれぞれ独立して不法行為の要件を備えていなければなりません。さらに、共同不法行為者の各人に故意、過失、責任能力、因果関係などがあることが必要で、これに欠けるものがあると、その者を除外した残りの者だけの間に共同不法行為が成立することになります。

また、共同不法行為が成立するためには、各行為者の行為の間の関連共同性が必要であるとされていますが、行為者に共同して被害を与えるというような共同の認識は不要で、その行為がもっぱら客観的に関連共同していればよいとされています。

第４節 過失相殺

〔民法〕
第 722 条の２　被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

民法においては、被害者に過失のある場合、その過失を考慮すべきであるとし、その決定は裁判によらなければ確定しないことを定めています。

しかし、１件ずつ裁判で決定されるのを待てば、時間、費用とも相当なものが必要となります。一般的には過去の類似判例にあてはめ、当事者同士の合意の上で決められているのが通例です。このため、当事者間の力関係で決定される危険があり、損害の公平な負担と危険の分配により、適正な過失割合の決定が望まれるところです。

第５節 保険給付の免責

保険者は、給付事由が生じたときは、給付制限事由に該当しない限り保険給付を行う義務があります。従って、給付事由が第三者の行為によって生じた場合であっても、当初から保険者に保険給付の義務がなかったというのではなく、被害者が加害者から同一事由で損害賠償を受ける等、一定の事由によって保険給付を免れるのです。これを、保険給付の免責といいます（国保法第 64 条第２項、高確法第 58 条第２項および介護法第 21 条第２項）。既に損害賠償を受けた被害者に、同一の給付事由に対して更に保険給付を行うことは、二重給付にあたり、被害者が不当な利益を得ることになります。従って、この場合、填補された損害部分を限度として保険者は給付責任を免除されます。

第６節 誤った給付の清算

実務上、本来なされるべきではなかったのに、保険給付をしてしまうことがしばしば発生します。

例えば、仕事上の事故で本来労災保険により治療費・サービスの保険給付を受けるべきであるのに、まず、医療保険・介護保険を使用してとにかく治療を受けてしまう場合、絶対的給付制限の場合であるのに医療保険・介護保険を使用して治療・サービスを受けてしまった場合等です。

医療機関・サービス事業所では、その負傷、病気の原因を問わず、まず治療・サービスを行うことから住々にしてこのような事態が発生します。

このような誤った保険給付がなされてしまった場合、清算については以下の事が考えられます。

第１項 不当利得返還請求による清算

本来なされるべきではなかったのに、保険給付をしてしまった場合の清算は、その保険給付によって利益を得た者（通常は、被保険者です。）に対して、その利得（実際は保険給付分）を不当な利得として返還請求（民法７０３条～）を行い、この返還（弁済）を受けて清算します。

不当利得とは、法律上の原因のない利得をいい、民法は、このような場合には利得者にその利得を損失者に返還すべき債務を負わせ、両者の間の財産上の均衡をはかり、公平の理想を実現しようとしました。

形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みようとすることが不当利得の本質であると言われています。

例えば、債務者が既に弁済したことを忘れて二重に弁済し、債権者も知らずにこれを受領した場合の債権者の利得が不当利得です。

第２項 不当利得返還請求権の要件と効果

この不当利得返還請求権が発生するための要件は、次のとおりです。

（1） 他人の財産又は労務によって利益を受けること（利得）
（2） 利益を受けることによって他人に損失を及ぼすこと（損失）
（3） 利得と損失の間に相当因果関係があること（因果関係）
（4） 利得が法律上の原因のないものであること（法律上の原因がないこと）

そして、このような要件が備わるとその効果として、損失を受けた者は利益を得た者に対して、不当利得返還請求権を取得します。

〔民法〕
第７０３条 （不当利得） 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、このために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

第３項 不当利得による返還の実際

求償事務手続の実務上、不当利得による返還請求が問題となる典型的な例をいくつか挙げてみます。

（1） 労災保険等が適用されるべき場合

労災保険、つまり、労働者災害補償保険（労働者災害補償保険法）等による保険給付がなされるべき場合には、保険給付は行わないことになっています（国保法第５６条・高確法第５７条・介護法第２０条）。

しかし、パート、アルバイトのため、又は、加入手続の遅れ等何らかの理由で、労働者でありながら医療保険等に加入している人が、業務上負傷して医療保険等で治療等を受ける場合がしばしばみられます。

〔国民健康保険法〕

第５６条　（他の法令による医療に関する給付との調整）

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、医療に関する給付を受けることができる場合又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。労働基準法の規定による療養補償、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法の規定による療養補償、地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。

〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

第５７条　（他の法令による医療に関する給付との調整）

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法の規定による療養補償、地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合、介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わない。

〔介護保険法〕

第２０条　（他の法令による給付との調整）

介護給付又は予防給付は、当該要介護状態等につき、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であって国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

以上の法令（国保法第５６条・高確法第５７条・介護法第２０条）に基づき、何らかの事情により、誤って保険給付してしまった場合は、当該保険給付はその給付の法的根拠を欠くことになり、当該受給者に保険給付の不当利得返還請求を行って、実施した保険給付相当金の返還を求めることになります。そして、この返還に応じた受給者がその本来の労災給付等を改めて受けることにより、清算が行われます。

なお、労災保険を使って診療を受けるべきところ、国民健康保険を使って病院で治療を受けたことが判明した場合、保険者が当該病院からの診療報酬明細書（レセプト）を返戻し、当該病院に次回に支払う診療報酬額から控除する手続を取り、保険給付の調整を行うことを保険実務上、一般に、過誤調整と言います。

医療保険・介護保険にあっては、以上の法令に基づき、この過誤調整により、保険給付を清算する場合もあります。

なお、平成 29 年２月１日付厚生労働省保険局（保保発０２０１第１号、保国発０２０１第１号、保高発０２０１第１号）通知「労災認定された傷病等に対して過去に医療保険から給付を受けていた場合における給付の調整について」では、医療保険給付の返還にかかる被保険者等の負担軽減を図るため、当該受給者が保険者への返還を要する金額相当分の労災保険給付の受領を保険者に委任する旨を労働基準監督署に申し出て、保険者がこれに同意した場合に限り、保険者は労働基準監督署から、受給者が保険者に返還すべき額と同額の労災保険給付の支払いを受けることを可能とする旨が示されています。

（2）　給付制限の場合

絶対的給付制限の場合、あるいは、相対的給付制限が適切である場合であるにもかかわらず、当該被保険者に保険給付を行ってしまう場合もあり得ます。これも、給付制限の場合か否かの当該疾病の原因、経過を問わず、そこに治療等が必要であれば医療機関等としては、とかく医療保険・介護保険を使用しての治療・サービスを行うことから発生します。

保険給付が進んでから給付制限に気がつき、調査を行い、その結果、一定の給付制限を行うか否かの判断を行うことから、結果的に誤った保険給付が不可避となります。

この給付制限の場合も、当該保険給付はその給付の法的根拠を欠くことになり、当該受給者（被保険者）に保険給付の不当利得返還請求を行って、実施した保険給付相当金の返還を求めることになります。

他方、この不当利得に応じた当該受給者（被保険者）は、もともと保険給付がなされない場合だったのですから、他にその利得分を請求することなく、自ら負担することになります。

（3）　被害者の過失が大きい場合

交通事故で、被保険者（被害者）の過失が非常に大きい場合、自賠責の被害者請求で本来の権利以上に損害賠償を受けた場合、国保は相手方の任意保険に請求していくことになります。

第７節 給付制限

〔国民健康保険法〕

第 60 条　（絶対的給付制限）　被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

第 61 条　（相対的給付制限）　被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

第 87 条　（絶対的給付制限）　被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この款において「療養の給付等」という。）は、行わない。

第 88 条　（相対的給付制限）　被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

保険給付は被害者の権利として請求されるものですが、給付事由が被害者の故意の犯罪行為によるもの（国保法第 60 条・高確法第 87 条）、又は闘争、泥酔及び著しい不行跡による場合（国保法第 61 条・高確法第 88 条）には、保険給付の全部又は一部を制限することが国保法等社会保険各法共通の原則になっています。

〔介護保険法〕

第 64 条　市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

医療保険では、絶対的給付制限と相対的給付制限がありますが、介護保険は、相対的給付制限の取扱いにより、保険者で判断することになります。

第８節 政府保障事業

ひき逃げ事故のように加害者が不明のため、損害賠償の請求も自賠責保険への請求もできない場合や、無保険車事故などの事故で加害者に賠償能力がない場合、被害者を救済する方法として「政府の自動車損害賠償保障事業」（自賠法第 72 条）があります。

この政府保障事業は、他の手段によって救済されない被害者に必要最小限度の救済を与えるものにすぎません。従って、被害者が健康保険法、国保法、高確法、労働者災害補償法、その他政令で定める法令に基づいて損害の填補に相当する給付を受けるべき場合は、その限度において行わないこととなっています。（自賠法第 73 条）。

〈政府保障事業の適用範囲〉

- 自動車にひき逃げされ保有者が明らかでない場合。
- 自賠責保険に無加入の自動車。
- 自賠責保険の保険期間が満了している自動車。
- 自賠責保険に加入しているが、保障期日が到来していない自動車。
- 自賠責保険に加入の手続きは終了しているが、保険金未納により損害保険会社で保障していない自動車。
- 構内自動車（フォークリフトなど）。
- 盗難、無断運転などで、保有者に責任の認められない自動車。

第３章 損害保険に関する用語解説

第１節 自動車損害賠償責任保険（共済）…… 自賠責保険

自賠責保険（強制保険）とは、自賠法に基づき、自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、全ての自動車について契約することが義務付けられている強制保険（共済）です。

自賠責保険（共済）は被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また多くの請求を迅速かつ公平に処理する必要性から、定型・定額化された支払の基準が定められています。

第１項 自賠責保険の特色

① 保険金の支払いは、人身事故による損害に限られている。
② 被害者１人につき、支払保険金の限度が設定されている。
③ 被保険者（保有者・運転者）のほか、被害者が直接損害保険会社に請求できる。
④ 当座の出費に充てるため、被害者に対する仮渡金の制度がある。

第２項 支払限度額と損害賠償請求の範囲

≪傷害事故≫

ケガにかかる治療費等に対し、治療関係費（治療費、看護料、諸雑費、義肢等の費用、診断書等の費用）、文書料、休業損害、慰謝料が支払われます。

【支払限度額】被害者１名につき　１２０万円

※自賠責保険（共済）において、被害者に重大な過失があった場合に、被害者の過失割合に応じて損害額から減額されます。なお、損害額が支払限度額を超える場合は、支払限度額から減額されます。

① 傷害に係るものは、一律２０％減額「ただし、傷害による損害額が 20 万円以下の場合は適用されない。」
② 後遺障害・死亡に係るものは、２０％・３０％・５０％減額

≪後遺障害を残した事故≫

身体に残った障害の程度に応じた等級によって、逸失利益、慰謝料等が支払われます。

なお、後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる傷害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

【支払限度額】被害者１名につき　４０００万円～７５万円

① 神経系統の機能又は精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害

常時介護を要する場合　４０００万円（第１級）

随時介護を要する場合　３０００万円（第２級）

② 上記①以外の後遺障害

３０００万円（第１級）　～　７５万円（第 14 級）

≪死亡事故≫

葬祭費・逸失利益・被害者本人の慰謝料及び遺族の慰謝料が支払われます。

【支払限度額】被害者１名につき　３０００万円

第３項 保険金の請求･支払について

① 加害者請求……加害者が被害者に対し支払った損害賠償金を、自分の自賠責保険（共済）に対し請求します。なお、自賠法第１５条に基づき被害者請求に優先して支払われます。

② 被害者請求……被害者が加害者の加入している自賠責保険（共済）に直接、損害賠償金を請求します。

第４項 請求の期限〔時効〕

① 加害者請求の場合

【事故日が平成 22 年３月 31 日以前】

被害者や病院等に損害賠償金を**支払った日から２年以内**に損害保険会社に請求しないと時効になり、自賠責保険（共済）から支払われなくなります。

【事故日が平成 22 年４月１日以降】

被害者や病院等に損害賠償金を**支払った日から３年以内**に損害保険会社に請求しないと時効になり、自賠責保険（共済）から支払われなくなります。

② 被害者請求の場合

【事故日が平成 22 年３月 31 日以前】

事故日の翌日から２年以内に損害保険会社に請求しないと時効になり、自賠責保険（共済）から支払われなくなります。

【事故日が平成 22 年４月１日以降】

事故日の翌日から３年以内に損害保険会社に請求しないと時効になり、自賠責保険（共済）から支払われなくなります。

（注）治療が長引いたり、加害者と被害者の話し合いがつかないなど、請求の期限以内に請求ができない場合は、時効中断の手続きが必要となります。

第５項 自賠責保険（共済）から支払われない場合

① 加害者に責任がない場合

（ア）正常に止まっている自動車にぶつかって死傷した場合。

（イ）信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車と衝突して死傷した場合。

（ウ）センターラインをオーバーし、対向車線を走っていた自動車と衝突して死傷した場合。

② 電柱に自ら衝突したようないわゆる自損事故で死傷した場合。

③ 自動車の運行によって死傷したものではない場合。

〔例〕駐車場に駐車してある自動車に、遊んでいた子供がぶつかって死傷した場合。

④ 被害者が「他人」でない場合。

〔例〕被害者所有の自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していた自動車の所有者が死傷した場合

第２節 自動車保険（共済）…… 任意保険

自動車事故により、他人にケガを負わせたために負担しなければならない損害賠償のうち、自賠責保険の支払額を超える損害、あるいは自賠責保険では支払われない他人の財物（相手の自動車・家屋・電柱等）に損害を与えたために負担しなければならない損害賠償や、自分の車の損害等を支払いの対象とするのが、自動車保険です。

自動車保険には、対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険、人身傷害補償保険などがあります。

第１項 保険の種類

① 対人賠償保険

自動車事故で、相手の車に乗っている人、自分の車に同乗していた他人や通行人を死傷させて法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険で支払われる補償額を超える分について、保険金額を限度として支払われます。

※一括払制度について

自動車の対人賠償事故を補償する保険には、自賠責保険と任意保険の対人賠償保険がありますが、この二つの保険を一つの保険として処理し、二度手間を省く手続きが“任意一括払制度”です。加害者が任意保険に加入している場合に、被害者との折衝や書類の作成を任意保険会社が行います。被害者にとっても折衝窓口が任意保険会社に一本化され便利ですが、被害者が拒否した場合は任意一括払を行えません。

② 対物賠償保険

自動車事故によって他人の財物（自動車や家屋等）を壊し、法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金額を限度として、修理費等の合計額から契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額が支払われます。

③ 自損事故保険

自損事故（電柱に衝突したり、崖から転落した場合等）や相手があっても自分に１００％過失がある場合、契約自動車の保有者、運転者又は契約自動車に乗車中の人が死傷した場合の自賠責保険及び政府の保障事業のいずれに対しても請求できない場合に、保険金が支払われます。

④ 無保険車傷害保険

無保険自動車との衝突、接触による事故で、契約自動車に乗車中の人が死亡又は後遺障害を被った場合、保険金が支払われます。

⑤　搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の人（運転者を含む）が、自動車事故によって死傷したときには、損害賠償金等とは別に保険金が支払われます。

⑥　車両保険

契約自動車が、衝突・接触・墜落・転覆・火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮など、偶然な事故によって損害を受けた場合、保険金が支払われます。

⑦　人身傷害補償保険

契約している自動車又は他の自動車に乗車中や歩行中に、自動車事故で死亡・傷害・後遺傷害を被った場合に、自己の過失部分を含めて、所定の基準に基づいて算定された保険金が支払われます。

例として、自分に過失がある事故で自分もケガをした場合や、相手が保険に入っていなくて自分の治療費など相手に支払ってもらえない場合でも、この保険から死亡・傷害・後遺傷害にかかる保険金が支払われます。

なお、取扱保険会社により、支払内容が異なる場合があります。

第２項 請求期限〔時効〕

保険金の支払いは、事故発生日から３年以内に損害保険会社に請求しないと時効になり、保険金が支払われません。

また、何らかの理由により請求が遅れる場合は、時効により請求権が消滅する前に、時効中断措置を取る必要があります。

第３項 保険金（損害賠償額）が支払い不能な場合

対人賠償保険は、個々のケースについて過失が重要視され、その割合でもって保険金（損害賠償額）の支払いがなされることとなり、次の者の生命又は身体が害されたことによる損害について、保険金の支払いは行われません。

①被害者が当該被保険者の父母、配偶者又は子である場合。
②被害者が当該被保険者（雇主）の業務（家事を除く）に従事中の使用人である場合。
③被保険者の故意による事故。
（注）「父母・子」とは血縁関係にある者をいい、義理の父母・子の場合は保険金が支払われます。

また、以下に該当する場合も保険金の支払いは行われません。

地震、噴火、台風、洪水、高潮、津波による事故のとき。
戦争、内乱、暴動などによる事故のとき。
核物質、放射線などによる事故のとき。

第４章 保険者事務【医療】

第１節 求償事務の流れ

国保連合会に損害賠償請求事務を委託した場合のフロー図は以下のとおりです。

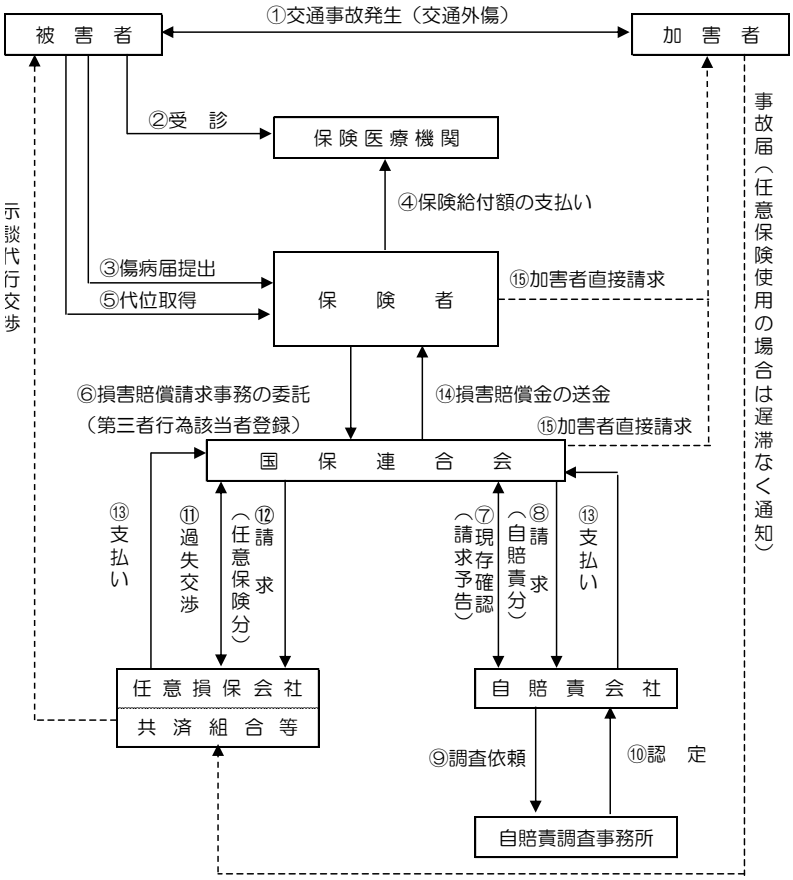

① 被保険者（被害者）が第三者（加害者）行為により負傷。（交通事故の発生） ② 保険証を提示して保険医療機関にて治療開始。 ③ 保険者に第三者行為による傷病届を提出。 ※後期高齢者の場合、市町村にて受理した後、広域連合に送付 ④ 保険給付額の支払い。 ⑤ 被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得。（代位取得） ⑥ 国保連合会に損害賠償請求事務の委託。 ⑦ 「自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額について（照会）」を発送し請求を予告。また、その回答により請求先を決定。	⑧ 損害賠償金の請求。（自賠責分） ⑨ 自賠責調査事務所に事故調査依頼。 ⑩ 損害賠償金の認定（調査結果）を通知。 ⑪ 事故状況に応じて過失交渉。 ⑫ 事故状況に基づき、損害保険会社と過失割合について協議・決定のうえ損害賠償金を請求。（任意保険分） ⑬ 国保連合会へ損害賠償金の支払い。 ⑭ 損害賠償金の送金。 ⑮ 損害保険会社の損害賠償金に不足がある場合等について、加害者へ直接請求。

第２節 事故の発見

国保法施行規則第 32 条の 6、高確法施行規則第 46 条により、第三者行為によって生じた負傷について医療等の給付を受けた場合は、被保険者は保険者に届け出なければなりません。この「第三者行為による傷病の届出」が周知徹底されていれば事故の把握は容易ですが、実際にはその届出は多くはありません。

このため、保険者においても広報資料（HP への掲載・パンフレット・医療費通知など）を通じて被保険者等に呼びかける他、次のような方法で交通事故の発見を行ってください。

第１項 レセプト等の記載からの発見

・特記事項欄から……特記事項欄に記載されている「**１０、第三**」からの発見

・傷病名欄から……特に救急病院・外科・整形外科病院等のレセプトを中心に、交通事故に伴い発生すると思われる「**骨折・打撲・捻挫（頚椎）・挫創など**」をチェックし、当該被保険者に負傷の原因を確認する。

・各種支給申請書から…療養費・高額療養費・葬祭費等の各種支給申請書に記載されている「第三者行為の有無」からの発見

第２項 保険医療機関からの通報による発見

保険医療機関には保険者に通報する義務はありませんが、第三者行為による負傷等について被保険者の診療を行った場合、被保険者に対して第三者行為による傷病届を保険者に提出するように助言をお願いするとともに、保険医療機関からも保険者へ通報してもらうよう協力を依頼するのが望ましいです。

また、レセプトの特記事項「**１０、第三**」の記載を徹底するよう、保険医療機関に周知してください。

第３項 国保連合会からの通知による発見

国保連合会では、第三者行為レセプトの発見手段として「国民健康保険第三者行為該当者一覧表」を提供しています。レセプト（診療報酬明細書）の特記事項欄に「**１０、第三**」の記載があったものを表示しておりますので、当該被保険者に負傷の原因を確認して届出を促してください。

国保総合システムの国保共同電算処理システム「第三者行為求償対象レセプト確認」画面にて、第三者行為求償の疑いのあるレセプトを確認いただけます。

第４項 損害保険会社等からの通知

交通事故による負傷について、医療保険を使用することを希望する損害保険会社が増加しており、第三者行為による傷病届の提出を代行する損害保険会社が多くなっています。

なお、自動車による交通事故については、加害者又は被害者が、任意保険等に加入している場合、平成２８年４月以降は、全ての国民健康保険保険者及び後期高齢者医療広域連合において、一般社団法人日本損害保険協会等と「交通事故にかかる第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結することにより、損害保険会社等から傷病届等の作成、提出の支援を受けることができるようになります。

第５項 その他の発見方法

新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報に留意してください。

第３節 事故発見後の事務処理

事故発見後の窓口事務は、求償事務をスムーズに行うために最も重要なポイントとなるため慎重に行うことが肝要です。

第１項 事務処理にあたっての対処

事故直後、当事者は動揺していることが多く、感情的になっているため、担当者は相手の立場を考慮しながら親切丁寧かつ的確な判断で対処することが必要です。そうした配慮の上、事務処理においては次の事項について聞き取りを行ってください。

⑴ 正確な事故形態について
⑵ 自賠責保険への請求支払状況
⑶ 人身傷害補償特約保険の加入の有無
⑷ 任意保険の契約内容
⑸ 介護保険の使用の有無（65 歳以上の場合）

第２項 国保の概念と国保法第 64 条、高確法第 58 条の趣旨説明

保険給付が受けられることは、被害者および加害者の生活の困窮を救う手段であり、これは本来加害者が負担すべきもので、保険者が立て替えた分は後日加害者から返還してもらう旨を、当事者双方に十分理解させてください。

第３項 当事者からの必要書類の提出を受ける

次にあげる書類を被保険者（世帯主）および相手方から提出を求め、その内容を理解させてください。

⑴ 被保険者（被害者）から提出を求めるもの

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書

※当事者双方が合意したものが望ましい。

- 同意書
- 交通事故証明書

※相手方からの提出が困難な場合に提出を求めてください。

⑵ 相手方（加害者）から提出を求めるもの

- 誓約書
- 交通事故証明書
- 人身事故証明書入手不能理由書

※交通事故証明書が物件事故の場合に提出を求めてください。

- 交通事故証明書入手不能理由書

※交通事故証明書がない場合に提出を求めてください。

※被保険者が加害者の場合、被保険者から提出を求めてください。

第４項 提出書類記載例

各記載例は、第６章「第三者行為損害賠償求償事務の諸様式」に掲載の各様式を使用し一例を記載したものです。

第５項 参考文献等

損害賠償額の算定（過失割合の決定を含む）に当たっては、各連合会における過去の求償事例等に加えて、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部が毎年度発行している「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」上下巻（いわゆる赤本）等が参考となります。

第三者行為による傷病届

第三者行為による傷病届			
項　　目		内　　容	
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号 ○○○○○	保険者名 ○○○○
	保険者の住所(届出先)	〒	
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな こくほ いちろう 氏 名 国保 一郎 国保 印	
被害者（受診者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな こくほ いちろう 氏 名 国保 一郎	男性 45 歳
	続柄 / 生年月日	届出者との関係 本人	昭和46 年 1 月 1 日
	住所 / 電話	〒 000－0000 ▲▲市▲▲▲11－1	TEL (333) 1111
	備　考	XXXX-XXXX-XXXX （国保の場合は個人番号を記載）	
加害者（第三者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな かがい はなこ 氏 名 加害 花子	女性 62 歳
	住所 / 電話	〒 000－0000 ▲▲市★★27－1	TEL (112) 1112
事故発生	事故発生日時	平成28 年 8 月 2 日 午前 / 午後 3 時 30 分頃	
	事故発生場所	▲▲市★★30－5	
自賠責保険（加害者）	保険会社名	○○海上火災 保険株式会社	
	保険契約者名	ふりがな かがい はなこ 氏 名 加害 花子	
	登録番号	▲▲55は5555	
	車台番号	EX66-6666	
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日	自賠責番号
任意保険（加害者）	保険会社名	●●●●損保 保険株式会社	
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL (329) 3443
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名 海上	E-mail
	保険契約者名	ふりがな 氏 名	
	住　　所	〒	
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日	契約番号
	任意対人一括の有無	有 / 無	
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		有 / 無	保険会社名・担当者名 / TEL ( )
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名 ●●病院	治療開始日 平成28 年 8 月 2 日 / TEL ( )
	所 在 地	〒	入院の有無 有 / 無
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名 ○○診療所	治療開始日 平成28 年 8 月 2 日 / TEL ( )
	所 在 地	〒	入院の有無 有 / 無

本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。

(注)保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。

(自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。)

事故発生状況報告書

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番号	第 AA-2222 号	当事者	甲（加害者）	氏名 加害 花子		
自動車の番号	▲▲55は5555		乙（被害者）	氏名 国保 一郎		運転・同乗 歩行・その他
天候	晴・曇・雨・雪・霧・（ ）	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装（してある・してない）・歩道（ある・ない）・道路の見通し（良い・悪い） 中央車線（ある・ない）・道路の状態（直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路）					
信号又は標識	信号（ある・ない）・自車側信号（青・赤・黄）・相手方信号（青・赤・黄） 駐停車禁止（されている・されていない）・その他標識（ ）					
速度	甲車両 不明 Km/h（制限速度 40 Km/h）・乙車両 50 Km/h（制限速度 40 Km/h）					

事故現場状況図

（右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。）

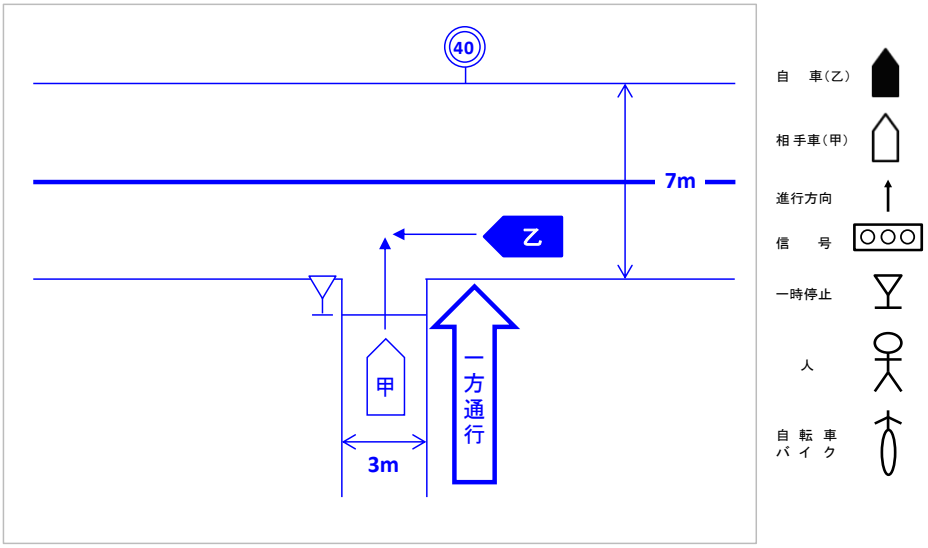

事故発生の状況（経緯）

乙は、見通しのよi片側1車線の国道246号を〇〇市の方へ時速50kmで直進していたところ、甲車が突然脇道から飛び出してきて、乙車の左側前部と衝突しました。

被害者の負傷状況		
	日	☑出勤日 □休日（定休日・休暇含む） □その他（ ）
	時間帯	☑勤務時間中（パート・アルバイト含む） □通勤途上 □出張中 □私用 □その他（ ）
	場所	□会社内 ☑道路上 □自宅 □その他（ ）
	労災特別加入※	（被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入） □加入有 ☑加入無

上記内容に間違いありません。

平成 28 年 10 月 15 日　　届出者(被保険者)：国保 一郎　印（国保）

(注)本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。※社長、役員等の経営者が加入する労災保険

同意書

▲▲市　　御中

※　○○健康保険組合、全国健康保険協会○○支部、○○市、
　　○○国民健康保険組合、○○県後期高齢者医療広域連合　等

同　意　書

私が加害者　加害　花子　に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
3　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
4　治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

平成　28　年　10　月　15　日

届出者（被保険者）
住所　▲▲市▲▲▲11－1
氏名　国保　一郎　国保　（印）

（注1）各保険における根拠法令は次のとおりです。
健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、
後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項
（注2）国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

誓約書

誓　約　書

貴 ▲ ▲ 市 町 村 組合 の国民健康保険の被保険者 国保 一郎 が受けた保険給付は、

私の不法行為（交通事故）に基づくものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約します。

1　保険給付確定額のうち、私の過失割合に応じた損害賠償金を貴殿に支払うこと。

2　上記、1の支払いに充てるため、貴殿が保険給付額を限度として自動車損害賠償責任保険（共済）

から支払いを受けることを承諾すること。

平成 28年 10月 15日

誓約者　住　　所　▲▲市★★27-1

氏　　名　加害 花子　（加害）印

▲ ▲ （市）町 村 組合理事 長　◇◇ ◇◇　様

事故発生年月日	平成28年8月2日	事故発生場所	▲▲市★★30-5
※当事者との関係			
連帯保証人			

※印欄は、誓約者と当事者が異なる場合のみ記入してください。

交通事故証明書

※ □□□-□□□□

交 通 事 故 証 明 書

申請者
住所　▲▲市▲▲▲11-1
氏名　国保　一郎　様

事故照会番号	▲▲▲署　第　１４５５　号	甲・(乙)・　との続柄 (本人)・代理人	
発生日時	平成　２８　年　８　月　２　日　午後　３　時　３０　分ころ		
発生場所	●●県▲▲市★★３０－５		
甲 住所	●●県▲▲市★★２７－１ (TEL000-112-1112)		備考
甲 フリガナ 氏名	カガイ ハナコ 加害　花子	生年月日 昭和２９年　７月　３日 女（６３歳）	甲・乙以外の当事者 有（別紙のとおり） １枚
甲 車種	自家用 普通乗用自動車	車両番号 ▲▲５５は５５５５	
甲 自賠責保険関係	有り　○○海上火災	証明書番号 AA-2222	
甲 事故時の状態	○ 運転・同乗（運転者氏名　　）・歩行・その他		
乙 住所	●●県▲▲市▲▲▲１１－１ (TEL000-333-3333)		
乙 フリガナ 氏名	コクホ イチロウ 国保　一郎	生年月日 昭和４６年　１月　１日 男（４５歳）	
乙 車種	自家用 普通乗用自動車	車両番号 ■■７７ま７７７７	
乙 自賠責保険関係	有り　◇◇損害保険	証明書番号 ZE25-5252	
乙 事故時の状態	○ 運転・同乗（運転者氏名　　）・歩行・その他		

事故類型	人対車両	車両相互						車両単独				踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	○ 出合い頭衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

平成　２８　年　８　月　１２　日

自動車安全運転センター

●　●県事務所長　印

証明番号	１００５７７	照合記録簿の種別	人身事故

人身事故証明書入手不能理由書

（表面）

人身事故証明書入手不能理由書

〇〇海上火災　保険会社　　御中

■ **人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった理由をお教えください。**

（人身事故扱いの交通事故証明書が添付されていても、被害者の方のお名前がない場合は、記入してください。）

理由 ※該当する項目に〇印をしてください。 ※複数に該当する場合は、すべてに〇印をしてください。	○ 受傷が軽微で、検査通院のみ（予定を含む）であったため ○ 受傷が軽微で、短期間で治療を終了した（もしくは終了予定の）ため ○ 公道以外の場所（駐車場、私有地など）で発生した事故のため ○ 事故当事者の事情（理由を具体的に記載してください。） 【理由】 〇 その他（理由を具体的に記載してください。） 【理由】 事故当時異常なく、後日痛み出し、病院にて治療を受け、▲▲▲署に届け出たが事故日から2週間も経過していたので、「人身事故」として受け付けてもらえませんでした。

◆ 警察へ、事故発生の届出を行っている場合には、以下に記載してください。

届出警察	▲▲▲ 警察　　××担当官（判明している場合）	届出年月日	平成28年　8月　18日

裏面へ（交通事故証明書が発行されていない場合、または発行されている交通事故証明書にお名前がない場合に限り、裏面の事故当事者、発生日時、発生場所等を記入してください。）

■ **人身事故の事実を確認するため、関係者の記名・押印をお願いします。**

◆ 上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実に相違ありません。

〇 当事者 ○ 目撃者 ○ その他（　　） ※ 該当する項目に〇印をしてください	住　所　〒000－0000　　記入日　平成28年　10月　15日 ▲▲市★★27－1 氏　名　加害　花子　加害 印 電　話　××（　333　）3333

（注）当欄は、賠償を求める側が、直接、自賠責保険に請求（法第16条請求）する場合には、保険契約者側（契約者、運転者など）の方、または目撃者の方がご記入ください。賠償をした側が請求（法第15条請求）する場合には、賠償を受けた側の方、または目撃者の方がご記入ください。

（保険会社使用欄）　該当する□のすべてに☑する。

責任者	担当者

□ 人身事故としての警察への届出の必要性について、説明しました。

□ 請求関係書類の確認により、または以下の調査・確認により、人身事故の事実に相違ないことを確認しました。

◆ 確認日	◆ 確認先	◆ 確認方法
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談

◆ その他・特記事項（　　）

【 事案情報　被害者名　：　　事故日　：　平成　　年　　月　　日】

（裏面）

○交通事故概要記入欄

（物件事故扱いの交通事故証明書にお名前が記載されている場合は、以下の項目は記載不要です。）

発生年月日時			平成28 年 8 月 2 日 午前 (午後) 3 時 30 分頃 天候 雨		
発生場所			▲▲市★★30－5		
当事者	甲	住所	〒000－0000 ▲▲市★★27－1	電話 XX (333) 3333	
		氏名	加害 花子	生年月日	明・大 (昭) 平 20 年 7 月 3 日(62)才
		自賠責保険契約先	○○海上火災 保険株式会社	自賠責保険証明書番号	第 AA-2222 号
		登録番号	▲▲55は5555	事故時の状況	(運転)・同乗(甲・乙)・歩行・その他
	乙	住所	〒000－0000 ▲▲市▲▲▲11－1	電話 XX (112) 1112	
		氏名	国保 一郎	生年月日	明・大 (昭) 平 37 年 1 月 1 日(44)才
		自賠責保険契約先	◇◇損害保険 保険株式会社	自賠責保険証明書番号	第 ZE25-1111 号
		登録番号	■■77ま7777	事故時の状況	(運転)・同乗(甲・乙)・歩行・その他
	丙	住所		電話 ( )	
		氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日( )才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第 号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他
	丁	住所		電話 ( )	
		氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日( )才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第 号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他
	戊	住所		電話 ( )	
		氏名		生年月日	明・大 昭・平 年 月 日( )才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第 号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗(甲・乙)・歩行・その他

※ 上記に事故当事者が記入できない場合には、別紙に必要事項を記載してください。

交通事故証明書入手不能理由書

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時		平成２８年８月２日　午後３時３０分頃		
発生場所		▲▲市★★３０－５		
加害者（甲）	住所	▲▲市★★２７－１		
	氏名	加害　花子	生年月日	昭和29年7月3日
	車種	自家用　普通乗用自動車	車両番号	▲▲55は5555
	自賠責保険契約先	○○海上火災	自賠責証明書番号	第　AA-2222　号
	事故時の状態	運転		
被害者（乙）	住所	▲▲市▲▲▲１１－１		
	氏名	国保　一郎	生年月日	昭和46年1月1日
	車種	自家用　普通乗用自動車	車両番号	■■77ま7777
	自賠責保険契約先	◇◇損害保険	自賠責証明書番号	第　ZE25-1111　号
	事故時の状態	運転		
甲・乙以外の当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由		事故当時異常なく、後日痛みだし、病院にて治療を受け、▲▲▲署に届け出たが事故日から２週間も経過していたので、交通事故証明書を発行してもらえませんでした。		

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。

平成　28年　10月　15日

（甲）　住所　▲▲市★★27－1
氏名　加害　花子　加害　印　　電話（ XX ）　112 － 1112

上記事故を目撃しました。

平成　年　月　日

目撃者　住所
氏名　　印　　電話（　）　　－

第６項 治療状況、示談の有無について確認する

第三者行為による負傷について治療状況を確認するとともに、示談の有無についても確認してください。また、書面での示談書を作成すること・事前に保険者に連絡すること・安易に示談・権利の放棄をしないことなど、慎重に示談を行うことを指導してください。

第４節 国保連合会への依頼

保険者は、「第三者行為求償事務依頼書」に以下の書類を添えて国保連合会に提出してください。

① 第三者行為による傷病届
② 事故発生状況報告書
③ 同意書
④ 誓約書
⑤ レセプト（診療報酬明細書等）の写し
※レセプト管理システムから国保連合会にて写しを取らせていただきます。紙取り扱いのレセプト（柔整、鍼灸）、療養費等の写しを送付ください。
⑥ 交通事故証明書（人身事故証明書入手不能理由書・交通事故証明書入手不能理由書）

第１項 依頼時の留意点

⑴ 関係書類について、記載漏れ・記載誤り・署名押印漏れがないか確認してください。
⑵ 被保険者の過失が 100%の場合（自損事故・センターラインオーバーなど）については、国保連合会に依頼する必要はありません。
⑶ 労災保険や自費での治療の場合は、求償権が発生しません。なお、保険給付には療養の給付のほかに療養費（高額療養費・補装具）などが含まれますのでご注意ください。
⑷ 自賠責保険対応の案件については、被害者加入の人身傷害補償特約保険と競合※となりますので、早急に依頼してください。
※人身傷害補償特約保険からの請求も被害者請求にあたるため、自賠責保険の 120 万円を限度として国保連合会からの請求と競合する場合があります。

第２項 依頼後の事務処理

⑴ 求償事務依頼後の書類送付

求償事務関係書類提出時に不足した書類又は求償事務に必要とする書類がある場合は、「第三者行為求償事務依頼書」に関係書類を添えて、速やかに送付してください。

⑵ レセプト写しの送付

⑴の要領により、送付してください。なお、医科、歯科、調剤、訪問看護分については、保険者レセプト管理システムより該当レセプトを国保連合会にて抽出し印刷いたします。

柔整・鍼灸レセプトや療養費等の紙取り扱いのレセプトについては、写しを送付ください。

⑶ 損害賠償額の決定および送金

損害保険会社から損害賠償請求に対し支払いを受けた場合は、「第三者行為に係る損害賠償金の決定及び送金について」の通知により保険者が指定した指定口座に振り込みます。

⑷ その他

国保連合会より要請のあった事項について協力をお願いします。

第５章 保険者事務【介護】

第１節 求償事務の流れ

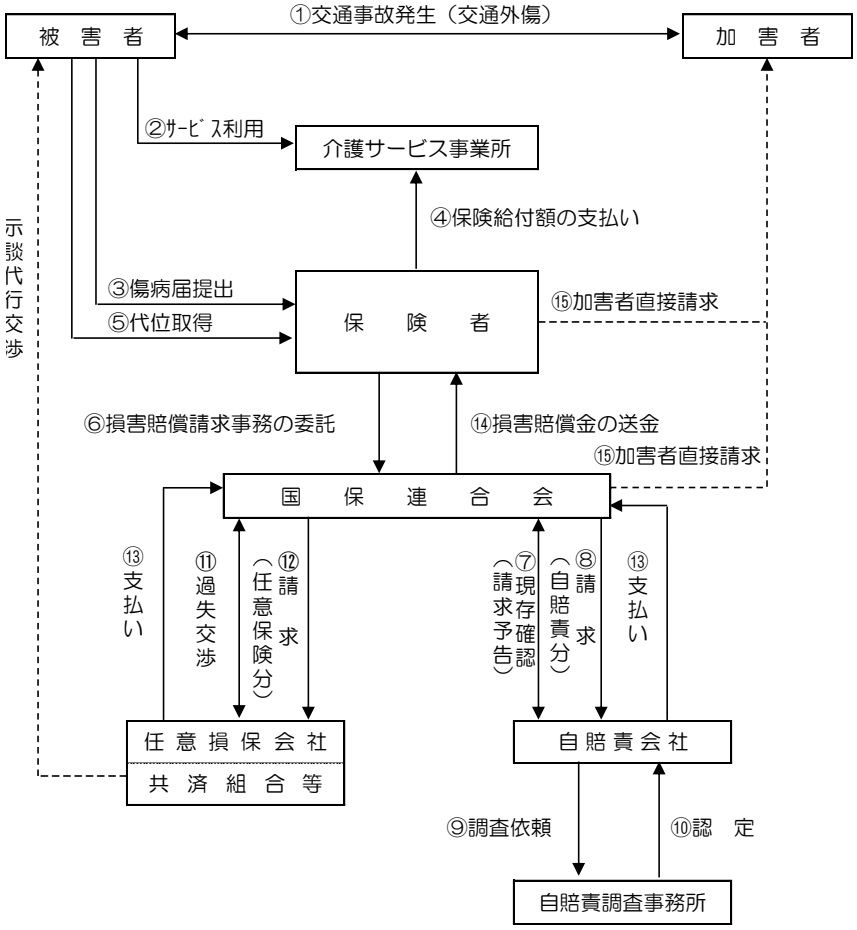

① 被保険者（被害者）が第三者（加害者）の行為により負傷等をし、それが起因となり要介護等認定 ② 介護サービスの利用開始。 ③ 保険者に第三者行為による傷病届を提出。 ④ 保険給付額の支払い。 ⑤ 被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得。（代位取得） ⑥ 国保連合会に損害賠償請求事務の委託。 ⑦ 「自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額について（照会）」を発送し請求を予告。また、その回答により請求先を決定。	⑧ 損害賠償金の請求。（自賠責分） ⑨ 自賠責調査事務所に事故調査依頼。 ⑩ 損害賠償金の認定（調査結果）を通知。 ⑪ 事故状況に応じて過失交渉。 ⑫ 事故状況に基づき、損害保険会社と過失割合について協議・決定のうえ損害賠償金を請求。（任意保険分） ⑬ 国保連合会へ損害賠償金の支払い。 ⑭ 損害賠償金の送金。 ⑮ 損害保険会社の損害賠償金に不足がある場合等について、加害者へ直接請求。

第２節 事故の発見

介護法施行規則第３３条の２により、平成２８年４月１日から第三者行為によって生じた負傷について介護の給付を受けた場合は、被保険者は保険者に届け出なければなりません。この「第三者行為による傷病の届出」を周知徹底することで事故の把握をすることが重要です。

このため、保険者においても広報資料（HP への掲載・パンフレット・介護給付費通知など）を通じて被保険者に呼びかけるほか、次のような方法で交通事故の発見を行ってください。

また、介護保険のサービスを受ける以前に医療の方で、第三者行為による傷病届の提出がある場合でも提出を求めてください。

第１項 事故の発見方法

⑴ 医療保険担当課との連携

事故発生後はまず医療を受診することがほとんどであり、治療と並行しながらの介護サービス、また、治療後に介護サービスを受けることからも医療保険担当課との連携が重要と考えられます。

加えて、医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう平成 28 年度に国保連合会システムを改修し、平成 29 年度末を目途に運用を開始する予定です。

⑵ 損害保険会社等からの通知

損害保険会社等は、被害者に代わり保険者に届出を行うことがあります。

⑶ 介護サービス事業者(ケアマネジャー）、認定調査員等からの連絡

介護保険事業所のケアマネジャーと保険者が密に連絡を取り合い、傷病届を保険者に提出するように助言をお願いするとともに、事業所や認定調査員等からも保険者へ連絡してもらうよう協力を依頼するのが望ましいです。

⑷ 要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄

介護保険認定審査会時に、主治医意見書に保険事故の発生原因が記載されている場合がありますのでご確認ください。

⑸ 報道機関および住民から

新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報に留意してください。

第３節 事故発見後の事務処理

事故発見後の窓口事務は、求償事務をスムーズに行うために最も重要なポイントとなるため慎重に行うことが肝要です。

第１項 事務処理にあたっての対処

介護保険の場合は事故後時間が経過していることもあり、示談等も終了している可能性があるため、次の事項について聞き取りを行ってください。

（1）国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為求償の有無について
⑵ 示談の有無、内容について
⑶ 自賠責保険への請求支払状況
⑷ 正確な事故形態について
⑸ 人身傷害補償特約保険の加入の有無
⑹ 任意保険の契約内容
⑺ 相手側への介護サービス利用報告の有無

第２項 介護保険の概念と介護保険法第 21 条の趣旨説明

介護保険制度は、高齢者の自立支援を目的に、加齢に伴い生じうる要介護状態等という普遍的なリスクに対応するための社会保険制度です。このため、第三者行為により要介護状態等となり発生した保険給付は本来加害者が負担すべきもので、保険者が立て替えた分は後日加害者から返還してもらう旨を、当事者双方に十分理解していただきます。

第３項 当事者からの必要書類の提出を受ける

次にあげる書類を被保険者および相手方から提出を求め、その内容を理解させてください。届出の様式は、同意書を除き医療用の届出様式を活用して差し支えありません。加えて、医療での第三者行為による傷病届を既に受け付けている場合は、同意書を除き当該届出の複写での届け出も差し支えありません。

（1）受給者（被害者）から提出を求めるもの
- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
  ※ 当事者双方が合意したものが望ましい。
- 同意書
- 交通事故証明書
  ※被保険者が加害者の場合に提出を求めてください。

⑵ 相手方（加害者）から提出を求めるもの

- 誓約書
- 交通事故証明書
- 人身事故証明書入手不能理由書

  ※ 交通事故証明書が物件事故の場合に提出を求めてください。
- 交通事故証明書入手不能理由書

  ※交通事故証明書がない場合に提出を求めてください。

  ※被保険者が加害者の場合、被保険者から提出を求めてください。

第４節 国保連合会への依頼

保険者は、「第三者行為求償事務依頼書」に以下の書類を添えて国保連合会に提出してください。

なお、医療で既に国保連合会に②～⑤を提出済みの場合は、①第三者行為による傷病届および③同意書、⑥主治医意見書の写し（任意）のみの提出となります。

① 第三者行為による傷病届

② 事故発生状況報告書

③ 同意書

④ 誓約書

⑤ 交通事故証明書（人身事故証明書入手不能理由書・交通事故証明書入手不能理由書）

⑥ 主治医意見書の写し（任意）

第１項 依頼時の留意点

⑴ 関係書類について、記載漏れ・記載誤り・署名押印漏れがないか確認してください。

⑵ 被保険者の過失が 100%の場合（自損事故・センターラインオーバーなど）については、国保連合会に依頼する必要はありません。

第２項 依頼後の事務処理

⑴ 求償事務依頼後の書類送付

求償事務関係書類提出時に不足した書類又は求償事務に必要とする書類がある場合は、「第三者行為求償事務依頼書」に関係書類を添えて、速やかに送付してください。

⑵ レセプト（介護給付費明細書等）の写しについて

該当レセプトを国保連合会において抽出するので写しの送付は必要ありません。ただし、住宅改修費の支給等については必要書類を⑴の要領により送付してください。

⑶ 損害賠償額の決定および送金

損害保険会社から損害賠償請求に対し支払いを受けた場合は、「第三者行為に係る損害賠償金の決定及び送金について」の通知により保険者が指定した指定口座に振り込みます。

⑷ その他

国保連合会より要請のあった事項について協力をお願いします。

第５節 介護保険求償事務における問題と留意点

第三者行為により介護給付を受けている人について、その多くが医療での症状固定・後遺障害認定をもって示談を終えています。被害者は示談によって症状固定日以降にかかる費用について賠償請求の権利を放棄していることがほとんどで、症状固定後に介護保険を利用されても損害賠償請求にまで至らないのが現状です。介護保険における損害賠償求償の範囲には、加害者と被害者の間での示談により放棄される前のサービスに対して請求権が存在し、その後、それを超える保険給付があっても、保険者は請求権を代位取得することができません。

また、介護保険のサービスのすべてが交通事故と因果関係があるのかという問題もあり、もともと介護を利用されている方が交通事故により要介護度が上がってもすべてが事故によるものではないということもあります。

なお、被保険者が介護分の賠償額が明確にされている示談金を受けたときは、その額を限度として（保険給付分と自己負担分の合計である介護サービスの総額が賠償額に達するまで）保険給付が免責され、保険者は示談金を超える額について保険給付を行うこととなります（介護法第 21 条第２項）ので、保険者も可能な限り示談前に被保険者と相談し、あらかじめ適切な示談内容となるよう留意することが必要になります。

今後の対応としては、損害保険会社側においても明確な取扱いがないことや事例の集積がないため、事案ごとに損害保険会社側と被害者側（保険者・被保険者・国保連合会）の間で調整をはかりながら対応していくことになると思われます。

第６節 参考資料（第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A）

第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&A

厚生労働省老健局介護保険課発
各都道府県介護保険担当主管課宛
平成28年3月31日付け事務連絡

1　損害賠償の代位取得について

問１　交通事故など第三者の行為によって保険給付を行った場合に、損害賠償請求権を代位取得するための要件は何か。

（答）交通事故等により、要支援・要介護状態となった者に対し、損害賠償義務の履行前に保険給付を行った場合、介護保険法（以下「法」という。）第２１条第１項により、市町村は、給付の価額の限度において損害賠償請求権を被保険者から代位取得する。

その要件としては、

① 給付事由が第三者の行為によって生じたこと
② 当該事故に対して既に保険給付を行ったこと
③ 当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していること

の３つが必要である。

この場合、損害賠償請求権の代位取得は、市町村の取得の意思表示や、第三者に対する通知又はその承諾を求める行為を要せず、法第２１条第１項の規定により法律上当然に行われるものである。（ただし、損害賠償請求権を取得したことについては、通知することが望ましいと考えられる。）

問２　被保険者と加害者とでいまだ示談が成立していない状況においても、市町村は、独自に加害者（又は損害保険会社）に対して請求を行ってもよいか。

また、示談成立後であっても、示談の内容にかかわらず、示談成立前に実施した保険給付について、請求を行うことは可能か。

（答）問１のとおり、示談成立前に行われた保険給付分については、示談が成立しているか否かに関わらず、また、その内容に関わらず、第三者への請求が可能であり、市町村は、保険給付実施分に係る賠償額を請求することができる。

市町村が保険給付を実施した後に示談が成立した場合であっても、示談成立以前の保険給付に関しては、法第２１条第１項に基づき、市町村は損害賠償請求権を当然に代位取得しているので、保険給付額について請求することが可能である。

問３　交通事故等において、被保険者にも過失割合がある場合には、代位取得する損害賠償請求権はどうなるのか。

（答）市町村が法上当然に代位取得している損害賠償請求権は、本来は被保険者と加害者との間で合意された過失割合によって影響を受けるものではないが、被害者にも明らかに過失が認められるときは、これを減額して差し支えない（例えば被害者と加害者との間で過失割合が５：５とされた場合、これに応じて請求額を５割に減額しても差し支えない）。

問４　市町村が損害賠償を請求する際には、高額介護サービス費の支給額についても、請求することができるのか。

（答）請求の範囲については、法第２１条第１項により、給付の価額の限度において代位取得するので、高額介護サービス費を既に給付していれば、当該給付についても請求することが可能である。

２　保険給付の免責について

問５　示談が成立した後は、どのように保険給付を実施すべきか。

（答）示談が成立した場合、損害賠償請求権は、この示談金の価額が限度となり、その後、これを超える保険給付がある場合であっても、請求権を代位取得することはできない。また、示談金を受けたときは、その後の介護サービスについては、市町村は、法第２１条第２項の規定により当該示談金の価額を限度として、給付が免責されることとなり、示談金を超える金額については保険給付を行わなければならないこととなる。

問６　示談の内容によって、免責される保険給付の範囲はどのように変わるのか。

（答）示談において介護分の賠償額が明確にされている場合（※）には、介護保険サービスの総額（保険給付分と自己負担分の総額）が賠償額に達するまで給付の責を免れることとなる。一方、示談において介護分の賠償額が明確にされていない場合には、市町村と被保険者との個別の協議によることとなってしまうことから、支払われる賠償額のうち、介護分の額やその算出根拠が明確になるよう、市町村も可能な限り示談前に被保険者と相談することにより、あらかじめ適切な示談内容となるよう留意することが肝要である。

示談の際に今後の介護費用を算定するに当たっては、例えば、在宅サービスを受ける場合にはケアプラン（居宅介護サービス計画）を基に算定し、施設サービスを受ける場合には１日当たりの介護報酬額を基に算定する等の方法が考えられる。

（※）以下のような示談が考えられる。

示談額〇〇円

うち将来の介護費用〇〇円（サービス月額（10割分）〇〇円×12×平均余命〇年）

問７　被保険者に過失があるなどの理由で、被保険者が賠償額を軽減して示談を結んだ場合、市町村が免責される給付額も軽減されるのか。

（答）賠償額の決定において、被害者の過失を斟酌して賠償額を軽減（過失相殺）した場合、市町村が免責される額は、損害賠償金を限度とすることから、軽減されることとなる。

なお、被保険者が低額な示談を結んだ場合であっても、その額を超える額については保険給付しなければならないこととなるが、その示談が例えば介護費用の１割分のみを賠償するものとして結ばれた場合などには、錯誤による無効を主張し得ると考えられる。

３　事例の発見方法について

問８　介護保険についても国民健康保険と同様、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときには、被保険者に届出の義務化が課されるようになったが、どのような方法で事例を発見することが考えられるのか。

（答）事例の発見方法としては、以下のような方法が想定される。

① 被保険者からの届出
② 要介護認定申請時等における聞き取り
③ 医療保険者からの連絡（医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう、平成28年度に国保連合会システムを改修、平成29年度末を目途に順次運用開始予定）
④ 損害保険会社からの連絡
⑤ 介護サービス事業者や認定調査員等からの連絡
⑥ 要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄の記載

したがって、被保険者への制度の周知、医療保険担当部局との密接な連携、介護サービス事業者等からの情報収集などを行うことが早期の事例の発見には有効である。

また、平成28年４月１日以降、被保険者による届出が義務化されたことに伴い、被保険者への届出に関する周知を各保険者において適宜行って頂きたい。

４　保険給付額の増加について

問９　既に要介護被保険者で介護サービスを受けていた者が、第三者行為により保険給付額を増加させた場合、どの範囲の保険給付まで市町村は損害賠償請求権を代位取得することができるのか。

（答）第三者の行為により保険給付額が増加したことについて、相当な因果関係が認められる場合には、その増加分について請求を行うことができると考えられる。これは、要介護度が変化していなくても、第三者の行為に起因して保険給付額を増加させた場合には、同様である。

問１０　示談が成立した後に、被保険者の要介護度が悪化し、もしくはサービス利用量が増加した場合、当該保険給付増についても、市町村は保険給付の責を免れることとなるのか。

（答）示談成立後については、保険給付額の増額の有無にかかわらず、介護分の賠償額（１０割分）の９割まで、市町村は保険給付の責を免れることとなる。

ただし、将来の介護サービスの増加に対して、賠償額を増加させる旨の合意があり、その介護サービスの増加が第三者の行為に起因するものであれば、賠償額の増額の範囲内で免責額が増額することもあり得る。

なお、こうしたことから、示談の締結に際し、市町村も被保険者に、将来の介護サービスの取扱いについて明確にするなどの助言を行うことも考えられる。

５　時効との関係について

問１１　法第２１条第１項により代位取得した損害賠償請求権の時効は、いつから進行し時効期間は何年か。

（答）法第２１条第１項の損害賠償請求権の代位取得については、その性質上、一般私法上の債権であることから、民法第７２４条（損害賠償請求権の消滅時効）の規定が適用され、その消滅時効は、被保険者が第三者から被害を受けたこと及び加害者を知った日の翌日から３年で成立するものと考えている。

第６章 第三者（加害者等）直接請求

第１節 第三者直接求償の意義と保険者の役割

保険者は、傷病等の保険事故が第三者の行為に起因するものであっても保険給付を行いますが、１）二重利得の防止、２）不法行為責任の追及、３）負担の公平性の確保と保険財政の健全化の観点から、法律上当然に代位取得した損害賠償請求権を第三者に対し直接行使するのが原則です。

※　第三者行為による傷病等のため療養の給付等を行ったときは、給付のつど給付の価額を限度に、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得します。

※　自賠法３条は、自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の身体等に被害を与えたことに伴い生じた損害を賠償する責任があることを規定し、自賠法 15 条は、加害者からの保険請求権を規定し、本人が支払った損害賠償額を限度に填補することとしています。その上で、自賠法 16 条により、被害者による保険会社への損害賠償請求を可能としています。

第２節 第三者（加害者等）に対する直接請求

次の場合、保険者の判断により、第三者に対して直接請求することになります。

第１項 直接請求が可能な場合

（１）自動車事故の場合

① 任意保険の契約が無く、自賠責保険の限度額が、既に他の請求者により消費済みの場合。

② 任意保険の契約が無く、自賠責保険の認定が、他の請求者との按分等の理由により、加害者過失相当額の賠償がされない場合。

③ 任意保険の契約は有るが、自賠責保険の契約が無く、自賠責限度額までの賠償が得られない場合。

④ 任意保険の契約はあるが、賠償責任限度額の超過等の理由により、加害者過失相当額の賠償がされない場合。

⑤ 自賠責保険、任意保険ともに保険契約が無い場合。

（２）自動車事故以外の場合。（第三者側に損害賠償責任保険の契約がない場合）

例：自転車事故、食中毒、施設内の事故、動物による被害、スポーツ事故など

第２項 直接請求事務の流れ

国保連合会に直接請求を委託している場合、次のいずれかに該当した場合には委託を解除するなど事前に双方で要件を定めておくことが望ましいです。

- 国保連合会から第三者求償に関する文書を送付しても第三者から一定期間において応答がないなど、第三者との接触が困難な場合
- 支払能力がない、支払う意思がないと確認できた場合
  ※　支払能力については、本人からの聞き取りや市町村側で確認し、判断することが望ましいです。
- 分納計画の履行が中断し、催告を行っても、一定期間（３ヶ月程度）応答がないなど時効の中断に法的手続きが必要な場合
  ※　分納回数については、予め上限を定めておくことが望ましいです。また、一定期間についても予め定めておくことが望ましいです。
- その他債権回収のための法的手続きが必要な場合

【事務フロー】

①　第１項より直接請求する事案を決定して第三者に「事前通知」を送付します。

②　第三者に連絡のうえ、保険給付の損害賠償請求権について説明をして第三者の理解を得ます。このとき「債務確認書」を取り付けして支払いの確約を得ます。

※　示談が済んでいない場合は、示談されたことが確認された時点で、損害賠償額（請求額）を決定します。しかし、示談が長引くことで、請求までの期間が長くなり、第三者の賠償意欲が消滅する可能性がありますので、一定の期間で打ち切ることも必要です。

※　第三者は一般的に法律知識を有していない場合が多いので、わかりやすく第三者行為求償についての説明を行い、理解を得る事が必要となります。

※　第三者の主張と被保険者の主張が食い違う場合や、第三者が不誠実であったりする場合も考えられますが、その場合の対応は、第三者を説得するための材料を準備して交渉に臨むことが必要です。その材料とは、その時の事故状況により異なりますので、事前調査は必ず必要です。

※　遠方であったりして接触できないことも考えられますが、その場合は文書等送付する事になります。併せて、求償金額が決まっていれば、請求書等も送付します。その時には分納も行える旨の文言も付記しておきます。

③　支払いについては、一括で納入させることが理想ですが、それが困難な場合には「分割納入誓約書」を取り付けして分割での納入とします。

※　長期に亘る分割納入の場合、第三者の無断転居等で回収が困難になることが予想されますので、出来る限り短期での分割にすることが良いと思われます。

④　「損害賠償請求書」等を作成し、第三者へ送付します。
　　※　納入方法は、「納入通知書」による口座振り込みとします。

⑤　支払いが延滞したときは、「催告通知」を送付します。

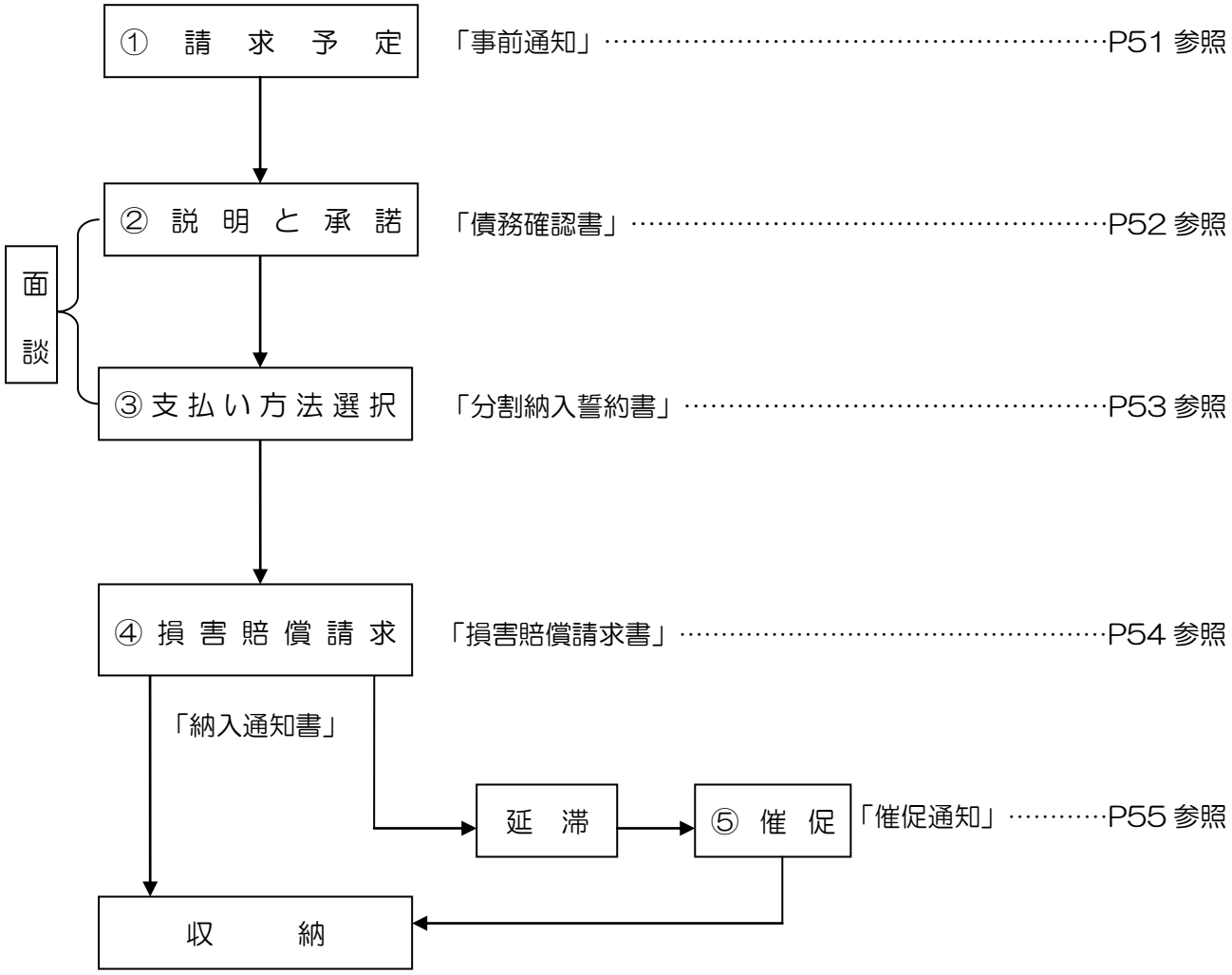

※この様式は一例であり、市町村等の
独自の様式をご使用ください。

第　　号
年　　月　　日

第三者（自動車保有者）　様

市　町　村　長　㊞

損害賠償金の請求について（通知）

下記の事故により、当（市・町・村）で保険給付を行った分について、
国民健康保険法第64条第1項
高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項
介護保険法第21条第1項
の規定により、損害賠償請求権を代位取得しております。
つきましては、後日貴殿に対して損害賠償金を請求いたしますので、事前に通知いたします。

記

事故発生日時		年　月　日	午前 午後	時　分頃
事故発生場所		市　町 郡　村		
被害者 （被保険者）	住所			
	氏名			

※この様式は一例であり、市町村等の
独自の様式をご使用ください。

損害賠償金債務確認書

市　町　村　長　に対し、　　年　　月　　日現在、下記金額の未払い債務のあることを確認いたします。

記

1　金　　円也

ただし、私の過失を　　％とした｛国民健康保険法第64条第1項／高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項／介護保険法第21条第1項｝の規定による損害賠償金

2　支払い方法

上記のこと、下記保証人と共に誠実に履行することを誓約いたします。

年　　月　　日

債　務　者　住　所

氏　名　　印

連帯保証人　住　所

氏　名　　印

市　町　村　長　　御中

※この様式は一例であり、市町村等の独自の様式をご使用ください。

年　　月　　日

市　　町　　村　　長　　御中

納入者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

損害賠償金分割納入誓約書

私は、{国民健康保険法第64条第1項 / 高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項 / 介護保険法第21条第1項}の規定により＿＿＿＿＿(市・町・村)に納付しなければならない損害賠償額がありますが、下記の理由により一時に全額納付することができませんので、次の計画により誠意をもって分割納入することを誓約いたします。

なお、分割納付金の支払いを遅延した場合には、残額一括請求されても異議ありません。

記

納付誓約額	円		ただし被害者　　殿との間の第三者行為による損害賠償金		
分納期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで				
分納回数	回	毎月納付額	円×　　回 円×　　回	納付期日	毎月　　日
分納を必要とする理由					

※この様式は一例であり、市町村等の
独自の様式をご使用ください。

第　　号
年　　月　　日

第三者（自動車保有者）　様

市　町　村　長　㊞

損害賠償金の請求について

年　　月　　日　第　　号で通知いたしました下記の事故に対する診療（サービス）については当（市・町・村）において保険給付を行ったので、

国民健康保険法第64条第1項
高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項
介護保険法第21条第1項
の規定により損害賠償金として請求いたします。

つきましては、別紙「納入通知書」により期日までにお支払い下さい。

記

事故発生日時		年　月　日	午前 午後	時　分頃
事故発生場所		市　町 郡　村		
被害者	住所			
	氏名			

保険給付額　①	金　円
過失割合　②	%　円
保険会社等収納額　③	金　円
計　（①×②－③）	金　円

※この様式は一例であり、市町村等の
独自の様式をご使用ください。

第　　号
年　　月　　日

第三者（自動車保有者）　様

市　町　村　長　㊞

損害賠償金の請求について（催告通知）

下記の事故に関する損害賠償金の支払について、　　年　　月　　日付け第　　号で貴殿に請求いたしましたが、いまだにお支払いをいただいておりませんので、来る　　月　　日までに支払われるよう催告いたします。

なお、期日までに納入されないときは、強制執行させていただきますので充分ご注意ください。

記

事故発生日時		年　　月　　日	午前 午後	時　　分頃
事故発生場所		市　　町 郡　　村		
被害者（被保険者）	住所			
	氏名			
求償額		金　　円		

第７章 第三者行為損害賠償求償事務に係る債権管理

第１節 滞納整理

滞納整理には、次に掲げる５つの方法があります。

１　支払猶予
２　債務の免除
３　徴収停止
４　債権の申出等
５　損害賠償請求権の時効による消滅

（１）　支払猶予

地方自治法施行令の規定に従い、第三者が次に掲げる項目の一つに該当する場合には、履行期限を延長したり（支払猶予）、損害賠償金の分割払いを承認したりして、支払いを猶予する措置をとることができます（地方自治法施行令第 171 条の６を参照）。

① 第三者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
② 第三者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
③ 第三者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、第三者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

※支払猶予の参考事例

少額訴訟において、裁判所は、判決言渡しの日から３年を超えない範囲内で、次に掲げる支払猶予や分割払い等を命ずることができます（民訴法３７５条１項）。

① ３年を超えない範囲で支払期限を定めること。
② ３年を超えない範囲で分割払いの定めをすること。
③ 期限の猶予と訴え提起後の遅延損害金を免除する定めをすること。

（２）　債務の免除

第三者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行期限の延長を行った場合に、延長に係る債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から１０年を経過した後において、なお、第三者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、第三者が負っている債務を免除することができます（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項を参照）。

ただし、10 年間に渡り資力が無いことを確認し続ける必要があることや債権を管理し続ける等要件が厳しくなっており、本条文を適用させる場合は慎重な調査や判断を行う必要があります。

なお、この場合における債務の免除については、普通地方公共団体の議会の議決は要しないものとされています（地方自治法施行令第 171 条の７第３項を参照）。

（３）　徴収停止

第三者に対する損害賠償請求権（債権）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについては、地方自治法施行令の規定に従い、第三者が次に掲げる項目の一つに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、以後その保全及び取立てをしないことができます（地方自治法施行令第 171 条の５を参照）。

① 法人である第三者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

② 第三者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（４）　債権の申出等

第三者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等を知った場合には、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出を行うことが必要であり、また、損害賠償請求権（債権）を保全するために必要があると認めるときは、第三者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとることが必要です（地方自治法施行令第 171 条の４参照）

この債権の申出を行った場合に、債務者（加害者）が裁判所から免責の決定を受けた場合には、申し出た債権については加害者に対して履行の請求ができないことから、不納欠損処分を行うことになります。

（５）　損害賠償請求権の時効による消滅

第三者行為求償事務の実務において対象となる損害賠償請求権は、民法その他の私法に根拠を有するものであり、また、時効に関しても民法その他の私法に規定があることから、「時効に関し他の法律に定めがあるものを除く」という地方自治法の規定からして、地方自治法の時効に関する規定は、国民健康保険法第 64 条第 1 項に規定する損害賠償請求権については適用されないものと解します。したがって、国民健康保険法第 64 条第 1 項に規定する損害賠償請求権は、5 年ではなく、３年で時効によって消滅することになるので、注意しなければなりません。

なお、この時効による代位取得した損害賠償請求権の時効消滅を阻止するためには、次に掲げる時効中断の措置をとる必要があります。

①　裁判上の請求、支払督促、和解のための呼出し、破産手続参加

②　差押え、仮差押え又は仮処分

③　債務者の債務の承認

第２節 強制履行

第１項 支払督促制度

（１） 支払督促制度とは

平成８年の新民事訴訟法の制定により、従来あった支払命令制度に代わって設けられた制度であり、平成１０年１月１日から施行された制度です。

（２） 支払督促手続と従来あった支払命令手続との大きな相違点

① 支払命令は簡易裁判所の裁判官が発していたが、支払督促は簡易裁判所の裁判所書記官が発することになったこと。

② 支払命令の却下処分に対する異議の申立てはできなかったが、支払督促に対する却下処分に対しては告知の日から１週間の不変期間内に異議の申立てができること。

③ 支払督促に対する仮執行宣言の申立ては簡易裁判所裁判官から裁判所書記官にするように改められたこと。

（３） 支払督促の要件

① 支払督促の対象となる目的物が金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権であること。なお、目的物の金額に制限はない。

② 日本において公示送達によらないで支払督促を送達できること。

③ 上記の二つの要件を充足する場合、請求する目的物の価額に関係なく、原則として債務者（支払督促の申立人の相手方）の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に支払督促の申立てを行うこと。

（４） 支払督促の申立の手続

① 支払督促の申立ては、原則として債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に支払督促申立書を提出します。

② 支払督促が債務者に送達された後、２週間を経過すると、支払督促に仮執行宣言を求める申立てをすることができます。

③ 仮執行宣言付支払督促が債務者に送達された後、２週間を経過すると支払督促は確定判決と同一の効力を有し、それによって強制執行を行うことができます。

④ 支払督促に対して債務者が異議申立期間内に異議を申し立てると、通常の訴訟手続に移行します。

（５） 支払督促申立ての費用

支払督促の申立費用は、訴え提起の手数料の２分の１です。

（６） 支払督促申立手続の流れと留意事項

① 支払督促の申立て

・支払督促申立書と併せて指定代理人選任届を裁判所書記官に提出します。

② 支払督促の当事者への送達

・支払督促は、債務者に送達されます。

・債務者から異議の申立てがあると、通常の訴訟手続に移行することになるので、訴えの提起についての専決処分書、指定代理人選任届及び訴訟委任状を裁判所書記官に提出しなければなりません。

（７） 仮執行宣言の申立ての受理・審査・発付

債権者が仮執行宣言の申立てをするには、支払督促を債務者が送達を受けた日から２週間が経過していることが必要です。

（８） 仮執行宣言付支払督促の当事者への送達

相手方から異議の申立てがあると、通常の訴訟手続に移行することになるので、訴えの提起についての専決処分書と指定代理人選任届を簡易裁判所に提出します。

（９） 仮執行宣言付支払督促の確定

仮執行の宣言を付した支払督促に対して督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときに、仮執行宣言付支払督促は、確定判決と同一の効力を有することになります。

支払督促の流れ

（裁判所のホームページの記載を引用・表記修正）

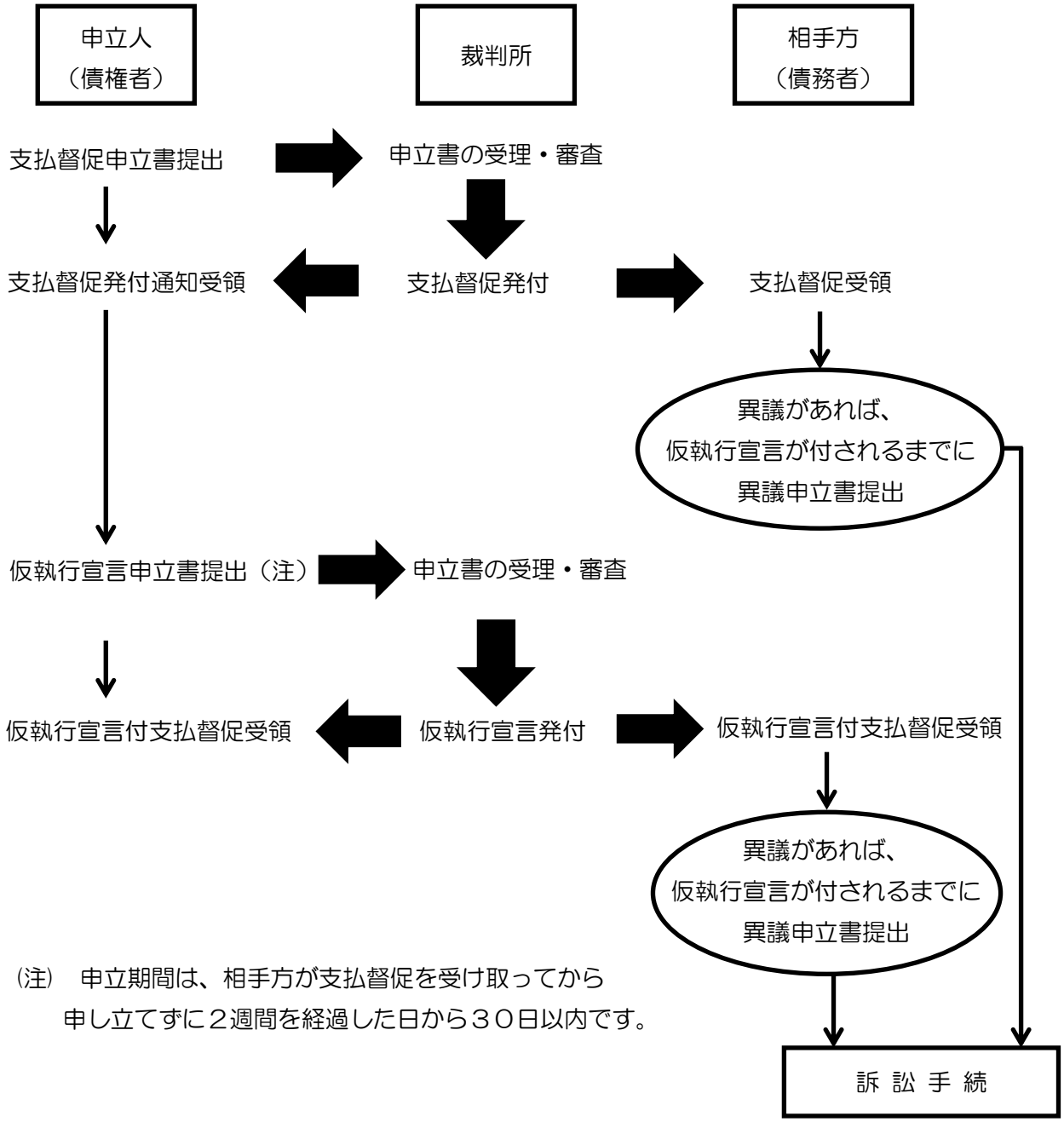

（注）　申立期間は、相手方が支払督促を受け取ってから
申し立てずに２週間を経過した日から３０日以内です。

第２項 交通調停

（１） 交通調停の申立て

交通調停の長所

① 弁護士に依頼しなくて担当職員でできること。

② 裁判に比べて時間がかからず費用が安いこと。

③ 調停調書は確定判決と同一の効力を有するので、相手方が履行しない場合、調停調書によって強制執行を実行できること。

（２） 交通調停申立書の提出

裁判所に備え付けの交通調停申立書に必要事項を記載し、原則として相手方の住所地を管轄する簡易裁判所に提出して行うことになります。

※添付書類(第三者行為に係るもの)

① 事故証明書 ② 診断書 ③ 診療報酬明細書

④ 付添看護料領収書 ⑤ 移送費 など

（３） 交通調停申立ての費用

民事訴訟費用等に関する法律別表第１第 14 項により算出した額 ⇒ 訴えの提起の半額

例）１０万円以下の場合、５００円

（４） 調停が成立した場合

① 調停で合意が得られた場合は、和解を成立させることについて議会の議決が必要です。

② 専決処分書を作成し、地方自治法第 179 条又は第 180 条に規定する市長の専決処分を行います。

（５） 調停が不調に終わった場合

① 調停が不成立に終わった旨を市長に報告し、併せて訴訟手続をとることについて市長の決裁を受けます。

② 次期に開催される議会に「訴えの提起について」の議案を提案し、議会の議決を得て、訴状と一緒に議会の議決書を裁判所に提出します。

第３項 訴えの提起

保険者の履行請求に対し相手方が異議を述べ、交通調停が不調に終った場合、本訴を提起し、判決を得て、強制執行をする必要があります。

裁判には多くの費用と時間を要し、現在の保険者サイドの体制から判断すれば、その必要性は痛感するが、多くの困難を伴います。

「１の支払督促の申立て」から「２の交通調停の申立」の段階までで解決するように努力し、本訴の提起は極力回避するようにしたい。

（１） 訴訟の事前準備

① 訴えの提起について、議会の議決を得ます。

② 弁護士と訴訟委任契約を交わします。

③ 指定代理人の選任について市長の決裁を得ます。

（２） 訴状の提出

① 訴状に貼付する印紙については、消し込みをしません。

② 訴状の添付書類として、議会の議決書、訴訟委任状、指定代理人選任届を提出します。

（３） 訴状の送達

① 訴状は、被告に送達されます。

② 訴状は、被告の住所が知れない場合には、訴状を公示送達によって送達するため、公示送達の申立てを裁判所書記官に対して行うことが必要です。

③ 公示送達は、裁判所の掲示場に掲示を始めた日から２週間経過することによって、到達の効果が発生します。

（４） 口頭弁論期日の指定

① 訴訟の当事者双方に口頭弁論期日を記載した期日呼出状が送達されます。

② 被告に答弁書の提出を求めます。

（５） 口頭弁論期日

① 口頭弁論は、裁判長が指揮します。

② 原告は訴状を陳述します。

③ 被告は答弁書を陳述します。

ｉ 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論とは、「争点及び証拠の整理のために、口頭弁論を二段階に区切って行う場合にその一段階の口頭弁論」を指します。

ii　弁論準備の手続

①　弁論準備手続とは、「民事訴訟法において争点及び証拠の整理を目的として口頭弁論とは別に行われる手続の一種」を指します。

②　裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができ、そして、弁論準備手続は、当事者双方が立ち会うことができる期日に行われます。

③　裁判所は、弁論準備手続において、当事者に準備書面を提出させ、また、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書の証拠調べを行うことができ、さらに、電話会議システムによって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができます。

④　当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければなりません。

iii　書面による準備手続

①　書面による準備手続とは、「民事訴訟法において、当事者の出頭なしに準備書面の提出等、書面の交換を中心として行われる争点及び証拠の整理手続」を指します。

②　裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続に付することができます。この書面による準備手続は、裁判長が行い、裁判長は、必要があると認めるときは、電話会議システムによって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議を行うことができます。

iv　証拠調べ

①　証拠の申出は、証明すべき事実を特定しなければならない。証拠の申出は、期日前においてもすることができます。

②　証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行います。また、証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、行うことができます。

③　裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができます。この場合においては、合議体の構成員に命じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して証拠調べをさせることができます。

④　裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができます。

⑤　疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければなりません。

⑥　裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができます。

⑦　裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならず、他方、当該監督官庁は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、承認を

拒むことはできないものとされています。

⑧ 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所の決定によって、これによって生じた訴訟費用の負担を命ぜられ、かつ十万円以下の過料に処せられます。また、証人が正当な理由なく出頭しないときは、10 万円以下の罰金又は拘留に処せられ、情状によっては、罰金及び拘留を併科されることがあります。

⑨ 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができます。

⑩ 証言が証人又は証人と配偶者、４親等内の血族若しくは３親等内の姻族の関係にあり、又はあった者、又は、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができるし、また、証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、証人は、証言を拒むことができます。

⑪ 証人は、宣誓をさせられ、そして、証人に対する尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序で行われます。

⑫ 裁判所は、遠隔の地に居住する証人の尋問をする場合には、テレビ会議システムによって、尋問をすることができます。

ⅴ 検証

① 民事訴訟法上、検証は裁判所だけが行います。

② 検証手続は、書証の手続に大部分準じます。

③ 検証の申出は、検証の目的となるものを表示して行います。

④ 当事者が正当な理由がないのに検証を拒否したり、妨害したりする場合は、検証に関する相手方の主張を真実と認めることができます。

ⅵ 和解勧告

裁判所が和解の提案をします。

ⅶ 口頭弁論終結

原告及び被告の主張を終結します。

（６） 判決の言渡し

① 終局判決。

② 判決正本を当事者双方に送達します。

（７） 控訴の申立て

① 控訴の申立ては、判決送達の日から２週間以内です。

② 控訴状を一審裁判所に提出します。

第４項 少額訴訟

少額訴訟制度は、平成８年の新民事訴訟法の制定に伴い、平成１０年１月１日から施行された新しい制度です。

（１） 少額訴訟とは

① 少額訴訟は、現在 60 万円以下の金銭の支払を求める事件について、原則として、１日の期日で審理を終了し、その日に判決の言渡しを行う制度です。

② 少額訴訟においては、１日の期日で裁判が終了することから、当事者は、口頭弁論期日にすべての主張及び証拠を提出しなければならないので、事前の準備を周到に行っておくことが必要です。

（２） 少額訴訟の要件

① 現在 60 万円以下の金銭の支払を求めることを目的とする訴訟事件であること。

② 同一原告が同一簡易裁判所に１年（１月１日から１２月３１日までの間）に 10 回を超える利用をしていないこと。

③ 訴えの提起の際に、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をすること。

（３） 少額訴訟の特徴

① １回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする，特別な訴訟手続です。

② 60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り，利用することができます。

③ 原告の言い分が認められる場合でも，分割払，支払猶予，遅延損害金免除の判決がされることがあります。

④ 訴訟の途中で話合いにより解決することもできます(これを「和解」という)。

⑤ 判決書又は和解の内容が記載された和解調書に基づき，　強制執行を申し立てることができま(少額訴訟の判決や和解調書等については，判決等をした簡易裁判所においても金銭債権(給料，預金等)に対する強制執行(少額訴訟債権執行)を申し立てることができる)。

⑥ 少額訴訟判決に対する不服申立ては，異議の申立てに限られます(控訴はできない)。

（４） 証人尋問の特徴

① 証人尋問においては、宣誓を省略することができること。

② 証人及び当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序ですることができること。

③ 証人尋問の申出をするときは、尋問事項書の提出を必要としないこと。

④ 裁判所が相当と認めるときは、電話会議システムにより証人尋問を行うことができること。

⑤ 調書には証人等の陳述内容を記載することを要しないとされているけれども、裁判官の命令または当事者の申出があるときは、裁判所書記官はテープなどに録音しなければならないこと。

（５） 職権で通常訴訟へ移行

① 現在 60 万円を超える金銭の支払を求める訴訟事件や家屋の明渡しなど金銭の支払を求めない訴訟事件のとき。

② 原告が少額訴訟の利用回数の制限条項に違反しているとき。

③ 裁判所が原告に少額訴訟の利用回数の届け出をするように命じたのに、原告が期間内に届け出をしなかったとき。

④ 公示送達によらなければ被告に対する最初の口頭弁論の呼び出しができないとき。

⑤ 裁判所が少額訴訟による審理及び裁判をするのを相当でないと認めたとき。

⑥ 少額訴訟の判決言渡しは、原則として審理が終了した後直ちに行われること、また、判決の言渡しは判決原本に基づかないで行うことができること。

⑦ 裁判所は、原告の請求を認容する場合、被告の資力、その他の事情を考慮して特に必要があると認める場合には、判決言渡しの日から３年を超えない範囲内で次に掲げる支払猶予や分割払いなどを命ずることができること。

ア ３年を超えない範囲で支払期限を定めること。

イ ３年を超えない範囲で分割払いの定めをすること。

ウ 期限の猶予と訴え提起後の遅延損害金を免除する定めをすること。

⑧ 原告の請求を認容する判決をする場合、裁判所は、職権で仮執行宣言をしなければならないこと。

⑨ 少額訴訟の判決に対して控訴することはできないけれども、判決した簡易裁判所に対して異議の申立てができること。少額訴訟の判決に対して異議の申立てがあると、訴訟は少額訴訟の口頭弁論終結前の状態に戻り、その後の審理は通常訴訟の訴訟手続によって行われることになる。

⑩ 少額異議判決に対して控訴することはできないけれども、少額異議判決に対して特別上告をすることはできること。

第３節 強制執行

第三者が支払能力を有するにもかかわらず損害賠償金の支払をしない場合には、債務名義を取得する第一段階の訴訟手続等に続いて、第二段階のやむを得ない措置として、第三者が所有する動産に対して強制執行を行ったり、第三者が会社に勤めている場合には給料（債権）に対して強制執行を行うことが必要です（地方自治法施行令第 171 条第２号を参照）。

なお、損害賠償金の支払いが滞った債務者に対して、訴訟等で債務名義を取得していたとしても、強制執行する資産が無ければ回収することができない。そのため、保険者としても早い段階から資力を確認しておく必要があります。

（１）　債務者から聴取

求償を行う中で債務者と接触する機会があるが、電話や窓口で接触する際に勤務先（保険証や社員証にて確認）や自宅の状況（持ち家か借家か）を聞き取りしておきます。また、人的担保を取る際は連帯保証人についても同様の聞き取りを行います。

（２）　債務者から同意書を取付

債務者と接触した際に、保険者が各種調査を行うことに同意する旨の書面を取付しておくことが望ましいです。分納を認める場合は、分納誓約書に資産調査に同意する旨の一文を付け加えておきます。

市税、国保料等の強制徴収公債権とは異なり、私債権は国税徴収法に基づく財産調査ができないため、金融機関等から預金情報を集めることはできません（例え同意書を取り付けていたとしても、回答前に債務者に確認されてしまう可能性が高い）。そのため、地方自治体や税務署等の各種機関に調査を行う旨を記載した同意書を取付け、収入に関する情報を入手できるようにしておきます。

同意に基づき、市税担当の部署や税務署などに照会を行えば、収入申告に関する情報から勤務先や株式等の情報が把握できます。

また、固定資産税課には不動産に関する情報、陸運局には自動車の保有者に関する情報を照会することができるようになります。

（３）　弁護士に委任

保険者の立場では同意書を取付しても、秘密裏に金融機関や生命保険会社等に預金調査を行うことはできません。そのため、照会を行う際は弁護士に委任し、弁護士法第２３条に基づく照会を行うことで、預金等の財産に関する情報を収集する必要があります。

第１項 動産執行

（１） 動産執行の要件

① 債務名義が存在すること。

債務名義とは、「債権の存在を公に証明する文書」をいい、確定判決、仮執行宣言付判決、抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判、仮執行宣言付支払督促、執行証書、訴訟費用又は和解の費用の負担額を定める裁判所書記官の処分、確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断、確定判決と同一の効力のあるもの（和解調書、調停調書、認諾調書等）などが債務名義です。

② 債務名義に執行文が付与されていること。

・執行文とは、「債権者は債務者に対してこの債務名義により強制執行ができる」等の証明文言をいい、債務名義の末尾に付されるものです。

・執行文の付与は、申立てによって、執行証書以外の債務名義については、事件の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書については、その原本を保存する公証人がすることになっています。

③ 執行文の付与された債務名義が強制執行を受ける相手方に送達されていること。

強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる（民事執行法第 29 条）ことから、執行文の付与された債務名義が強制執行を受ける相手方に送達されていることが必要です。

（２） 動産執行の流れと留意事項

① 強制執行の申立て

執行力ある債務名義の正本、債務名義が送達されたことを証する送達証明書、指定代理人選任届を添付書類として申立書と同時に提出します。

② 債務者所有の動産の差押え

ア 債務者の占有する動産のほか、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産も差押えの対象になります。

イ 差押禁止動産（後述）については、差押えはできません。

③ 動産の換価

ア 差押動産は、一般に、入札又は競り売りによって売却され、換価されます。

イ 債務者は、買受の申出はできません。

（３） 差押禁止財産

① 債務者等の生活に欠くことのできない衣服、寝具、台所用具、畳及び建具

② 債務者等の生活に必要な２月間の食料及び燃料

③ 標準的な世帯の１月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭（現行 21 万円）

④ 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことのできない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫までの農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

⑤ 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の魚具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

⑥ 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事している者のその業務に欠くことができない器具その他の物

⑦ 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

⑧ 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するために欠くことができない物

⑨ 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

⑩ 債務者又はその親族が受けた勲章その他名誉を表章する物

⑪ 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

⑫ 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

⑬ 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

⑭ 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

（４） 換価代金の配当

① 先取特権者又は質権者は、配当の要求をすることができます。

② 配当等を受けることができる者は、差押債権者ほか、売得金については執行官がその交付を受けるまでに、差押金銭についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者です。

第２項 債権執行

（１） 債権執行とは

債権執行とは、「金銭債権の実現を目的とする民事執行のうち、債務者が第三者（これを第三債務者という。）に対して有する債権（例えば、預金債権、給料債権）を対象として、債権者がこれを差し押さえ換価して執行債権の満足にあてる手続」と解されています。

（２） 債権執行の流れと留意事項

① 債権執行の申立て

ア 債権差押命令申立書は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所に提出します。

イ 債権差押命令申立書には、執行力ある債務名義の正本、債務名義の送達証明書、資格証明書（当事者に会社等の法人がいる場合）及び委任状（指定代理人選任届）を添付することが必要です。

ウ 債権差押命令の申立と同時に陳述の催告の申立てを行います。

② 債権差押命令の債務者及び第三債務者への送達

ア 債権差押命令は、執行裁判所が発します。

イ 債権差押命令は、債務者と第三債務者に送達され、送達によって効力を発します。

ウ 第三債務者に十分な弁済（支払）能力がある場合は、債権差押命令の申立てと併せて転付命令の申立てをします。

③ 取立て・供託

ア 債権差押命令が送達されて１週間を経過すると、差押債権者は債権の取り立てができます。

イ 第三債務者が支払をしないときは、取立訴訟を提起します。

ウ 第三債務者は、差押債権者に支払わずに供託することもできます。

④ 配当又は供託

ア 配当要求の手続を取ると、差押債権者と配当要求をした債権者との間で、債権額によって按分して配当が行われます。

イ 配当要求ができる債権者は、執行力ある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者です。

第４節 その他の債権管理

第１項 居所不明者の所在確認

第三者が居所不明となった場合、当初の住所から住民票や戸籍の取得を繰り返すことで、現在居住している場所を特定できる場合があります。

住民票や戸籍謄本は、国や地方公共団体が申請を行い、取得できる旨が住民基本台帳法・戸籍法で規定されており、これらを取得することで第三者の居所を把握することができるようになります。

住民基本台帳法第１２条の２

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

戸籍法第１０条の２の２

前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

第三者行為求償事務は、国民健康保険法第６４条によって代位取得した損害賠償請求権を、地方自治法第２４０条に基づいて行使する業務であるため、これらの法律に定められている「法令に定める事務」に該当します。そのため、対象となる市町村長に対して住民票や戸籍の交付を請求することができるようになります。このように、国や地方公共団体が当該市町村長に対して住民票・戸籍等の交付請求を行うことを公用請求と言います。

公用請求を行う際には交付申請書に①市町村名、②所属長名及び役職、③居所不明者の把握している住所、④請求する理由を明記しなければなりません。第三者行為求償事務においては、④は「国民健康保険法第６４条に基づき取得した損害賠償請求権の行使のため」等の理由を記載する必要があります。

これらの事由を記載した交付申請書を対象市町村の所管課に提出し、住民票、戸籍謄本等の交付を受けます。

なお、これらの手続きを経ても第三者の居所が不明な場合は、郵送による請求や督促を成立させることは不可能です。その場合、民法第 98 条に規定されている公示送達による意思表示を行うことにより、第三者に対して保険者の意思表示を到達させることができます。公示送達とは、第三者の把握できている最終の住所地を管轄する簡易裁判所に申立をすることで、その裁判所の掲示場で第三者に対して通知したい旨が掲載されます。

また、裁判所に掲示された旨が官報に掲載されるようになっており、その中でも裁判所が認めた場合においては市役所、区役所、町村役場の掲示場に掲示することができます。

官報に記載された日もしくは市役所、区役所、町村役場の掲示場に掲示された日から 2 週間を経過すれば、本掲示については第三者に到達したものとみなされるようになります。

第８章　第三者行為損害賠償求償事務の諸様式

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業関係様式一覧表

No.	様　式　名	備　考	ページ
1	国民健康保険第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業委託書	保険者が国保連合会に求償事務を委託するときの提出書類	75
2	第三者行為による傷病届	世帯主（国保）、後期高齢者医療被保険者、介護受給者が保険者へ届け出る	76
3	事故発生状況報告書	被害者又は加害者が保険者へ提出する	77
4	同意書	被保険者（被害者）が保険者へ提出する	78・79
5	誓約書	相手方（加害者）が保険者へ提出する	80
6	交通事故証明書		81
7	人身事故証明書入手不能理由書	事故証明書に物件事故と記載されている場合に必要	82・83
8	交通事故証明書入手不能理由書	事故証明書がない場合に必要	84

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業委託書
等の様式を掲載ください。

平成 27 年 12 月 25 日　厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡
「損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について」より

第三者行為による傷病届

項目		内容			
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号	保険者名		
	保険者の住所(届出先)	〒			
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏 名　　印			
被害者（受診者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年　月　日		
	住所 / 電話	〒	TEL (　　)		
	備　考				
加害者（第三者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	住所 / 電話	〒	TEL (　　)		
事故発生	事故発生日時	年　月　日　午前 / 午後　時　分頃			
	事故発生場所				
自賠責保険（加害者）	保険会社名				
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	登録番号				
	車台番号				
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	自賠責番号		
任意保険（加害者）	保険会社名				
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL (　　)		
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail		
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	住　所	〒			
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	契約番号		
	任意対人一括の有無	有 / 無			
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		有 / 無	保険会社名・担当者名	TEL (　　)	
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　(　　)		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　(　　)		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	

本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。
(注)保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。
(自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。)

平成 27 年 12 月 25 日　厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡
「損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について」より

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番　　号	第　　号	当事者	甲（加害者）	氏名		
自動車の番号			乙（被害者）	氏名		運転 ・ 同乗 歩行 ・ その他
天　　候	晴・曇・雨・雪・霧・(　)	交通状況	混雑・普通 ・閑散	明暗	昼間 ・夜間 ・明け方 ・夕方	
道路状況	舗装 （ してある ・ してない ）・ 歩道 （ ある ・ ない ）・ 道路の見通し （ 良い ・ 悪い ） 中央車線（ ある ・ ない ）・ 道路の状態 （ 直線 ・ カーブ ・ 平坦 ・坂 ・ 積雪路 ・ 凍結路 ）					
信号又は標識	信号 （ ある ・ ない ）・ 自車側信号 （ 青 ・ 赤 ・ 黄 ）・ 相手方信号 （ 青 ・ 赤 ・ 黄 ） 駐停車禁止 （ されている ・ されていない ） ・ その他標識 （　　）					
速　　度	甲車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）・ 乙車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）					

事故現場状況図

（右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。）

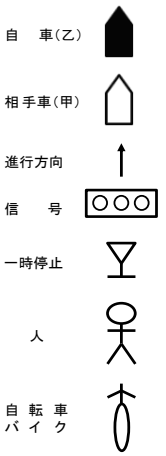

事故発生の状況（経緯）

被害者の負傷状況

日	□ 出勤日　□ 休日（定休日・休暇含む）　□ その他（　　）
時間帯	□ 勤務時間中（パート・アルバイト含む）　□ 通勤途上　□ 出張中　□ 私用　□ その他（　　）
場所	□ 会社内　□ 道路上　□ 自宅　□ その他（　　）
労災特別加入※	（被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入）　□ 加入有　□ 加入無

上記内容に間違いありません。
平成　　年　　月　　日　　届出者(被保険者):　　印

(注)本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。※社長、役員等の経営者が加入する労災保険

平成 27 年 12 月 25 日　厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡
「損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について」より

（保険者名※を記載ください）　御中

※　○○健康保険組合、全国健康保険協会○○支部、○○市、
　　○○国民健康保険組合、○○県後期高齢者医療広域連合　等

同　意　書

私が加害者（　　）に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
3　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
4　治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

平成　　年　　月　　日

届出者（被保険者）
住所
氏名　　（印）

（注1）各保険における根拠法令は次のとおりです。
健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、
後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項
（注2）国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

平成28年3月31日　厚生労働省老健局介護保険計画課通知
「損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について」より

（保険者名※を記載ください）　御中

※　○○市区町村　○○介護保険広域連合

同　意　書

私が加害者（　　）に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る介護給付費請求書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が介護事業者に対して事故による介護サービスに関する内容の照会を行い、介護事業者から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
3　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。

平成　　年　　月　　日

届出者（被保険者）
住　所
氏　名　　印

（注1）根拠法令は介護保険法第21条第1項
（注2）介護保険法第21条第3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

誓　約　書

貴　　市 町 村 組合　の国民健康保険の被保険者　　が受けた保険給付は、

私の不法行為（交通事故）に基づくものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約します。

1　保険給付確定額のうち、私の過失割合に応じた損害賠償金を貴殿に支払うこと。

2　上記、1の支払いに充てるため、貴殿が保険給付額を限度として自動車損害賠償責任保険（共済）

から支払いを受けることを承諾し、誓約者の受領権を行使しないこと。

平成　　年　　月　　日

誓約者　住　　所

氏　　名　　印

市 町 村
組合理事　長　　様

事故発生年月日	平成　年　月　日	事故発生場所	
※当事者との関係			
連帯保証人			

※印欄は、誓約者と当事者が異なる場合のみ記入してください。

※ □□□-□□□□

交 通 事 故 証 明 書

申請者
住所
氏名　　様

事故照会番号	署　　第　　号	甲・乙・　　との続柄　本人・代理人	
発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分ころ		
発生場所			

						備考
甲	住所				(TEL　　)	甲・乙以外の当事者 有（別紙のとおり）
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名			生年月日	年　月　日 (　　歳)	
	車種		車両番号			
	自賠責保険関係		証明書番号			
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　　）・歩行・その他				
乙	住所				(TEL　　)	
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名			生年月日	年　月　日 (　　歳)	
	車種		車両番号			
	自賠責保険関係		証明書番号			
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　　）・歩行・その他				

事故類型	人対車両	車両相互						車両単独				踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	出合い頭衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

平成　　年　　月　　日

自動車安全運転センター

X　X県事務所長　印

証明番号		照合記録簿の種別	人身事故

表面

人身事故証明書入手不能理由書

御中

■ **人身事故扱いの交通事故証明書が入手できなかった理由をお教えください。**

（人身事故扱いの交通事故証明書が添付されていても、被害者の方のお名前がない場合は、記入してください。）

理由 ※該当する項目に○印をしてください。 ※複数に該当する場合は、すべてに○印をしてください。	○ 受傷が軽微で、検査通院のみ（予定を含む）であったため ○ 受傷が軽微で、短期間で治療を終了した（もしくは終了予定の）ため ○ 公道以外の場所（駐車場、私有地など）で発生した事故のため ○ 事故当事者の事情（理由を具体的に記載してください。） 【理由】 ○ その他（理由を具体的に記載してください。） 【理由】

◆ 警察へ、事故発生の届出を行っている場合には、以下に記載してください。

届出警察	警察　　担当官 （判明している場合）	届出年月日	年　月　日

裏面へ（交通事故証明書が発行されていない場合、または発行されている交通事故証明書にお名前がない場合に限り、裏面の事故当事者、発生日時、発生場所等を記入してください。）

■ **人身事故の事実を確認するため、関係者の記名・押印をお願いします。**

◆ 上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実に相違ありません。

○ 当事者 ○ 目撃者 ○ その他（　　） ※ 該当する項目に○印をしてください	住 所 〒　　記入日　年　月　日 氏 名　　㊞ 電 話　（　　）

（注）当欄は、賠償を求める側が、直接、自賠責保険に請求（法第16条請求）する場合には、保険契約者側（契約者、運転者など）の方、または目撃者の方がご記入ください。賠償をした側が請求（法第15条請求）する場合には、賠償を受けた側の方、または目撃者の方がご記入ください。

（保険会社使用欄）　該当する□のすべてに☑する。

□ 人身事故としての警察への届出の必要性について、説明しました。

□ 請求関係書類の確認により、または以下の調査・確認により、人身事故の事実に相違ないことを確認しました。

責任者	担当者

◆ 確認日	◆ 確認先	◆ 確認方法
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談
年　月　日	□病院 □目撃者 □運転者 □被害者 □修理工場 □その他（　　）	□電話 □文書 □面談

◆ その他・特記事項（　　）

【事案情報　被害者名 ：　　事故日 ： 平成　年　月　日】

裏面

○交通事故概要記入欄

（物件事故扱いの交通事故証明書にお名前が記載されている場合は、以下の項目は記載不要です。）

発生年月日時			年　月　日　午前 午後　時　分頃　天候		
発生場所					
当事者	甲	住所	電話　（　）		
		氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　）才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第　号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗（甲・乙）・歩行・その他
	乙	住所	電話　（　）		
		氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　）才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第　号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗（甲・乙）・歩行・その他
	丙	住所	電話　（　）		
		氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　）才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第　号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗（甲・乙）・歩行・その他
	丁	住所	電話　（　）		
		氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　）才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第　号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗（甲・乙）・歩行・その他
	戊	住所	電話　（　）		
		氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日（　）才
		自賠責保険契約先		自賠責保険証明書番号	第　号
		登録番号		事故時の状況	運転・同乗（甲・乙）・歩行・その他

※　上記に事故当事者が記入できない場合には、別紙に必要事項を記載してください。

平成 27 年 12 月 25 日　厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡
「損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について」より

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時				
発生場所				
加害者（甲）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
被害者（乙）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
甲・乙以外の当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由				

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。

平成　年　月　日

（甲）　住所

氏名　　印　　電話（　　）　　－

上記事故を目撃しました。

平成　年　月　日

目撃者　住所

氏名　　印　　電話（　）　　－

第９章　第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則

第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則
を掲載ください。

第１０章 第三者行為損害賠償求償事務共同処理委託手数料徴収規程

第三者行為損害賠償求償事務共同処理委託手数料徴収規程
を掲載ください。

第１１章 参考資料

No.	資　料　名	ページ
1	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 1203 第１号　平成 27 年 12 月３日 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について（都道府県宛て） （別紙１）自賠責損害賠償額等照会文 （別紙２）自賠責損害賠償額等照回答書	89
2	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 1203 第２号　平成 27 年 12 月３日 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について（国保中央会宛て）	99
3	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 1203 第３号　平成 27 年 12 月３日 第三者行為による被害に係る求償について（損保関係団体宛て） （別紙１）自賠責損害賠償額等照会文　※No.1（別紙１）を参照 （別紙２）自賠責損害賠償額等照回答書　※No.1（別紙２）を参照	102
4	厚生労働省保険局高齢者医療課　保高発 1214 第１号　平成 27 年 12 月 14 日 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について（都道府県宛て） （別紙１）自賠責損害賠償額等照会文 （別紙２）自賠責損害賠償額等照回答書	105
5	厚生労働省保険局高齢者医療課　保高発 1214 第２号　平成 27 年 12 月 14 日 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について（国保中央会宛て）	115
6	厚生労働省保険局高齢者医療課　保高発 1214 第３号　平成 27 年 12 月 14 日 第三者行為による被害に係る求償について（損保関係団体宛て） （別紙１）自賠責損害賠償額等照会文　※No.4（別紙１）を参照 （別紙２）自賠責損害賠償額等照回答書　※No.4（別紙２）を参照	118
7	厚生労働省保険局国民健康保険課　事務連絡　平成 27 年 12 月 24 日 損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について	121
8	厚生労働省保険局高齢者医療課　事務連絡　平成 27 年 12 月 25 日 損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について	122
9	交通事故に係る第三者行為による傷病届の提出に関する覚書	123
１０	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 0301 第１号　平成 28 年３月１日 国民健康保険の個人賠償責任保険に対する求償事務の取扱いについて	134

１１	厚生労働省老健局介護保険計画課　老介発 0331 第５号　平成 28 年３月 31 日 第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について	143
１２	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 0331 第６号　平成 28 年３月 31 日 国民健康保険における第三者行為求償事務アドバイザーの活用について	153
１３	厚生労働省老健局振興課　老発 0331 第 23 号　平成 28 年３月 31 日 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の公布について	158
１４	厚生労働省老健局介護保険計画課　事務連絡　平成 28 年３月 31 日 第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るＱ＆Ａの改正について	167
１５	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 0404 第１号　平成 28 年４月４日 第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について	174
１６	厚生労働省老健局介護保険計画課　老介発 0412 第１号　平成 28 年４月 12 日 介護保険における第三者行為による被害に係る求償について	179
１７	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 0428 第１号　平成 28 年４月 28 日 保険者努力支援制度における評価指標の候補の提示について	198
１８	厚生労働省保険局　保発 0428 第 16 号　平成 28 年４月 28 日 都道府県国民健康保険運営方針の策定等について	205
１９	厚生労働省保険局高齢者医療課　保高発 1222 第１号　平成 28 年 12 月 22 日 平成 28 年度特別調整交付金（算定省令第６条第９号関係）のうち後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分について	206
２０	厚生労働省保険局国民健康保険課　保国発 0118 第１号　平成 29 年１月 18 日 第三者行為求償事務の取組に係る損害保険団体との覚書締結後の運用状況に関する調査等について	214

保 国 発 1203第 1 号
平 成 27年 12月 3 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

第三者行為による被害に係る求償事務の取扱強化について

国民健康保険における保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合がある。保険者は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第64条第１項の規定により、保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。これまで、各保険者におかれては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）を行使し、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化に取り組んでいただいているところであるが、国民健康保険事業の健全な運営を確保するためにも、求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれる。

今般、下記のとおり、第三者行為による被害に係る求償事務を強化するための具体的取組についてお示しするので、内容をご了知の上、貴管下保険者及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）への周知及び指導について特段のご配慮を願いたい。

なお、公益社団法人 国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に対しては別添１のとおり、損害保険会社等に対しては別添２のとおり、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について要請しているため、その内容についてもご了知いただきたい。

記

第１　第三者行為による被害の把握について

（１）第三者行為による被害の把握に向けた取組強化について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保法施行規則」という。）第32条の６の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主又は組合員（以下「世帯主等」という。）は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないこととされている。保険者は、主

としてこの届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、これによって、第三者に対して求償権を行使することが可能となる。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を励行させることが重要である。

そこで、各保険者におかれては、被害届の未届出を解消する観点から、①療養費、高額療養費、葬祭費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けること、②診療報酬明細書、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト等」という。）の点検により、複数の骨折や頭部打撲、外傷性の傷害又はそれらが複合している傷害等の傷病名等から、あるいは救急病院又は整形外科等の病院名等からの第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと、③新聞やニュース等の報道情報を活用して交通事故等の発生やその状況等を把握すること等の第三者行為による被害を発見するための手段の拡充を可能なものから速やかに図っていただくとともに、こうした取組によって第三者行為による被害が発見された場合には、直ちに世帯主等に対し被害届の届出を促していただきたい。

なお、こうした取組が確実に実施されるよう、中央会に対し、平成30年度に向けて開発を進めている、国保総合システム及び国民健康保険保険者標準事務処理システム（市町村事務処理標準システム）に備える療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けていただくとともに、連合会と連携して、標準的な事務処理マニュアルを作成し、保険者に提供していただく等の支援を要請している。

（２）世帯主等による被害届の届出義務等に関する周知・広報の取組強化について

各保険者におかれては、日頃から小冊子やホームページ等を活用し、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは世帯主等に被害届の届出の義務があることや受診等の際に医療機関等に申し出ていただく必要等について、周知・広報に努めていただいているところである。しかしながら、不測の事態が発生した際に届出の必要が生じる性格上、届出の義務等を日常的に浸透させることが難しく、また、保険者ごとに周知方法や頻度、周知内容に差異が見られる状況にある。

そこで、保険者がホームページを開設している場合であれば、少なくとも当該ホームページに、受診等の際に医療機関等に申し出ていただくことや被害届の届出の義務及び届出先を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要な場合については、そのことについて丁寧にお知らせし、各様式をダウンロードできるようにしていただきたい。また、医療費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用して、届出の義務等が浸透するよう周知・広報の取組を一層強化していただきたい。

第２　世帯主等による被害届の作成等の援助に関する取り決めについて

（１）札幌市の取組と効果について

周知・広報の取組強化によって被害届の届出の義務等が広く世帯主等に浸透した場合であっても、被保険者（被害者）の心身の状況等によっては、やむを得ず届出が遅れる場合がある。また、被害届とともに作成する事故状況報告書等の関係書類

（以下「被害届等」という。）については、その記載に時間と労力を要し、世帯主等の負担となる場合もある。

一方で、保険者が、速やかに求償権を行使するためには、その契機となる被害届等の届出までの期間の短縮を図ることが重要である。そのためには、被害届等の記載に係る世帯主等の負担軽減を図ることが効果的である。

こうした点に関し、札幌市においては、平成27年４月から一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と暫定的に『交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め』（以下「取り決め」という。）を交わし、保険業法（平成７年法律第105号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）から被害届等の作成及び届出の援助を受けることにより、世帯主の負担軽減が図られるとともに、被害届等が届出されるまでの平均期間が２か月程度短縮され、第三者行為による被害の確実な把握と速やかな求償の実施という求償事務の向上が図られている。

（２）損害保険関係団体との取り決めの締結について

当該取り決めは、自動車事故による被害に対する補償として損害保険の任意保険（以下「任意保険」という。）が使用される事案において、被保険者が治療等のために国民健康保険を利用する場合、損害保険会社等が、示談代行サービス等の一環として、被害届等の作成を無償で援助するとともに、国民健康保険の利用を開始してから約１か月以内に保険者に届出されるよう援助を行うものである。

被害届の確実な届出を促進する上で、損害保険会社等の協力を得ることは極めて有効である。このことについては中央会においても認識されており、国民健康保険においても取り決めを締結し､求償事案の掘り起こし強化に努めていく必要がある、とされたところである。そこで、国民健康保険として、全国的に取り決めの締結を進める観点から、中央会に対し、当該取り決めの内容については、札幌市等の先行事例における取組状況等を踏まえつつ、損害保険関係団体との協議により、規定等の検討・調整を要請しているところである。当該取り決めの内容に関する調整が整った後、改めて連絡を行う予定であるので、各都道府県におかれては、保険者全体の取組強化を図る観点から、当該取り決めの締結を推進していただきたい。

各保険者におかれては、第三者行為による被害に係る求償事務の一層の取組強化を図る観点から、当該取り決めを締結することについてご検討の上、都道府県に連絡をしていただきたい。

なお、当該取り決めの締結については、国民健康保険組合と比べて加入する被保険者数が多い市町村から先行実施することを考えており、国民健康保険組合におかれては、先行する市町村の実施状況を踏まえ、出来る限り早期の締結をご検討いただきたいと考えているが、この機会に締結を希望する国民健康保険組合におかれても、都道府県に連絡をしていただきたい。

また、当該取り決めに定める被害届等は、国保法施行規則に定める必要な記載内容を満たすものであるが、その各様式が、各保険者が規則等において定める様式と異なる場合においても、一般的には、規則等で定める様式の記載内容を満たしてい

れば、レイアウト等の多少の差異は許容されるものであると考えられるため、規則等に定める様式を改正するまでもなく、当該取り決めに定める被害届等の各様式を規則等に定める様式と同等に取扱うようにしていただきたい。

（３）損害保険関係団体との取り決め締結の手続きについて

当該取り決めは、本来、各保険者と損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、損害保険関係団体より、広域的な運用によって効果を高める観点から、都道府県内全ての市町村が同時に取り決めを締結することが求められている。

そこで、取り決めの締結に係る保険者の事務負担を軽減するため、連合会に対し、保険者からの委任を受けて取り決めの事務を代行していただくよう要請しているところである。

（４）取り決めの継続的な評価・改善について

当該取り決め締結後の運用については、厚生労働省保険局国民健康保険課の関与の下、中央会と損害保険関係団体とが各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき当該取り決め内容を見直すための協議の場を設けていただくこととしている。このことにより、当該取り決めによる運用の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を図ることとしている。

（５）損害保険関係団体以外の団体等の取り決めについて

任意保険に加入する方の９割超は損害保険関係団体と契約しているが、残る１割未満の方は、損害保険関係団体以外のその他の団体等が提供する任意保険に加入している状況である。これらについては、都道府県単位で統一して取り決めを締結することは予定していないことから、各保険者におかれては、地域の実情に応じ、各保険者の判断において、その他の損害保険団体等と個別に取り決めを締結することも考えられる。個別に取り決めを締結する場合において、当該取り決めの内容を参考としていただくことは差し支えない。

（６）第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に係る財政支援について

世帯主等による被害届の届出の義務等の周知・広報等の取組強化分については、平成27年度において実施した、当該取組に要した費用について特別調整交付金又は特別調整補助金を交付する予定である。その詳細については別途通知する。

第３　ＰＤＣＡサイクルの確立による求償事務の継続的な改善・強化について

各保険者におかれては、第１及び第２で示した取組も含め、第三者行為による被害に係る求償事務の取組の底上げを図るため、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Act）サイクルを循環させて、継続的に求償事務の取組強化を図っていただきたい。このため、まずは、次のような観点から現状の取組を評価し、求償事務の改善を図り、目標を定めて求償事務の計画的な取組を進めていただきたい。

なお、都道府県におかれては、各保険者においてＰＤＣＡサイクルが循環するよう各保険者における数値目標や取組計画等を把握し、求償事務の継続的な取組強化が図られるよう指導いただきたい。また、都道府県が定める広域化等支援方針又は

平成30年度に向けて策定する国保運営方針により、保険者の求償事務の標準化を図るとともに、求償事務の取組の底上げに努めていただきたい。

１．国民健康保険の利用開始日から被害届の受理日までの平均日数を算出し、30日を超える場合は30日以内に短縮できるよう、又は被害届に記載された事故日から被害届の受理日までの日数が30日を超える件数の割合を算出し、その割合を低減できるよう、届出勧奨や取り決めの締結など、被害届の届出までの期間の短縮を図る具体的な改善の取組を進めていただきたい。

２．被害届が届出されているにも関わらず、求償権を行使できていない滞留事案がある場合、保険給付の都度求償できるよう事案の管理や求償に係る実施体制等の改善を図っていただきたい。

３．自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に求償する場合の収納率の実績、及び任意保険に求償する場合の収納率の実績を踏まえ、それぞれの収納率の目標を設定して、具体的に収納率向上策を講じていただきたい。

４．その他、ニュース等の報道情報の活用による交通事故の発生等の把握や、複数の骨折、外傷性の傷害等の傷病名等又は救急病院等の病院名等から第三者行為が疑われるレセプトを抽出して被保険者に照会を行うこと、地域の医療機関等との連携強化など、第三者行為による被害の発見や把握に向けた取組の拡大や具体的な改善策を講じていただきたい。

厚生労働省保険局国民健康保険課としても、毎年度の事業実施状況報告により、被害届の受付件数､求償額の調定金額及び収納金額等について調査を行うことから、各保険者におかれても、報告する数値を活用して不断に取組の評価を行った上で、具体的に改善を行い、継続的に翌年度の取組強化につなげていただきたい。

第４　連合会における求償事務の取組強化について

（１）連合会における求償事務の取組強化について

第三者行為による被害に係る求償事務は、高い専門性を必要とする一方で、保険者におかれては人事異動等により専門性の蓄積が図りにくい場合がある。このため、保険者は、国保法第64条第３項の規定により、求償権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することができることとされている。また、委託可能な連合会は、国保法施行規則第32条の７の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置する連合会とされており、連合会においては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者から求償事務を受託できる体制を整備しているところであるが、次の観点から一層の取組強化を図られるようご検討いただきたい。

１．損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員については、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令等の改正について（平成２年６月 15 日保発第 62 号保険局長通知）により、民法（明治 29 年法律第 89 号）、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠

法」という。）等の関係法令の知識等を有する者であるとされている。このため、保険会社等の業務経験を有する者を求償専門員として配置することや顧問弁護士を配置すること等の人材確保策、求償担当者向けの専門研修の実施等の専門性の向上を図る取組が望まれる。

２．連合会におかれては、効率的に求償事務を行うため、連合会ごとに事務処理マニュアルが作成されているが、マニュアルの内容に差異が見られることや、長年にわたり事務処理マニュアルが改訂されていない状況も一部見受けられる。このため、中央会に対し、連合会と連携して、連合会向けの標準的な事務処理マニュアルを作成していただくよう要請しているところである。連合会におかれては、その成果を活用し、求償事務の底上げと標準化を図っていただきたい。

３．連合会におかれては、地域の実情や需要に応じて求償事務の受託範囲を定められているが、昨今、自転車による交通事故の増加に伴い損害保険の加入件数も増加している状況が見られる。また、給付事由が第三者行為によって生じたものの中には、ペットや土地の工作物等による被害も含まれる。このため、自転車事故に係る求償事務を受託範囲としていただくなど受託範囲の一層の拡大が望まれる。

４．連合会におかれては、求償事務に係る委託費について、事例１件当たりの定額制にしているところがある一方、収納できた賠償額に対して一定割合とする定率制にしているところもある。定額制の場合、保険者にとって、低額な求償事案に係る求償事務を委託するインセンティブが働かないという課題がある。このため、このような特性を踏まえつつ、保険者における求償事務を促進する観点から適切な費用負担を設定していただくことが望まれる。

５．連合会におかれても、日頃からホームページ等を活用し、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは世帯主等に被害届の届出の義務があることや受診等の際に医療機関等に申し出ていただく必要等について、周知・広報に努めていただいているところであるが、連合会ごとに周知方法や頻度、周知内容に差異が見られる状況にある。このため、連合会におかれても、少なくともホームページに受診等の際に医療機関等に申し出ていただくことや被害届の届出の義務及び届出先を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要な場合について丁寧にお知らせし、保険者から受託している場合には各様式をダウンロードできるようにしていただきたい。また、医療費通知等の被保険者向けに送付する文書の作成等を受託している場合には、当該通知等への掲載等、多様な媒体を複合的に活用して、届出の義務等が浸透するよう周知・広報の一層の取組強化を図っていただきたい。

（２）連合会における市町村職員向け研修等の改善・強化について

第１（１）のとおり、保険者に対し、被害届の未届出を解消する観点から、療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けることや、レセプト等の点検により傷病名等から第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと等を周知しているところである。

また、高額療養費が支給された場合における求償額の計算方法等、保険者ごとに求償事務の取り扱い基準の異なる状況が見られる。このため、連合会におかれては、保険者における求償事務の底上げと標準化を支援する観点から、①保険者に対する求償事務に係る研修、②希望する保険者を連合会の求償担当職員が訪問して求償事

務の基礎的内容等を教示いただく巡回相談及び③標準的な事務処理マニュアルの提供について、一層の充実強化を図っていただきたい。

なお、保険者向けの標準的な事務処理マニュアルについては、中央会に対し、連合会と連携して作成していただくよう要請している。

（３）世帯主等による被害届の作成等の援助に関する取り決めに係る支援について

ア　取り決めの締結に係る支援について

第２のとおり、保険者に対し、求償事務の一層の取組強化を図る観点から、損害保険関係団体との取り決めを締結することについて検討いただくよう通知しているところである。

当該取り決めは、本来、各保険者と損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、損害保険関係団体より、広域的な運用によって効果を高める観点から、都道府県内全ての市町村が同時に取り決めを締結することが求められている。このため、連合会におかれては、保険者からの委任を受けて、取り決めの締結に係る事務を代行していただくようお願いする。

また、当該取り決めの締結を希望する保険者におかれては連合会に連絡をしていただくこととしているため、連合会におかれては、保険者から相談等があった場合には、当該取り決めを締結できるよう適切に対応していただきたい。

なお、今回の取り決めの締結に当たっては、一国民健康保険組合であっても締結可能であり、徐々に組合数が増えることも差し支えないが、徐々に組合数が増える場合には、損害保険関係団体から、半年に一度まとめて締結する等の時期を揃えた取扱いとしていただきたいとの要請があることを申し添える。

イ　取り決めの継続的な評価・改善について

第２（４）のとおり、厚生労働省保険局国民健康保険課の関与の下、中央会と損害保険関係団体とが各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証するとともに、その結果を踏まえ、継続的に取り決めの内容を見直すための協議の場を設けることとしていることについて、ご了知いただきたい。

（４）保険者によるＰＤＣＡサイクルの確立に向けた支援について

第３のとおり、保険者に対し、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化を図るに当たり、まず現状の取組を評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取組を進めることにより、ＰＤＣＡサイクルを確立し、継続的に求償事務の取組強化を図っていただくよう周知しているところである。このため、連合会におかれては、各保険者が設定した数値目標が実現できるよう、引き続き、次の（５）に記載するような適切な対応を行っていただくことが望まれる。

（５）被害届の届出の勧奨支援等に係る体制の整備等について

医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）により、診療報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。また、療養費支給申請書及び柔道整復療養費支給申

請書においても、同様に負傷原因等を適切に記載することとされている。

連合会が運用する電算処理システムにおいては、レセプトから第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成する機能を有しているが、これによって作成される当該被保険者リストは、求償事務を適正に執行する上で効果的である。このため、連合会におかれては、保険者からの委託を受けた場合には、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成し、提供できるようにしていただきたい。また、当該リストを活用して、世帯主等に対し、被害届の届出の勧奨業務が行えるよう体制の整備をご検討いただくとともに、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者に対して追加の保険給付が行われた場合には、当該リストを活用して、保険給付の都度保険会社等へ求償が行えるよう体制の整備についてもご検討いただきたい。

なお、保険者からの委託を受けた場合においては、療養費支給申請書及び柔道整復療養費支給申請書からも第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成し、保険者に提供できるようにしていただくことが望まれる。

第５　その他

（１）責任保険又は責任共済に対する損害賠償額等の照会について

保険者において、責任保険又は責任共済に対する求償を行うに当たっては、これまで「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日付け保険発第106号保険局保険課長・国民健康保険課長通知。以下「昭和43年通知」という。）において、求償事務の方法や責任保険の管轄店又は責任共済契約の再契約先である都道府県共済農業協同組合連合会（以下「管轄店等」という。）に対する損害賠償額又は保険金等の額等の照会方法や、その際の様式について示してきたところである。

しかしながら、昭和43年通知で示した保険者から管轄店等に対する照会及び管轄店等から保険者への回答の様式については、長年の運用によって地域による差異が見られる状況にあることから、今般、最近の照会と回答の事例を参考に、保険者が求償事務に必要な情報を十分把握することができるよう、保険者から管轄店等への照会の様式として別紙１を、照会を受けた管轄店等から保険者への回答の様式として別紙２を、それぞれ作成した。

各様式については、損害保険関係団体との調整により平成28年２月から使用することができることとなったので、保険者におかれては、当該様式を活用して、求償事務の一層の取組強化に努めていただきたい。

（２）連合会への求償事務の委託について

地域の実情に応じた求償事務の創意工夫によって高い求償実績を上げている連合会におかれては、委託料収入が増加し、その結果、更に取組の強化が図られる好循環が生まれている状況が見られる。このことから、保険者におかれては、連合会が有する専門性やスケールメリットの更なる有効活用についてご検討いただきたい。

（別紙1）

発第　　号

平成　　年　　月　　日

_____保険株式（相互）会社　　殿

_____県共済農業協同組合連合会　　殿

_____市町村長

_____国民健康保険組合理事（印）

自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（照会）

被害者	氏名		男　・　女	
	住所			
事故年月日			場所	
加害者氏名			保険契約者 又は共済契約者	
証明書番号			管轄店 又は共済連	

上記被害者の第三者の行為による事故について、自動車損害賠償責任保険（共済）においては如何なる処理がなされたか承知したいので照会します。

つきましては、別添「自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（回答）」によりご回答いただきますようお願いいたします。

（所在地）

_____市町村
国民健康保険組合

電話 _____

担当者課 _____　　氏名 _____

（別紙2）

平成　　年　　月　　日

市町村長
＿＿＿＿＿＿＿国民健康保険組合理事　殿

元受　　保険株式（相互）会社（印）
県共済農業協同組合連合会（印）

自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（回答）

被害者氏名		事故発生年月日	
保有者氏名		証明書番号	

上記被害者に関する平成　　年　　月　　日付　　発第　　号照会の件につき下記のとおり回答いたします。

回　答　事　項

1．損害賠償額について

（1）保険金（共済金）損害賠償額支払済のとき

査定事務所 又は共済連		担当者		電話	
支払年月日		査定事務所受付番号 又は共済連事故整理番号			
支払保険金（共済金）又は損害賠償額			円		
内訳	損害の種類	損害額	過失相殺	支払額	受領者
	①治療費				
	②看護料				
	③通院交通費				
	④諸雑費				
	⑤文書料				
	⑥休業損害				
	⑦慰謝料				
	⑧その他				

（2）保険金（共済金）損害賠償額未払のとき

支払予定年月日		支払予定金額	円
支払が遅延する理由			

（3）仮渡金の請求の有無　　有（　　円）　　無

（4）保険金（共済金）損害賠償の支払請求がない。

（注）該当項目の頭数字に○印すること。

2．保険（共済）契約者氏名、保険（共済）期間及び契約車両番号について
保険（共済）契約者氏名　　様
保険（共済）期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
1

3．対人一括社、人身傷害一括社からの契約現存確認の有無について
有（対人・人傷／保険会社名　　担当者　　）　　無

電話＿＿＿＿＿＿＿＿

担当係＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

保 国 発 1 2 0 3 第 2 号
平 成 2 7 年 1 2 月 3 日

公益社団法人
国民健康保険中央会理事長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について

国民健康保険における保険給付の対象である疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合があります。保険者は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第64条第１項の規定により、保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。これまで、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）におかれては、損害保険等に関する専門知識を有する職員を配置し、保険者からの委託を受け、保険業法（平成７年法律第105号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）に対し、求償事務を行うことにより、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化を進めているところです。

今般、国民健康保険事業の健全な運営を確保するためにも、各保険者による求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれることから、貴会に対し、下記の点についてご了知の上、一層のご協力を下さいますよう要請いたします。

なお、各都道府県及び保険者に対して、別添１のとおり第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について周知するとともに、損害保険関係団体に対して、別添２のとおり要請しているため、その内容についてもご了知いただきますようお願いいたします。

記

第１　連合会における求償事務体制等の強化に係る支援について

（１）連合会における求償事務体制の強化に係る支援について

第三者行為による被害に係る求償事務は、高い専門性を必要とする一方で、保険者におかれては定期的な人事異動等により専門性の蓄積が図りにくい場合がある。このため、保険者は、国保法第64条第３項の規定により、代位取得した損害賠償請求権

（以下「求償権」という。）に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することができることとされている。また、委託可能な連合会は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保法施行規則」という。）第32条の７の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置する連合会に限られている。連合会におかれては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者が当該事務を委託できる環境を整備していただいているところであるが、今般、厚生労働省保険局国民健康保険課として、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日付け保国発1203第１号保険局国民健康保険課長通知。以下「取組通知」という。）を発出し、取組通知第４のとおり、連合会における一層の取組強化について要請を行っているため、このことについて公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）におかれてもご了知いただくとともに、中央会におかれては、連合会と協力して、第三者行為に係る求償事務のあり方全般について幅広く議論するための場を設置していただくなど、適切に連合会の取組強化に対する支援を行っていただきたい。

（２）電算処理システムの運用等に係る支援について

取組通知第１（１）のとおり、保険者に対し、療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けることにより、第三者行為による被害を発見するための手段の拡充について周知していることから、中央会におかれては、平成30年度に向けて開発を進めている、国保総合システム及び国民健康保険 保険者標準事務処理システム（市町村事務処理標準システム）に備える各種支給申請書の様式においても第三者行為の有無の記載欄を設けるようにしていただきたい。また、連合会と連携し、保険者における求償事務の現状と課題を把握しつつ、保険者の求償事務の底上げと標準化を図る観点から、保険者向けの標準的な事務処理マニュアルを作成し、提供していただきたい。さらに、取組通知第４（１）のとおり、現状、連合会ごとに作成されている事務処理マニュアルの内容に差異が見られるため、連合会における求償事務の底上げと標準化を図る観点からも、連合会と連携し、連合会向けの標準的な事務処理マニュアルを作成し、提供していただきたい。

第２　世帯主等による被害届の作成等の援助に関する取り決めに係る調整について

（１）世帯主等による被害届の作成等の援助に関する取り決めの検討について

給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国保法施行規則第32条の６の規定により、世帯主又は組合員（以下「世帯主等」という。）は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないこととされている。保険者は、主としてこの届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、このことによって、第三者に対して求償権を行使することが可能となる。

保険者が、速やかに求償権を行使するためには、その契機となる被害届の届出までの期間の短縮を図ることが重要である。そのためには、世帯主等の被害届の記載に係る負担軽減を図ることが効果的である。

この点に関し、取組通知第２のとおり、保険者に対し、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動

車共済協同組合、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め（以下「取り決め」という。）を締結することについて検討するよう通知したところである。中央会におかれては、国民健康保険における第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化を図る観点から、連合会と連携し、当該取り決めの効果的な規定の在り方について検討の上、損害保険関係団体との協議・調整を行っていただきたい。

（２）取り決めの締結に係る支援について

当該取り決めは、本来、各保険者と各損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、損害保険関係団体より、都道府県内全ての市町村が同時に取り決めを締結することが求められているため、取組通知第４（３）のとおり、連合会に対し、保険者からの委任を受けて、取り決めの締結に係る事務を代行していただくよう依頼しているところである。中央会におかれては、損害保険関係団体と連合会との調整が円滑に行われるよう支援していただきたい。

（３）取り決めの内容に係る継続的な評価・改善について

各都道府県での当該取り決め締結後の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき、当該取り決め内容を見直すため、中央会と損害保険関係団体による協議の場を設けていただくとともに、当該取り決めに係る取組の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を行うこととしていただきたい。当該協議の場の運営については、厚生労働省保険局国民健康保険課としても関与する予定である。

保　国　発　１２０３第　３　号
平　成　２７年　１２月　３　日

一般社団法人　日本損害保険協会会長　殿
一般社団法人　外国損害保険協会会長　殿
全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
全国自動車共済協同組合連合会会長　殿
全国トラック交通共済協同組合連合会会長　殿
全国労働者共済生活協同組合連合会理事長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

第三者行為による被害に係る求償について

国民健康保険における保険給付の対象である疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合があります。保険者は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第64条第１項の規定により、保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。これまで、各保険者においては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）に基づき、保険業法（平成７年法律第105号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）に対し求償を行い、各保険会社等におかれては、これに適切に応じていただくことにより、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化を進めているところです。

今般、国民健康保険事業の健全な運営を確保するためにも、各保険者による求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれることから、下記のとおり、保険会社等に対し、一層の協力を要請します。

なお、各都道府県に対し、別添１のとおり第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について周知するとともに、国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に対し、別添２のとおり要請しているため、その内容についても御了知いただきますよう御願いします。

記

第１　保険会社等による保険者への対応について

国民健康保険において保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その給付事由が第三者行為によって生じた場合、保険者は、その給付の価額の限度において、第三者（加害者）に対し、保険給付の都度求償権を行使することとしている。

一方、損害保険契約は、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある負傷、死亡等による損害をてん補することを約するものであり、この損害のてん補の中には、保険者が求償権を行使した場合も含まれるものと解される。しかしながら、保険者の一部からは、保険会社等に対し、求償権を行使するために必要な情報の提供等について、専門家としてのより丁寧で分かりやすい対応を求める声も厚生労働省保険局国民健康保険課に寄せられている。

各保険者による求償事務の一層の取組強化を図るためには、引き続き、保険会社等の御協力をいただくことが不可欠となると認識しているところである。このことについて保険会社等におかれても御理解いただくとともに、各保険会社等におかれては、各保険者に対し、できる限り丁寧かつ分かりやすい対応を御願いしたい。また、保険会社等におかれては、保険者と一層の連携・協力を図っていただきたい。

第２　世帯主等による被害届の作成等の援助に係る取り決めについて

（１）世帯主等による被害届の作成等の援助に係る取り決めの締結について

保険者が求償権を行使するためには、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の６の規定に基づき被保険者（被害者）が属する世帯の世帯主又は組合員（以下「世帯主等」という。）から第三者行為による被害の届出が確実かつ速やかに保険者に届出される必要がある。しかしながら、被害の届出及びそれとともに作成される事故状況報告書等の関係書類（以下「被害届等」という。）については、その記載に時間と労力を要するとともに、やむを得ず届出が遅れる場合もある。

被害届等の確実な届出を促進する上で、保険会社等の協力を得ることは極めて有効である。そこで、今般、厚生労働省保険局国民健康保険課として、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」(平成27年12月３日付け保国発1203第１号保険局国民健康保険課長通知）を発出し、各保険者における第三者行為による被害の確実な把握と速やかな求償による一層の取組強化を図る観点から、各保険者に対し、一般社団法人 損害保険協会、一般社団法人 外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と取り決めを締結することについて検討するよう通知したところである。

また、当該取り決めは、本来、各保険者と各損害保険関係団体との間で締結されるものであるが、都道府県内全ての市町村が同時に取り決めを締結することが求められているため、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、保険者からの委任を受けて、当該取り決めの締結に必要な事務を代行していただくよう要請するとともに、中央会に対し、連合会と損害保険関係団体との調整に関する支援を要請しているところである。このため、当該取り決めの締結に当たっては、中央会とも連携を図っていただきたい。

（２）取り決めの遵守及び継続的な評価・改善について

当該取り決めにおいて、国民健康保険の利用開始日から被害届等が１か月以内に保険者に届出されることが定められていることから、確実に当該取り決めが履行されるよう、損害保険関係団体におかれては、主体的な取組による遵守に努めていただきたい。また、当該取り決め締結後の運用については、損害保険関係団体と中央会が各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき、当該取り決め内容を見直すための協議の場を設けていただくとともに、このことにより、当該取り決めによる運用の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を図ることとしていただきたい。当該協議の場の運営については、厚生労働省保険局国民健康保険課としても関与する予定である。

なお、当該取り決めは、被保険者が国民健康保険を利用する場合に運用されるものであるが、被保険者は、治療等を受けるに当たり、国民健康保険を利用するか、損害保険に直接請求するかを選択することが原則であるため、保険会社等におかれては、被保険者が適切に選択できるよう、できる限り丁寧な説明に努めていただきたい。

第３　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に関する保険者からの照会とその回答について

第三者行為による求償事務の大半は、自動車による交通事故が原因となっている。自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車」という。）については、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）への加入が義務付けられており、また、自動車による保険事故については、「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日付け保険発第106号保険局保険課長・国民健康保険課長通知。以下「昭和43年通知」という。）において、求償事務の方法や責任保険の管轄店又は責任共済契約の再契約先である都道府県共済農業組合連合会（以下「管轄店等」という。）に対する損害賠償額又は保険金等の額等の照会方法や、その際の様式について示してきたところである。

しかしながら、昭和43年通知で示した保険者から管轄店等に対する照会及び管轄店等から保険者への回答の様式については、長年の運用によって地域による差異が見られる状況にあることから、今般、最近の照会と回答の事例を参考に、保険者が求償事務に必要な情報を十分把握することができるよう、保険者に対し、保険者から管轄店等への照会の様式として統一的に別紙１を使用することとするため、これを御了知いただくとともに、照会を受けた管轄店等においては統一的に別紙２により回答することとしていただきたい。

保 高 発 1214第 1 号

平 成 27年 12月 14日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長　　殿

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長　　殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

（　公　印　省　略　）

第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について

後期高齢者医療制度における後期高齢者医療給付の対象となる疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合がある。後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第58条第１項の規定により、後期高齢者医療給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。これまで、各広域連合におかれては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）を行使し、後期高齢者医療給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化に取り組んでいただいているところであるが、後期高齢者医療制度の健全な運営を確保するためにも、求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれる。

今般、下記のとおり、第三者行為による被害に係る求償事務を強化するための具体的取組についてお示しするので、内容を御了知の上、都道府県におかれては、貴管下市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）への周知及び指導について特段の御配慮を願いたい。

なお、公益社団法人 国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に対しては別添１のとおり、損害保険会社等に対しては別添２のとおり、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について要請しているため、その内容についても御了知いただきたい。

記

第１　第三者行為による被害の把握について

（１）第三者行為による被害の把握に向けた取組強化について

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下

「高確法施行規則」という。）第46条及び第71条の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、被保険者は、第三者行為による被害の状況等を広域連合へ届け出なければならないこととされている。広域連合は、主としてこの届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、これによって、第三者に対して求償権を行使することが可能となる。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を励行させることが重要である。

そこで、各広域連合におかれては、被害届の未届出を解消する観点から、①療養費、高額療養費、葬祭費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けること、②診療報酬明細書、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト等」という。）の点検により、複数の骨折や頭部打撲、外傷性の傷害又はそれらが複合している傷害等の傷病名等から、あるいは救急病院又は整形外科等の病院名等からの第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと、③新聞やニュース等の報道情報を活用して交通事故等の発生やその状況等を把握すること等の第三者行為による被害を発見するための手段の拡充を可能なものから速やかに図っていただくとともに、こうした取組によって第三者行為による被害が発見された場合には、直ちに被保険者に対し被害届の届出を促していただきたい。

なお、こうした取組が確実に実施されるよう、中央会に対し、後期高齢者医療広域連合電算処理システムに備える療養費等の各種支給申請書に、平成30年度から第三者行為の有無の記載欄を設けていただくよう要請している。

（２）被保険者による被害届の届出義務等に関する周知・広報の取組強化について

各広域連合におかれては、日頃から小冊子やホームページ等を活用し、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは被保険者に被害届の届出の義務があることや受診等の際に医療機関等に申し出ていただく必要性等について、周知・広報に努めていただいているところである。しかしながら、不測の事態が発生した際に届出の必要が生じる性格上、届出の義務等を日常的に浸透させることが難しく、また、保険者ごとに周知方法や頻度、周知内容に差異が見られる状況にある。

そこで、少なくとも広域連合のホームページに、受診等の際に医療機関等に申し出ていただくことや被害届の届出の義務及び届出先を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要な場合については、そのことについて丁寧にお知らせし、各様式をダウンロードできるようにしていただきたい。また、医療費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用して、届出の義務等が浸透するよう周知・広報の取組を一層強化していただきたい。

第２　被保険者による被害届の作成等の援助に関する取り決めについて

（１）損害保険関係団体との取り決めの締結について

周知・広報の取組強化によって被害届の届出の義務等が広く被保険者に浸透した場合であっても、被保険者（被害者）の心身の状況等によっては、やむを得ず届出

が遅れる場合がある。また、被害届とともに作成する事故状況報告書等の関係書類（以下「被害届等」という。）については、その記載に時間と労力を要し、被保険者の負担となる場合もある。

一方で、広域連合が速やかに求償権を行使するためには、その契機となる被害届等の届出までの期間の短縮を図ることが重要である。そのためには、被害届等の記載に係る被保険者の負担軽減を図ることが効果的である。

そこで、各広域連合におかれては、第三者行為による被害に係る求償事務の一層の取組強化を図る観点から、一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と、『交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め』（以下「取り決め」という。）を締結することについて御検討いただきたい。

当該取り決めは、自動車事故による被害に対する補償として損害保険の任意保険（以下「任意保険」という。）が使用される事案において、被保険者が治療等のために後期高齢者医療を利用する場合、損害保険会社等が、示談代行サービス等の一環として、被害届等の作成を無償で援助するとともに、後期高齢者医療の利用を開始してから約１か月以内に広域連合に届出されるよう援助を行うものである。

被害届の確実な届出を促進する上で、損害保険会社等の協力を得ることは極めて有効である。このことについては中央会においても認識されており、後期高齢者医療においても取り決めを締結し、求償事案の掘り起こし強化に努めていく必要がある、とされたところである。そこで、後期高齢者医療として全国的に取り決めの締結を進める観点から、中央会に対し、当該取り決めの内容について、損害保険関係団体との協議により、規定等の検討・調整を要請しているところであり、当該調整が整った後、改めて連絡を行う予定である。

また、当該取り決めに定める被害届等は、高確法施行規則に定める必要な記載内容を満たすものであるが、その各様式が、各広域連合が規則等において定める様式と異なる場合においても、一般的には、規則等で定める様式の記載内容を満たしていれば、レイアウト等の多少の差異は許容されるものであると考えられるため、規則等に定める様式を改正するまでもなく、当該取り決めに定める被害届等の各様式を規則等に定める様式と同等に取扱うようにしていただきたい。

（２）損害保険関係団体との取り決め締結の手続きについて

当該取り決めは、本来、各広域連合と損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、国民健康保険の保険者においても同様の取り決めを締結することを検討しており、損害保険関係団体より、広域的な運用によって効果を高める観点から、広域連合及び国民健康保険の保険者（以下「広域連合等」という。）が、都道府県単位で一括して取り決めを締結することが求められている。

そこで、取り決めの締結に係る広域連合等の事務負担を軽減するため、連合会に対し、広域連合等からの委任を受けて取り決めの事務を代行していただくよう要請しているところである。

（３）取り決めの継続的な評価・改善について

当該取り決め締結後の運用については、厚生労働省保険局高齢者医療課の関与の下、中央会と損害保険関係団体とが各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき当該取り決め内容を見直すための協議の場を設けていただくこととしている。このことにより、当該取り決めによる運用の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を図ることとしている。

（４）損害保険関係団体以外の団体等の取り決めについて

任意保険に加入する方の９割超は損害保険関係団体と契約しているが、残る１割未満の方は、損害保険関係団体以外のその他の団体等が提供する任意保険に加入している状況である。各広域連合におかれては、地域の実情に応じ、各広域連合の判断において、その他の損害保険団体等と個別に取り決めを締結することも考えられる。個別に取り決めを締結する場合において、当該取り決めの内容を参考としていただくことは差し支えない。

（５）第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に係る財政支援について

被保険者による被害届の届出の義務等の周知・広報等の取組強化分については、平成27年度において実施した当該取組に要した費用について、特別調整交付金を交付する予定である。その詳細については別途通知する。

第３　ＰＤＣＡサイクルの確立による求償事務の継続的な改善・強化について

各広域連合におかれては、第１及び第２で示した取組も含め、第三者行為による被害に係る求償事務の取組の底上げを図るため、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Act）サイクルを循環させて、継続的に求償事務の取組強化を図っていただきたい。このため、まずは、次のような観点から現状の取組を評価し、求償事務の改善を図り、目標を定めて求償事務の計画的な取組を進めていただきたい。

１．後期高齢者医療の利用開始日から被害届の受理日までの平均日数を算出し、30日を超える場合は30日以内に短縮できるよう、又は被害届に記載された事故日から被害届の受理日までの日数が30日を超える件数の割合を算出し、その割合を低減できるよう、届出勧奨や取り決めの締結など、被害届の届出までの期間の短縮を図る具体的な改善の取組を進めていただきたい。

２．被害届が届出されているにも関わらず、求償権を行使できていない滞留事案がある場合、後期高齢者医療給付の都度求償できるよう事案の管理や求償に係る実施体制等の改善を図っていただきたい。

３．自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に求償する場合の収納率の実績、及び任意保険に求償する場合の収納率の実績を踏まえ、それぞれの収納率の目標を設定して、具体的に収納率向上策を講じていただきたい。

４．その他、ニュース等の報道情報の活用による交通事故の発生等の把握や、複数の骨折、外傷性の傷害等の傷病名等又は救急病院等の病院名等から第三者行為が疑われるレセプトを抽出して被保険者に照会を行うこと、地域の医療機関等との連携強化など、第三者行為による被害の発見や把握に向けた取組の拡大や具体的

な改善策を講じていただきたい。

厚生労働省保険局高齢者医療課としても、平成28年度から、事業実施状況報告により、被害届の受付件数、求償額の調定金額及び収納金額等について調査を行う予定であることから、各広域連合におかれても、報告する数値を活用して不断に取組の評価を行った上で、具体的に改善を行い、継続的に翌年度の取組強化につなげていただきたい。

第４　連合会における求償事務の取組強化について

（１）連合会における求償事務の取組強化について

第三者行為による被害に係る求償事務は、高い専門性を必要とする一方で、広域連合におかれては人事異動等により専門性の蓄積が図りにくい場合がある。このため、広域連合は、高確法第58条第３項の規定により、求償権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することができることとされている。また、委託可能な連合会は、高確法施行規則第29条の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置する連合会とされており、連合会においては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者から求償事務を受託できる体制を整備しているところであるが、次の観点から一層の取組強化を図られるようご検討いただきたい。

１．損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員については、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令等の改正について（平成２年６月15日保発第62号保険局長通知）により、民法（明治29年法律第89号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）等の関係法令の知識等を有する者であるとされている。このため、保険会社等の業務経験を有する者を求償専門員として配置することや顧問弁護士を配置すること等の人材確保策、求償担当者向けの専門研修の実施等の専門性の向上を図る取組が望まれる。

２．連合会におかれては、効率的に求償事務を行うため、連合会ごとに事務処理マニュアルが作成されているが、マニュアルの内容に差異が見られることや、長年にわたり事務処理マニュアルが改訂されていない状況も一部見受けられる。このため、中央会に対し、連合会と連携して、連合会向けの標準的な事務処理マニュアルを作成していただくよう要請しているところである。連合会におかれては、その成果を活用し、求償事務の底上げと標準化を図っていただきたい。

３．連合会におかれては、地域の実情や需要に応じて求償事務の受託範囲を定められているが、昨今、自転車による交通事故の増加に伴い損害保険の加入件数も増加している状況が見られる。また、給付事由が第三者行為によって生じたものの中には、ペットや土地の工作物等による被害も含まれる。このため、自転車事故に係る求償事務を受託範囲としていただくなど受託範囲の一層の拡大が望まれる。

４．連合会におかれては、求償事務に係る委託費について、事例１件当たりの定額制にしているところがある一方、収納できた賠償額に対して一定割合とする定率制にしているところもある。定額制の場合、広域連合にとって、低額な求償事案

に係る求償事務を委託するインセンティブが働かないという課題がある。このため、このような特性を踏まえつつ、広域連合における求償事務を促進する観点から適切な費用負担を設定していただくことが望まれる。

５．連合会におかれても、日頃からホームページ等を活用し、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは被保険者に被害届の届出の義務があることや受診等の際に医療機関等に申し出ていただく必要等について、周知・広報に努めていただいているところであるが、連合会ごとに周知方法や頻度、周知内容に差異が見られる状況にある。このため、連合会におかれても、少なくともホームページに受診等の際に医療機関等に申し出ていただくことや被害届の届出の義務及び届出先を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要な場合について丁寧にお知らせし、広域連合から受託している場合には各様式をダウンロードできるようにしていただきたい。また、医療費通知等の被保険者向けに送付する文書の作成等を受託している場合には、当該通知等への掲載等、多様な媒体を複合的に活用して、届出の義務等が浸透するよう周知・広報の一層の取組強化を図っていただきたい。

（２）連合会における広域連合職員向け研修等の改善・強化について

第１（１）のとおり、広域連合に対し、被害届の未届出を解消する観点から、療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けることや、レセプト等の点検により傷病名等から第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと等を周知しているところである。

また、連合会におかれては、広域連合における求償事務の底上げと標準化を支援する観点から、広域連合に対する求償事務に係る研修や、希望する広域連合を連合会の求償担当職員が訪問して求償事務の基礎的内容等を教示いただく巡回相談について、一層の充実強化を図っていただきたい。

（３）被保険者による被害届の作成等の援助に関する取り決めに係る支援について

ア　取り決めの締結に係る支援について

第２のとおり、広域連合に対し、求償事務の一層の取組強化を図る観点から、損害保険関係団体との取り決めを締結することについて検討いただくよう通知しているところである。

当該取り決めは、本来、各広域連合と損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、国民健康保険の保険者においても同様の取り決めを締結することを検討しており、損害保険関係団体より、広域的な運用によって効果を高める観点から、広域連合等が都道府県単位で一括して取り決めを締結することが求められている。このため、連合会におかれては、広域連合からの委任を受けて、取り決めの締結に係る事務を代行していただくようお願いする。

また、当該取り決めの締結を希望する広域連合におかれては連合会に連絡をしていただくこととしているため、連合会におかれては、広域連合から相談等があった場合には、当該取り決めを締結できるよう適切に対応していただきたい。

イ　取り決めの継続的な評価・改善について

第２（４）のとおり、厚生労働省保険局高齢者医療課の関与の下、中央会と損害

保険関係団体とが各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証するとともに、その結果を踏まえ、継続的に取り決めの内容を見直すための協議の場を設けることとしていることについて、御了知いただきたい。

（４）広域連合によるＰＤＣＡサイクルの確立に向けた支援について

第３のとおり、広域連合に対し、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化を図るに当たり、まず現状の取組を評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取組を進めることにより、ＰＤＣＡサイクルを確立し、継続的に求償事務の取組強化を図っていただくよう周知しているところである。このため、連合会におかれては、各広域連合が設定した数値目標が実現できるよう、引き続き、次の（５）に記載するような適切な対応を行っていただくことが望まれる。

（５）被害届の届出の勧奨支援等に係る体制の整備等について

医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）により、診療報酬明細書の特記事項欄に「10.第三」を記載することとされている。また、療養費支給申請書及び柔道整復療養費支給申請書においても、同様に負傷原因等を適切に記載することとされている。

連合会が運用する電算処理システムにおいては、レセプトから第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成する機能を有しているが、これによって作成される当該被保険者リストは、求償事務を適正に執行する上で効果的である。このため、連合会におかれては、広域連合からの委託を受けた場合には、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成し、提供できるようにしていただきたい。また、当該リストを活用して、被保険者に対し、被害届の届出の勧奨業務が行えるよう体制の整備を御検討いただくとともに、第三者行為の被害に係る後期高齢者医療給付を受けた被保険者に対して追加の後期高齢者医療給付が行われた場合には、当該リストを活用して、後期高齢者医療給付の都度保険会社等へ求償が行えるよう体制の整備についてもご検討いただきたい。

なお、広域連合からの委託を受けた場合においては、療養費支給申請書及び柔道整復療養費支給申請書からも第三者行為の被害に係る後期高齢者医療給付を受けた被保険者リストを作成し、広域連合に提供できるようにしていただくことが望まれる。

第５　責任保険又は責任共済に対する損害賠償額等の照会について

自動車及び原動機付き自転車による、健康保険及び国民健康保険に係る保険事故については、「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日付け保険発第106号保険局保険課長・国民健康保険課長通知。以下「昭和43年通知」という。）において、求償事務の方法、責任保険の管轄店又は都道府県共済農業協同組合連合会（以下「管轄店等」という。）に対する損害賠償額、保険金等の額等の照会方法及びその際の様式等について示してきたところである。後期高齢者医療において、自動車損害賠償責任保険又は自動車損

害賠償責任共済に対する求償を行うに当たっては、当該通知に準じた取り扱いを行っていただきたい。

その上で、昭和43年通知で示した保険者から管轄店等に対する照会及び管轄店等から保険者への回答の様式については、健康保険及び国民健康保険における長年の運用によって地域による差異が見られる状況にあることから、今般、最近の照会と回答の事例を参考に、保険者が求償事務に必要な情報を十分把握することができるよう、保険者から管轄店等への照会の様式として別紙１を、照会を受けた管轄店等から保険者への回答の様式として別紙２を、それぞれ作成した。

各様式については、損害保険関係団体との調整により、平成28年２月から使用することができることとなったので、広域連合におかれては、当該様式を活用して、求償事務の一層の取組強化に努めていただきたい。

（２）連合会への求償事務の委託について

地域の実情に応じた求償事務の創意工夫によって高い求償実績を上げている連合会におかれては、委託料収入が増加し、その結果、更に取組の強化が図られる好循環が生まれている状況が見られる。このことから、広域連合におかれては、連合会が有する専門性やスケールメリットの更なる有効活用についてご検討いただきたい。

（別紙1）

発第　　号

平成　　年　　月　　日
_____保険株式（相互）会社　　殿
_____県共済農業協同組合連合会　　殿

_____後期高齢者医療広域連合長（印）

自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（照会）

被害者	氏名		男　・　女	
	住所			
事故年月日			場所	
加害者氏名			保険契約者 又は共済契約者	
証明書番号			管轄店 又は共済連	

上記被害者の第三者の行為による事故について、自動車損害賠償責任保険（共済）においては如何なる処理がなされたか承知したいので照会します。
つきましては、別添「自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（回答）」によりご回答いただきますようお願いいたします。

（所在地）

_____市町村
国民健康保険組合

電話 _____

担当者課 _____　　氏名 _____

（別紙2）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿後期高齢者医療広域連合長　殿

元受　　保険株式（相互）会社（印）
県共済農業協同組合連合会（印）

自動車損害賠償責任保険（共済）損害賠償額等について（回答）

被害者氏名		事故発生年月日	
保有者氏名		証明書番号	

上記被害者に関する平成　　年　　月　　日付　　発第　　号照会の件につき下記のとおり回答いたします。

回　答　事　項

1．損害賠償額について

（1）保険金（共済金）損害賠償額支払済のとき

査定事務所 又は共済連		担当者		電話	
支払年月日		査定事務所受付番号 又は共済連事故整理番号			
支払保険金（共済金）又は損害賠償額			円		
内訳	損害の種類	損害額	過失相殺	支払額	受領者
	①治療費				
	②看護料				
	③通院交通費				
	④諸雑費				
	⑤文書料				
	⑥休業損害				
	⑦慰謝料				
	⑧その他				

（2）保険金（共済金）損害賠償額未払のとき

支払予定年月日		支払予定金額	円
支払が遅延する理由			

（3）仮渡金の請求の有無　　有（　　円）　　無

（4）保険金（共済金）損害賠償の支払請求がない。

（注）該当項目の頭数字に○印すること。

2．保険（共済）契約者氏名、保険（共済）期間及び契約車両番号について
保険（共済）契約者氏名　　様
保険（共済）期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
契約車両番号

3．対人一括社、人身傷害一括社からの契約現存確認の有無について
有（対人・人傷／保険会社名　　担当者　　）　　無

電話＿＿＿＿＿＿＿＿

担当係＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

保 高 発 1214第 2 号

平 成 27年 12月 14日

公益社団法人

国民健康保険中央会理事長　殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

（　公　印　省　略　）

第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について

後期高齢者医療制度における後期高齢者医療給付の対象である疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合があります。後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第58条第１項の規定により、後期高齢者医療給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。これまで、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）におかれては、損害保険等に関する専門知識を有する職員を配置し、広域連合からの委託を受け、保険業法（平成７年法律第105 号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）に対し、求償事務を行うことにより、後期高齢者医療給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化を進めているところです。

今般、後期高齢者医療制度の健全な運営を確保するためにも、各広域連合による求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれることから、貴会に対し、下記の点について御了知の上、一層の御協力を下さいますよう要請いたします。

なお、各都道府県及び広域連合に対して、別添１のとおり第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について周知するとともに、損害保険関係団体に対して、別添２のとおり要請しているため、その内容についても御了知いただきますようお願いいたします。

記

第１　連合会における求償事務体制等の強化に係る支援について

（１）連合会における求償事務体制の強化に係る支援について

第三者行為による被害に係る求償事務は、高い専門性を必要とする一方で、広域連

合におかれては定期的な人事異動等により専門性の蓄積が図りにくい場合がある。このため、広域連合は、高確法第58 条第３項の規定により、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」　という。）に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することができることとされている。また、委託可能な連合会は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19 年厚生労働省令第129 号。以下「高確法施行規則」という。）第29 条の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置する連合会に限られており、連合会におかれては、専門的知識を有する職員を配置し、広域連合が当該事務を委託できる環境を整備していただいているところである。今般、厚生労働省保険局高齢者医療課から、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27 年12 月14 日付け保高発1214 第１号保険局高齢者医療課長通知。以下「取組通知」　という。）を発出し、取組通知第４のとおり、連合会における一層の取組強化について要請を行っているため、このことについて公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」 という。）におかれても御了知いただくとともに、中央会におかれては、連合会と協力して、第三者行為に係る求償事務のあり方全般について幅広く議論するための場を設置していただくなど、 適切に連合会の取組強化に対する支援を行っていただきたい。

（２） 電算処理システムの運用等に係る支援について

取組通知第１（１）のとおり、広域連合に対し、療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けることにより、第三者行為による被害を発見するための手段の拡充について周知していることから、中央会におかれては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムに備える療養費等の各種支給申請書に、 平成30 年度から第三者行為の有無の記載欄を設けるようにしていただきたい。また、取組通知第４（１）のとおり、現状、連合会ごとに作成されている事務処理マニュアルの内容に差異が見られるため、連合会における求償事務の底上げと標準化を図る観点からも、連合会と連携し、連合会向けの標準的な事務処理マニュアルを作成し、提供していただきたい。

第２　被保険者による被害届の作成等の援助に関する取り決めに係る調整について

（１） 被保険者による被害届の作成等の援助に関する取り決めの検討について

給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、高確法施行規則第46条及び第71 条の規定により、被保険者は、第三者行為による被害の状況等を広域連合へ届け出なければならないこととされている。広域連合は、主としてこの届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。） を把握することができ、このことによって、第三者に対して求償権を行使することが可能となる。

広域連合が、速やかに求償権を行使するためには、その契機となる被害届の届出までの期間の短縮を図ることが重要である。 そのためには、被保険者の被害届の記載に係る負担軽減を図ることが効果的である。

この点に関し、取組通知第２のとおり、広域連合に対し、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と交通事故にかかる「第

三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め（以下「取り決め」という。）を締結することについて検討するよう通知したところである。中央会におかれては、後期高齢者医療制度における第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化を図る観点から、連合会と連携し、当該取り決めの効果的な規定の在り方について検討の上、損害保険関係団体との協議・調整を行っていただきたい。

（２） 取り決めの締結に係る支援について

当該取り決めは、本来、各広域連合と各損害保険関係団体との間で締結していただくものであるが、国民健康保険の保険者においても同様の取り決めを締結することを検討しており、損害保険関係団体より、広域的な運用によって効果を高める観点から広域連合及び国民健康保険の保険者（以下「広域連合等」という。）が、都道府県単位で一括して取り決めを締結することが求められているため、取組通知第４ （３）のとおり、連合会に対し、広域連合等からの委任を受けて、取り決めの締結に係る事務を代行していただくよう依頼しているところである。 中央会におかれては、損害保険関係団体と連合会との調整が円滑に行われるよう支援していただきたい。

（３） 取り決めの内容に係る継続的な評価・改善について

各都道府県での当該取り決め締結後の取組状況や効果を定期的に検証し、 その結果に基づき、 当該取り決め内容を見直すため、 中央会と損害保険関係団体による協議の場を設けていただくとともに、当該取り決めに係る取組の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を行うこととしていただきたい。当該協議の場の運営については、厚生労働省保険局高齢者医療課としても関与する予定である。

保 高 発 1214第 3 号

平 成 27年 12月 14日

一般社団法人　日本損害保険協会会長 殿

一般社団法人 外国損害保険協会会長 殿

全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長 殿

全国自動車共済協同組合連合会会長 殿

全国トラック交通共済協同組合連合会会長 殿

全国労働者共済生活協同組合連合会理事長　殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 高 齢 者 医 療 課 長

第三者行為による被害に係る求償について

後期高齢者医療制度における後期高齢者医療給付の対象である疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果生じたものである場合があります。後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第58条第１項の規定により、後期高齢者医療給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。これまで、各広域連合においては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）に基づき、保険業法（平成７年法律第105号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）に対し求償を行い、各保険会社等におかれては、これに適切に応じていただくことにより、保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化を進めているところです。

今般、後期高齢者医療制度の健全な運営を確保するためにも、各広域連合による求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれることから、下記のとおり、保険会社等に対し、一層の協力を要請します。

なお、各都道府県及び広域連合に対し、別添１のとおり第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について周知するとともに、国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に対し、別添２のとおり要請しているため、その内容についても御了知いただきますよう御願いします。

記

第１　保険会社等による広域連合への対応について

後期高齢者医療制度において後期高齢者医療給付の対象となる疾病、負傷又は死亡の保険事故については、その給付事由が第三者行為によって生じた場合、広域連合は、その給付の価額の限度において、第三者（加害者）に対し、後期高齢者医療給付の都度求償権を行使することとしている。

一方、損害保険契約は、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある負傷、死亡等による損害をてん補することを約するものであり、この損害のてん補の中には、広域連合が求償権を行使した場合も含まれるものと解される。

各広域連合による求償事務の一層の取組強化を図るためには、引き続き、保険会社等の御協力をいただくことが不可欠となると認識しているところである。このことについて保険会社等におかれても御理解いただくとともに、各保険会社等におかれては、各広域連合に対し、できる限り丁寧かつ分かりやすい対応を御願いしたい。また、保険会社等におかれては、広域連合と一層の連携・協力を図っていただきたい。

第２　被保険者による被害届の作成等の援助に係る取り決めについて

（１）被保険者による被害届の作成等の援助に係る取り決めの締結について

広域連合が求償権を行使するためには、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19 年厚生労働省令第129 号）第46 条及び第71 条の規定に基づき被保険者（被害者）から第三者行為による被害の届出が確実かつ速やかに広域連合に届出される必要がある。しかしながら、被害の届出及びそれとともに作成される事故状況報告書等の関係書類（以下「被害届等」という。）については、その記載に時間と労力を要するとともに、やむを得ず届出が遅れる場合もある。

被害届等の確実な届出を促進する上で、保険会社等の協力を得ることは極めて有効である。そこで、今般、厚生労働省保険局高齢者医療課として、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27 年12 月14 日付け保高発第１号保険局高齢者医療課長通知）を発出し、各広域連合における第三者行為による被害の確実な把握と速やかな求償による一層の取組強化を図る観点から、各広域連合に対し、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）と取り決めを締結することについて検討するよう通知したところである。

また、当該取り決めは、本来、各広域連合と各損害保険関係団体との間で締結されるものであるが、国民健康保険の保険者においても同様の取り決めを締結することを検討しており、広域連合及び国民健康保険の保険者（以下「広域連合等」という。）が、都道府県単位で一括して取り決めを締結することが求められているため、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、広域連合からの委任を受けて、当該取り決めの締結に必要な事務を代行していただくよう要請するとともに、中央会に対し、連合会と損害保険関係団体との調整に関する支援を要請しているところである。このため、当該取り決めの締結に当たっては、中央会とも連携を

図っていただきたい。

（２） 取り決めの遵守及び継続的な評価・改善について

当該取り決めにおいて、後期高齢者医療の利用開始日から被害届等が１か月以内に広域連合に届出されることが定められていることから、確実に当該取り決めが履行されるよう、損害保険関係団体におかれては、主体的な取組による遵守に努めていただきたい。また、当該取り決め締結後の運用については、損害保険関係団体と中央会が各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき、当該取り決め内容を見直すための協議の場を設けていただくとともに、このことにより、当該取り決めによる運用の標準化を図りつつ、継続的に当該取り決め内容の評価・改善を図ることとしていただきたい。当該協議の場の運営については、厚生労働省保険局高齢者医療課としても関与する予定である。

なお、当該取り決めは、被保険者が後期高齢者医療を利用する場合に運用されるものであるが、被保険者は、治療等を受けるに当たり、後期高齢者医療を利用するか、損害保険に直接請求するかを選択することが原則であるため、保険会社等におかれては、被保険者が適切に選択できるよう、できる限り丁寧な説明に努めていただきたい。

第３ 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に関する広域連合からの照会とその回答について

自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車」という。）については、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）への加入が義務付けられており、また、 自動車による健康保険及び国民健康保険に係る保険事故については、「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43 年10 月12 日付け保険発第106 号保険局保険課長・国民健康保険課長通知。以下「昭和43 年通知」という。）において、 求償事務の方法や責任保険の管轄店又は都道府県共済農業協同組合連合会（以下「管轄店等」 という。）に対する損害賠償額又は保険金等の額等の照会方法や、その際の様式について示してきたところであるが、今般、広域連合に対し、後期高齢者医療制度においても当該通知に準じた取り扱いを行っていただくよう要請したところである。

その上で、 昭和43 年通知で示した保険者から管轄店等に対する照会及び管轄店等から保険者への回答の様式については、健康保険及び国民健康保険における長年の運用によって地域による差異が見られる状況にあることから、今般、最近の照会と回答の事例を参考に、保険者が求償事務に必要な情報を十分把握することができるよう見直しを行い、広域連合から管轄店等への照会の様式としては統一的に別紙１を使用することとするため、これを御了知いただくとともに、照会を受けた管轄店等においては統一的に別紙２により回答することとしていただきたい。

事　務　連　絡
平成27年12月24日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）　御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、平成27年12月３日付け保国発 1203 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知でお伝えしましたように、国民健康保険の保険者（以下「保険者」という。）と一般社団法人 日本損害保険協会、一般社団法人 外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済共同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）との取り決めの内容について、保険者の委任を受けた国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と損害保険関係団体が取り決めを締結する際の覚書である「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を送付させていただきますので、貴管内の保険者及び連合会への周知をお願いいたします。

なお、当該覚書については、損害保険関係団体との協議により国民健康保険のほか後期高齢者医療制度等においても共通して使用するものとして取り決め内容の検討を行ったものです。このため、今後も他制度との調整によっては、修正の必要が生じる可能性があります。修正の必要が生じた場合は、その都度、各都道府県にお伝えしますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内全ての市町村が同時に取り決めを締結できるよう取りまとめのうえ、連合会にご連絡いただきますようお願いいたします。

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線：3258）
FAX：03-3504-1210

事　務　連　絡
平成27年12月25日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

損害保険関係団体との取り決めに係る覚書の送付について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、平成27年12月14日付け保高発1214第１号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知でお伝えしましたように、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済共同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損害保険関係団体」という。）との取り決めの内容について、広域連合の委任を受けた国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と損害保険関係団体が取り決めを締結する際の覚書である「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を送付させていただきますので、内容を御了知の上、都道府県におかれては、貴管下市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、当該覚書については、損害保険関係団体との協議により後期高齢者医療制度のほか国民健康保険等においても共通して使用するものとして取り決め内容の検討を行ったものです。このため、今後も他制度との調整によっては修正の必要が生じる可能性があります。修正の必要が生じた場合は、その都度お伝えしますので、御了知いただきますようお願いいたします。

厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線：3154）
FAX：03-3504-1210

交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書

別表に定める国民健康保険の保険者及び●●後期高齢者医療広域連合（以下「国保保険者等」という。）からこの覚書の締結に係る委任を受けた●●国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）並びに一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関して必要な事項を次のとおり定め、覚書として締結する。

なお、この覚書の締結に当たり、一般社団法人日本損害保険協会は、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会の委任に基づき、代表して覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、任意保険等使用事案において国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」という。）が利用された場合の手続きについて定めるものであり、国民健康保険等の適正な利用を促進し、併せて第三者行為による傷病届の提出を確実なものとして国保保険者等の求償漏れをなくし、財政の健全化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　「損害保険会社等」とは、乙のうち、この取り決めに賛同する一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会に加盟する会員並びに全国共済農業協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会をいう。

２　「任意保険等」とは、損害保険会社等と任意に契約した対人賠償保険、人身傷害保険、その他名称を問わず自動車による交通事故に伴う傷病に対する補償を内容とする保険・共済をいう。

３　「被害者」とは、過失の多寡にかかわらず、交通事故により受傷した者をいう。

４　「任意保険等使用事案」とは、交通事故の加害者又は被害者が任意保険等に加入しているもので、損害保険会社等が関与（示談代行サービスの提供、人身傷害保険金支払サービス等）している事案をいう。

５　「第三者行為による傷病届」とは、国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）第３２条の６又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号）第４６条（同則において準用する場合を含む。以下同じ。）等に定める被害の届出に係る書類をいう。

６　「第三者行為による傷病届等」とは、前項及び第５条各号に規定する書類のことをいう。

（甲の責務）

第３条　甲は、この覚書に定める事項について、国保保険者等に対して周知を行い、国保保険者等が損害保険会社等に対する求償を行うに当たり、この覚書に沿った求償を行うよう要請するものとする。

２　甲は、乙がこの覚書を履行するに必要となる連絡先一覧を作成するため、国保保険者等の名称、担当窓口、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号の情報を提供する。

３　甲は、この覚書に定める事項の実施状況を把握し、問題が発生した場合には、乙と協議して解決するよう努めるものとする。

（乙の責務）

第４条　乙は、この覚書に定める事項について、損害保険会社等に対して周知を行い、損害保険会社等が当該周知の内容を遵守するよう努めるものとする。

２　乙は、任意保険等使用事案において、第三者の行為による傷病の治療に際して国民健康保険等が利用された場合、国民健康保険法施行規則第３２条の６、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第４６条等に定める届出が遅滞なく確実になされるよう、損害保険会社等に対して別紙に定めるとおり書類作成及び提出の援助を行うよう要請するものとする。

３　乙は、前条第２項及び前項の規定により得られた情報について適正に管理し、乙及び損害保険会社等がこの覚書又は別紙に定める内容を履行する以外の目的で利用してはならない。

（提出書類）

第５条　任意保険等使用事案については、国保保険者等に対し、第三者行為による傷病届のほか、以下の書類を提出するものとする。

（１）事故発生状況報告書

（２）診療報酬明細書の写しの送付、損害保険会社等及び医療機関への照会に対する同意書

（３）交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書

（提出書類の様式）

第６条　任意保険等使用事案について、前条に規定する書類に関する様式については、別添１から４までの様式を使用する。ただし、事故発生状況報告書については、以下の要件を備える代替の書類がある場合にはその書類をもって代用することができる（一部要件を欠く場合にはその要件を補足することで代用することができる）。

【事故発生状況報告書の要件】

（１）当事者（加害者、被害者）の氏名

（２）事故現場状況図（定型のパターン図でも可）

（３）天候（晴・曇・雨・雪・霧、その他）

（４）交通状況（混雑・普通・閑散）

（５）明暗（昼間・夜間・明け方・夕方）

（６）道路状況（舗装の有無、歩道の有無・道路の見通し・中央車線の有無・道路の状態）

（７）信号又は標識（信号の有無・自車側信号の色、相手方信号の色・駐停車禁止の有無、その

他標識の有無）

（８）速度（加害者車両の速度及び制限速度・被害者車両の速度及び制限速度）

（９）事故発生の状況（経緯）

（１０）被害者の負傷状況

（１１）国民健康保険の被保険者（世帯主）又は後期高齢者医療制度の被保険者の署名又は記名押印

（参加停止）

第７条　甲は、損害保険会社等がこの覚書の趣旨に反して、第４条に基づく書類作成及び提出の援助を適正に行っていないとの情報を得た場合には、乙に対して事実関係の確認を求めることができる。

２　乙は、前項の確認を求められた場合、当該損害保険会社等に対して事実関係を確認し、甲に報告しなければならない。

３　甲は、前項の報告を受けて、当該損害保険会社等における第４条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正であると判断した場合、乙に対して、当該損害保険会社等に改善を求めるよう請求することができる。

４　甲は、前項の規定に基づき改善を求めたにもかかわらず、当該損害保険会社等における第４条に基づく書類作成及び提出の援助が著しく不適正と判断した場合には、乙及び当該損害保険会社等の意見を聴いた上で、乙に対して理由を付した書面を提出することをもって当該損害保険会社等のこの覚書への参加を停止することができる。

５　乙は、甲から前項の書面を受領した場合には、当該損害保険会社等に速やかにその旨を通知しなければならない。停止の効力は、乙に本件書面が到達した月の翌月末日をもって生じるものとする。

６　この覚書への参加を停止された損害保険会社等は、改善計画書を甲及び乙に提出することができる。甲は、同改善計画書を受けて改善が見込まれると判断した場合には、第４項に規定する措置を取り消し、改めてこの覚書への参加を認めることができる。

７　甲は、前項の規定により参加停止を取り消す場合、その旨を乙に書面で通知し、乙は、当該損害保険会社等に速やかに取り消しの事実を通知しなければならない。

８　参加停止の取り消しの効力は前項の通知が乙に到達した時から生じるものとする。

（効力発生日）

第８条　この覚書の効力は平成〇〇年〇月〇日から生じるものとする。なお、損害保険会社等による第４条第２項に基づく書類作成及び提出の援助については、同日以降に発生した事故を対象とする。

２　この覚書の有効期間は契約締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、この覚書と同一条件でさらに１年間継続し、以後も同様とする。

（その他事案についての協議）

第９条　この覚書に記載されていない内容について問題が生じた場合には、甲及び乙は、協議して決するものとする。

（本書面の保管）

第１０条　甲及び乙は、記名押印後、本書面を相互に各１通保管するものとする。

平成○○年○月○日

（甲）

○○県○○市○○町○丁目○番○号

≪●●都道府県≫国民健康保険団体連合会

理事長　●●　●●

印

（乙）

○○県○○市○○町○丁目○番○号

一般社団法人日本損害保険協会

専務理事　●●　●●

印

○○県○○市○○町○丁目○番○号

一般社団法人外国損害保険協会

専務理事　●●　●●

○○県○○市○○町○丁目○番○号

全国自動車共済協同組合連合会

専務理事　●●　●●

○○県○○市○○町○丁目○番○号

全国トラック交通共済協同組合連合会

専務理事　●●　●●

○○県○○市○○町○丁目○番○号

全国共済農業協同組合連合会

代表理事理事長　●●　●●

○○県○○市○○町○丁目○番○号

全国労働者共済生活協同組合連合会

専務理事　●●　●●

別　紙

交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書（以下、「覚書」という。）の第４条に基づく要請事項について、以下のとおり定める。

なお、各用語の定義については、覚書第２条の定めによるものとする。

（治療費支払方法の告知等）

第１条　損害保険会社等は、被害者が交通事故による傷病の治療を行う場合、被害者の治療費の支払方法に関する選択権を尊重する趣旨から、治療費の支払方法の種類（自由診療と保険診療があること）について告知するものとする。ただし、次の場合には告知時期を遅らせること、告知しないことができるものとする。

（１）被害者の態様から判断して、治療費の支払方法の種類について告知すると、今後の交渉に多大な支障が生じると見込まれる場合

（２）被害者に過失がないと思われる事案で、かつ、治療費が少額と見込まれる場合

２　損害保険会社等は、前項の告知を行う場合、被害者にとって有利となる治療費の支払方法を提案するものとする。

３　損害保険会社等は、国民健康保険等を利用する場合、被害者に対し、次の内容を説明するものとする。

（１）医療費の求償の流れ

（２）第三者行為による傷病届等の提出が必要であること

（３）覚書第５条第２号の同意書の内容

（書類作成及び提出の援助の内容）

第２条　損害保険会社等は、任意保険等使用事案において交通事故による傷病の治療に際し国民健康保険等が利用された場合、書類作成及び提出の援助を以下のとおり行うものとする。

（１）加害者あるいは被害者の一方当事者のみが任意保険等に加入している場合、その一方当事者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（２）加害者と被害者がともに任意保険等に加入している場合、原則として加害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。ただし、被害者の過失が大きいなど加害者が加入する損害保険会社等からの保険金支払が見込まれない場合には、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行う。

（３）前号の規定にかかわらず、加害者が加入する損害保険会社等からの給付の前に、被害者が加入する損害保険会社等から保険金が支払われる場合、被害者が加入する損害保険会社等が書類作成及び提出の援助を行うものとし、その旨を加害者が加入する損害保険会社等に速やかに連絡する。

２　損害保険会社等は、被害者が連絡先である損害保険会社等を把握しているにもかかわらず連絡せずに国民健康保険等を利用した場合、被害者が必要な情報の提供を拒んだ場合、被害者が自ら第三者行為による傷病届を提出すると主張している場合など、書類作成及び提出の援助ができない相当の理由がある場合には、書類作成及び提出の援助を行わないことができる。

３　前項の場合、損害保険会社等は、被害者に対して、被害者が加入する国保保険者等に第三者行為による傷病届を提出する必要があることを説明しなければならない。

（書類作成及び提出の援助の方法）

第３条　損害保険会社等は、書類作成及び提出の援助を無償で行うものとする。

２　損害保険会社等は、書類作成の援助に当たり、公正な立場でその援助にあたるものとし、加害者と被害者との間で事実関係の争いがある場合には、被害者が主張する内容に基づき援助を行うものとする。

３　前項により作成された書類は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ次に定める者の署名又は記名押印を受けるものとする。

（１）被害者が国民健康保険の被保険者である場合　被害者が属する世帯の世帯主

（２）被害者が後期高齢者医療制度の被保険者である場合　被害者

４　損害保険会社等は、書類作成及び提出の援助に当たり、必要に応じて社会保険労務士を活用するなど、援助に支障が生じないよう努めなければならない。

（提出の援助の方法、期限、費用）

第４条　損害保険会社等は、任意保険等使用事案において、第３条の提出の援助として、国民健康保険等の利用を開始してから原則として１箇月以内に覚書第５条に規定する書類を被害者が加入する国保保険者等の担当窓口に送付しなければならない。なお、1 箇月以内に送付できない場合には、当該国保保険者等における担当窓口にその旨連絡するものとする。

２　送付費用については、損害保険会社等の負担とする。

３　損害保険会社等は、第三者行為による傷病届等の提出の援助に当たり、個人番号の提供も受けて提出の援助を行う場合には、当該損害保険会社等は国保保険者等と個人番号の取扱いに係る委託契約を締結するなど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他関係法令を遵守した体制整備を行わなければならない。

４　前項の体制整備を行わない場合、損害保険会社等は、個人番号の提供を受けずに第三者行為による傷病届等の提出の援助を行うものとする。

（取得した情報の取扱い）

第５条　損害保険会社等は、第２条及び第３条により取得した情報を適正に管理し、書類作成及び提出の援助に必要な範囲に限って利用しなければならない。

以　上

別　表

●●都道府県

■■　　●●区　　■■・・
■■　　●●区　　■■・・
■■　　●●市　　■■・・
■■　　●●市　　■■・・
■■　　●●市　　■■・・
■■　　●●町　　■■・・
■■　　●●町　　■■・・
■■　　●●村　　■■・・
■■　　●●村　　■■・・

別添１

第三者行為による傷病届

項目		内容			
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号	保険者名		
	保険者の住所(届出先)	〒			
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏 名 印			
被害者（受診者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年 月 日		
	住所 / 電話	〒	TEL （ ）		
	備 考				
加害者（第三者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	住所 / 電話	〒	TEL （ ）		
事故発生	事故発生日時	年 月 日 午前 / 午後 時 分頃			
	事故発生場所				
自賠責保険（加害者）	保険会社名				
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	登録番号				
	車台番号				
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日	自賠責番号		
任意保険（加害者）	保険会社名				
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL （ ）		
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail		
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒			
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年 月 日 ～ 年 月 日	契約番号		
	任意対人一括の有無	有 / 無			
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		有 / 無	保険会社名・担当者名	TEL （ ）	
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日 年 月 日 TEL （ ）		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日 年 月 日 TEL （ ）		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	

本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。

（注）保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。

（自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。）

別添２

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番号	第　　号	当事者	甲（加害者）	氏名		
自動車の番号			乙（被害者）	氏名		運転 ・ 同乗 歩行 ・ その他
天　候	晴・曇・雨・雪・霧・（　）	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装（してある・してない）・歩道（ある・ない）・道路の見通し（良い・悪い） 中央車線（ある・ない）・道路の状態（直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路）					
信号又は標識	信号（ある・ない）・自車側信号（青・赤・黄）・相手方信号（青・赤・黄） 駐停車禁止（されている・されていない）・その他標識（　　）					
速　度	甲車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）・乙車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）					

事故現場状況図

（右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。）

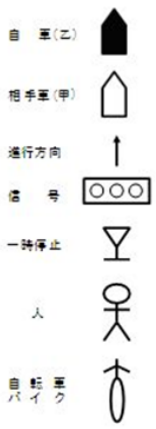

事故発生の状況（経緯）

被害者の負傷状況		
	日	□出勤日　□休日（定休日・休暇含む）　□その他（　　）
	時間帯	□勤務時間中（パート・アルバイト含む）　□通勤途上　□出張中　□私用　□その他（　　）
	場所	□会社内　□道路上　□自宅　□その他（　　）
	労災特別加入※	（被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入）　□加入有　□加入無

上記内容に間違いありません。

平成　年　月　日　　届出者（被保険者）：　　印

（注）本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。

※社長、役員等の被害者が加入する労災保険

別添３

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

（保険者名を記載ください）

同　意　書

私が加害者（＿＿＿＿＿＿＿＿）に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。

２　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。

３　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。

４　治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

平成　　年　　月　　日

届出者（被保険者）

住　所

氏　名　　印

（注1）各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

（注2）国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

別添４

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時				
発生場所				
加害者（甲）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
被害者（乙）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
甲・乙以外の当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由				

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。

平成　年　月　日

（甲）　住所

氏名　　印　　電話（　　）　　－

上記事故を目撃しました。

平成　年　月　日

目撃者　住所

氏名　　印　　電話（　）　　－

保 国 発 0301第 1 号
平 成 28年 3 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

国民健康保険の個人賠償責任保険に対する求償事務の取扱いについて

自動車による保険事故に伴う国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第64条第１項の規定に基づく第三者への損害賠償請求については、「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日付け保険発第106号保険局保険課長・国民健康保険課長通知）により、保険者と自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険の管轄店等との間に損害賠償額等についての照会及び回答の方途を示している。また、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日付け保国発1203第1号保険局国民健康保険課長通知）により、保険者が求償事務に必要な情報を十分把握することができるよう、照会及び回答の様式を改めてお示ししたところである。

一方、国民健康保険における保険給付の対象であり、かつ、その発生が第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）によるものの中には、加害者である第三者が個人賠償責任保険（住宅の管理又は日常生活に起因する事故が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険をいう。以下「個人賠償責任保険」という。）に加入している場合がある。

そこで、今般、下記のとおり、個人賠償責任保険についても、自動車損害賠償責任保険と同様に、損害賠償額等の照会及び回答の方途を示すので、貴管下保険者及び国民健康保険団体連合会への周知及び指導について特段の御配慮を願いたい。

記

第１　趣旨

住宅の管理又は日常生活に起因する第三者行為による事故に係る保険事故に関し、保険者が、国保法第64条第１項の規定に基づき、当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保法施行規則」という。）第32条の６の規定に基づく被害届（以下「被害届」という。）により当該第三者が個人賠償責任保険に加入していることを把握した場合における、当該保険者と当該個人賠償責任保険の取扱店（以下「取扱店」という。）との間の損害賠償額等についての照会及び回答の方途を示し、保険者の求償事務の円滑な処理を図ることとする。

第２　事務処理の方法

１　市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の理事長（以下「市町村長等」という。）は、国民健康保険の保険給付が住宅の管理又は日常生活に起因する第三者行為による事故によって生じたものであると認め、かつ、被害届により、加害者である第三者が個人賠償責任保険に加入していることを把握したときは、当該取扱店に対し、様式１により個人賠償責任保険の保険金の支払状況等について照会する。この場合、当該取扱店からは様式２により当該個人賠償責任保険の損害賠償額、保険金の請求の有無、支払い年月、金額等の回答を得ることとしているが、この回答を得るに際して、被保険者（被害者）から同意を得ていることを証明する様式３を同封する。

なお、照会を行うに当たり、様式２のうち記載が不要な内容があれば、その旨を明示する。（例えば、取扱店と第三者（加害者）が示談交渉中である場合には、見込みであっても過失割合の記載は不要である旨を様式１に付記することなどが考えられる。）

２　市町村長等は、１による回答により、求償可能であると認めた場合（示談代行サービスが利用されていないこと等により取扱店が保険者に対し回答できない場合を除く。）は、損害賠償額の支払いを請求するため、遅滞なく、次に掲げる書類等を取扱店に送付する。

（１）　様式４　個人賠償責任保険（共済）損害賠償額請求書兼口座振込依頼書

（２）　様式５　事故発生状況報告書

（３）　様式６　国民健康保険保険給付内訳書

（４）　保険事故が死亡の場合には、死体検案書又は死亡診断書並びに死亡者の戸籍謄本又は死亡者と受給権者との関係を証するに足りる書面

３　市町村長等は、同一事案について第２回目以降の保険給付を行ったときは、その都度様式６の保険給付内訳書を取扱店に送付する。

４　２及び３の手続きに従って個人賠償責任保険への求償が行われたときは、取扱店は口頭又は書面その他の方法により、応償に関する回答を通知する。

５　様式１から様式６までの各様式は、照会及び回答等を行うに当たり、原則として使用するものとして示すものであるが、各保険者においてこれらと別の様式を使用しても差し支えない。

第３　取扱店からの照会について

第２により個人賠償責任保険への求償を行った際、取扱店から事故発生状況等の取扱店における応償事務上必要な事項について照会を受けた場合には、市町村長等は取扱店に協力し、応償上の便宜を図ること。

第４　取扱店との協議について

市町村長等と取扱店との間に本通知に関して問題が生じた場合には、具体的な事情を明らかにして、厚生労働省保険局国民健康保険課宛て連絡すること。

第５　留意点

本通知の対象は、示談代行サービスが利用されている個人賠償責任保険であり、示談代行サービスが利用されていないものや、事業用の損害賠償責任保険の場合には、損害保険会社等は保険者と直接交渉する権限を有しないため、回答は得られない。

また、当該第三者が負う法律上の損害賠償責任のうち、当該第三者が加入している個人賠償責任保険の補償対象外の部分については、保険者が直接加害者に対して請求できるものであることには何ら変わりがない。

【個人賠償責任保険の補償の対象となる事故の例】

① 自転車の衝突による通行人の負傷

② 飼い犬の噛みつきによる他人の負傷

③ 子どもや重度の認知症患者等の加害行為により親権者や後見人が責任を負う他人の負傷

④ 私有地の工作物や竹木による隣人の負傷

⑤ ゴルフの競技中等による他人の負傷

様式１

個人賠償責任保険用

○

○発第○○号

平成○○年○○月○○日

○○○○損害保険株式会社

○○火災新種損害サービス課長　殿

○○市町村長

○○県国民健康保険組

合理事長（印）

個人賠償責任保険　損害賠償額等について（照会）

被害者	氏名			男･女
	住所			
事故発生年月日		年　月　日	事故発生場所	
加害者氏名				

上記被害者の第三者の行為による事故について、個人賠償責任保険の保険金の支払状況等について照会します。

つきましては、別添「個人賠償責任保険　損害賠償額等について（回答）」によりご回答いただきますようお願いいたします。

（所在地）○○○○○○○○○○－○○－○○

○○市町村

○○国民健康保険組合

担当課　○○○課

担当者　○○　○○

電話　　○○○－○○○－○○○○

様式２

平成○○年○○月○○日

○○市町村長

○○国民健康保険組合理事長　殿

○○○○損害保険株式会社

○○火災新種損害サービス課

課長　　○○　○○　　(印)

担当者　○○　○○

電話　　○○○－○○○－○○○○

個人賠償責任保険　損害賠償額等について（回答）

被害者氏名		事故発生年月日	
加害者氏名		事故発生場所	

上記被害者に関する平成○○年○○月○○日付○○発第○○号照会の件につき下記のとおり回答いたします。

記

１．保険金（損害賠償金）を支払済の場合又は支払予定がある場合

（１）これまでの支払保険金（損害賠償金）

これまでの支払有無		□　支払有　□　支払無	最終支払年月	年　　月
これまでの損害額	内訳	治療費　(①)		円
		休業損害　(②)		円
		治療費・休業損害以外　(③)		円
	損害額計　(①＋②＋③)			円
これまでの支払保険金計　(上記損害額を問わず)				円
過失割合	加害者（　　～　　）％　被害者（　　～　　）％　（□　確定　□　見込）			

（２）今後の保険金（損害賠償金）の支払予定　(※国保求償分を除く)

今後の支払予定	□　予定有　□　予定無

２．回答できない場合その理由

□　約款等により保険金（損害賠償金）の支払対象外となるため

□　示談代行サービスを実施していない（又は実施できない）ため

□　その他　（　　）

３．その他特記事項

様式３

念書及び同意書

平成　　年　　月　　日において　（加害者）　　により

（被害者）　　の被った保険事故について、国民健康保険法（以下「国保法」という。）による保険給付を受けた場合、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を、国保法第６４条第１項の規定により、保険給付を行った価額の限度において（保険者）　　（以下「保険者」という。）が代位取得し、行使することについて同意し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申立てます。

なお、その他の助成を受けた場合も同様とし、あわせて次の事項を遵守することを誓います。

１　加害者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって保険者にその内容を申し出ること。
２　万一、保険者に無断で示談を取結んだ場合は、国保法第６４条第２項の規定によって、保険者より給付を受けた価額の限度において損害賠償の責に任ずること。
３　加害者に白紙委任状を渡さないこと。
４　加害者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく保険者に届け出ること。
５　治療が終了した場合、速やかに保険者に連絡すること。
６　保険給付後に負傷原因が給付制限に該当すると判明した場合、保険給付した医療費を速やかに保険者へ返還すること。また、保険者が医療機関へ診療報酬明細書を返戻することに異議を申し立てないこと。

また、次の事項に同意します。

１　損害保険会社等から受けた金品の有無及びその金額、内訳等の情報について、関係損害保険会社が保険者及び損害賠償金の徴収又は収納の事務を委託されている者へ情報を提供し、それらを受けること。
２　保険者が損害賠償請求事務において必要な診療報酬明細書及び傷病届等資料の写し、並びにこの念書及び同意書を関係損害保険会社へ提供すること。
３　保険者が保険給付又は損害賠償請求事務に必要と認める場合、警察、地方公共団体、検察、医療機関、保険会社、他の保険者等の各機関に対し調査・照会を行い、回答を得ること。
４　保険者が前項の調査・照会によって各機関に資料の開示を求め、提供を受けること。
５　保険給付後に負傷原因が給付制限に該当すると判明した場合、保険者が医療機関に診療報酬明細書を返戻すること。
６　求償事務を保険者が必要とする範囲で○○県国民健康保険団体連合会に委任すること。

平成　　年　　月　　日

（被害者又は親権者）
住所

氏名　　印

○○市町村長
○○県国民健康保険組合理事長　殿

様式４

平成○○年○○月○○日

○○○○損害保険株式会社

○○火災新種損害サービス課長　殿

○○市町村長

○○県国民健康保険組合理事長（印）

個人賠償責任保険（共済）　損害賠償額請求書兼口座振込依頼書

（保険者）　　は国民健康保険法第６４条第１項の規定により、（被害者）　　の（加害者）　　に対して有する損害賠償請求権を代位取得いたしました。

つきましては、関係書類を添えて下記金額を請求いたしますので、平成○○年○○月○○日までに、下記口座までお支払ください。

記

<table>
<tr><td>事故発生年月日</td><td colspan="6">平成　　年　　月　　日　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>事故発生場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害者</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>性別</td><td colspan="2">男・女</td><td>年齢</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加害者</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>請求金額</td><td colspan="6">万　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先</td><td>銀行名</td><td></td><td>支店名</td><td></td><td>種目</td><td></td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td></td><td colspan="2">口座名義人</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（所在地）○○○○○○○○○○－○○－○○

○○市町村

○○国民健康保険組合

担当課　○○○○課

担当者　○○　○○

電　話　○○○－○○○－○○○○

様式５

事故発生状況報告書

加 害 者 （第 三 者）		被 害 者 （被保険者）	
事　　故	自転車事故　・　ペットの噛みつき　・　子どもや重度の認知症患者等の加害行為による負傷 その他（　　）		

※事故状況の説明を書いてください	
※上記説明の図を書いてください	事故発生状況略図 （被害の状況をできる限り詳しく図示してください。）

上記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

氏名　　印

被害者との関係（　　）

様式６

国民健康保険保険給付内訳書

下記被害者に対して、国民健康保険の保険給付を次のとおり行ったので、損害賠償請求に関係する書類として送付します。

被害者氏名		医療機関名	
加害者氏名		医療機関所在地	
事故発生年月日		事故発生場所	
被害者の傷病名			

保険給付額　　（第　　回）

種別		金額（円）	内訳	支払年月日
医療給付費	療養の給付		自　・　・ 至　・　・（　　）日分	
	療養費			
	看護料		自　・　・ 至　・　・（　　）日分	
	移送費			
傷病手当金			自　・　・ 至　・　・（　　）日分	
葬祭費				
合計				

前回までの通知額		連絡事項	
累計			

平成　　年　　月　　日

（支払完了）
（支払継続中）

市　町　村　長　　印
国民健康保険組合理事長

（注）１　療養の給付については、診療報酬請求明細書の写しを添付すること。
　　２　第２回目以降は、傷病名欄の記載を省略すること。

老介発０３３１第５号
平成２８年３月３１日

各都道府県介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（　公　印　省　略　）

第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、平成 28 年４月１日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第１号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

また、介護保険事業の健全な運営を確保できるよう、第三者行為求償の対象となる事案を一層把握するために、被保険者からの届出に加え、主治医意見書の特記事項に、事故の場合はその旨の記載をお願いすることとしました。これを受け、「「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成 28 年３月 31 日老老発 0331 第１号）の改正について各都道府県・政令指定都市介護保険主管部（局）長宛に通知したところです。

今般、第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村等及び国民健康保険団体連合会に周知をお願いいたします。

記

第１　被保険者の届出義務化について

（１）介護保険法施行規則の改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 53 号）により介護保険法施行規則第 33 条の２が新設され、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第１号被保険者は、遅滞なく、①届出に係る事実②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）③被害の状況を記載した届書を、保険者に提出しなければならないとされました。

（２）届出の様式等について

保険者は、平成 28 年４月１日から被保険者から第三者行為による届出を受け付けることになりますが、具体的には

① 第三者行為による被害の届出書（医療保険における「第三者行為による傷病届」と同様のもの）

を被害者である第１号被保険者から提出して頂きます。

また、上記に加え、必要に応じて

② 同意書

③ 事故発生状況報告書

④ 交通事故証明書

をそれぞれ提出して頂くことも考えられます。上記の様式については、現在使用している様式を引き続き用いるほか、医療保険用の様式を活用して差し支えありません。また、既に、①③④の様式について、医療保険での第三者行為による届出を受けている場合は、当該届出の複写をもって届出を行うことも差し支えありません。

なお、②の同意書については、別紙１のとおり介護保険用の記載を追加したので、適宜ご活用ください。

第２　第三者求償事案発見の取組強化

（１）被害届の届出の勧奨について

保険者は、第１で示した届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、これによって、第三者に対し

て求償

権を行使することが可能となります。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の推進に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を促すことが重要です。

（２）主治医意見書について

「「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成 28 年３月３１日老老発 0331 第１号）により、要介護認定に係る主治医意見書の特記事項欄に事故の場合は、例えば「第三者行為」といった旨の記載が行われるよう協力を求めています。こうした記載を端緒して第三者行為が疑われる被保険者に対しては、被害届の届出を促すことが重要です。

（３）国保連合会システムの改修について

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が運用する電算処理システムにおいては、医療レセプトから第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成する機能を有していますが、これによって作成される当該被保険者リストは、求償事務を適正に執行する上で効果的です。このため、医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう平成 28 年度に国保連合会システムを改修し、平成 29 年度末を目途に順次運用を開始する予定です。今後、連合会におかれては、保険者からの委託を受けた場合には、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成するなど必要な支援に努め、また、保険者は当該リストを活用して、第１号被保険者に対し、被害届の届出の勧奨業務を行えるよう体制の整備をご検討ください。

（４）その他

その他、第三者求償事案発見については、日頃から国保保険者や後期高齢者医療広域連合などの医療保険者と情報連携に努めるとともに、損害保険会社等からの通知や介護サービス事業者（ケアマネジャー）、認定調査員等からの連絡や、新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報に留意し、第三者行為による被害の発見や把握に向けた取組を推進してください。

第３　連合会への求償事務の委託について

保険者は、介護保険法第 21 条第３項の規定により、代位取得した損害

賠償請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することが出来るとされています。また、委託可能な連合会は、介護保険法施行規則第 34 条の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置するとされていて、連合会においては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者から求償事務を受託できる体制を整備しているところですので、保険者においては、連合会が有する専門性やスケールメリットの更なる有効活用についてご検討ください。

第４　広報等

（１）第三者行為求償に係る広報（被保険者向け）について

第三者行為求償に係る被害届は、不測の事態が発生した際に届出の必要が生じる性格上、届出の義務等を日常的に浸透させることが重要です。このため、保険者及び委託を受けた連合会は、日頃から給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは被害届の届出義務があることについて、別紙２の被保険者への説明用資料を活用するなど、周知・広報に努めてください。また、小冊子やホームページ等を活用し、第三者行為求償の届出義務の内容及び届出先等を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要であることについて丁寧にお知らせし、各様式をダウンロードできるようにしてください。また、介護給付費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用して、被害届の届出義務等が浸透するよう周知・広報の取組を推進してください。

（２）第三者行為による被害に係る求償事務に係る財政支援について

適正化事業の中の給付費通知について、例えば圧着はがきの１面に第三者行為求償に関する広報を記載する場合に要する印刷代、その他の広報（チラシ作成等）等も既存の適正化事業に係る国庫補助の対象となり得ます。

別紙１

（保険者名※を記載ください）　御中
※　○○市区町村　○○介護保険広域連合

同　意　書

私が加害者（　　）に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る介護給付費請求書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が介護事業者に対して事故による介護サービスに関する内容の照会を行い、介護事業者から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
２　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
３　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。

平成　　年　　月　　日

届出者（被保険者）
住　所
氏　名

印

（注1）根拠法令は介護保険法第21条第１項
（注2）介護保険法第21条第３項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

（参考）医療保険における提出書類記載例

第三者行為による傷病届

第三者行為による傷病届					
項　目		内　容			
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号	保険者名		
	保険者の住所(届出先)	〒			
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏 名　印			
被害者（受診者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年　月　日		
	住所 / 電話	〒	TEL （　）		
	備　考				
加害者（第三者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳	
	住所 / 電話	〒	TEL （　）		
事故発生	事故発生日時	年　月　日　午前 / 午後　時　分頃			
	事故発生場所				
自賠責保険（加害者）	保険会社名				
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	登録番号				
	車台番号				
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	自賠責番号		
任意保険（加害者）	保険会社名				
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL （　）		
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail		
	保険契約者名	ふりがな 氏 名			
	住　所	〒			
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	契約番号		
	任意対人一括の有無	有 / 無			
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		有 / 無	保険会社名・担当者名	TEL （　）	
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　（　）		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　（　）		
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無	

本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。

(注)保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。

(自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。)

事故発生状況報告書

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番号	第　　号	当事者	甲（加害者）	氏名		
自動車の番号			乙（被害者）	氏名		運転・同乗 歩行・その他
天　候	晴・曇・雨・雪・霧・（　）	交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装（してある・してない）・歩道（ある・ない）・道路の見通し（良い・悪い） 中央車線（ある・ない）・道路の状態（直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路）					
信号又は標識	信号（ある・ない）・自車側信号（青・赤・黄）・相手方信号（青・赤・黄） 駐停車禁止（されている・されていない）・その他標識（　　）					
速　度	甲車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）・乙車両　　Km/h（制限速度　　Km/h）					
事故現場状況図	（右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。） 自　車（乙） 相手車（甲） 進行方向 信　号 一時停止 人 自転車バイク					
事故発生の状況（経緯）						
被害者の負傷状況	日	□出勤日　□休日（定休日・休暇含む）　□その他（　　）				
	時間帯	□勤務時間中（パート・アルバイト含む）　□通勤途上　□出張中　□私用　□その他（　　）				
	場所	□会社内　□道路上　□自宅　□その他（　　）				
	労災特別加入※	（被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入）　□加入有　□加入無				

上記内容に間違いありません。

平成　年　月　日　　届出者（被保険者）:　　印

（注）本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。

※社長、役員等の被害者が加入する労災保険

交通事故証明書

※ □□□-□□□□

交 通 事 故 証 明 書

申請者
住所
氏名　　様

事故照会番号	署　第　号	甲・乙・　との続柄　本人・代理人	
発生日時	平成　年　月　日　時　分ころ		
発生場所			
甲	住所	(TEL　)	備考
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名	生年月日　年　月　日（　歳）	甲・乙以外の当事者 有（別紙のとおり）
	車種	車両番号	
	自賠責保険関係	証明書番号	
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　）・歩行・その他	
乙	住所	(TEL　)	
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名	生年月日　年　月　日（　歳）	
	車種	車両番号	
	自賠責保険関係	証明書番号	
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　）・歩行・その他	

事故類型	人対車両	車両相互						車両単独				踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	出合い頭衝突	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

平成　年　月　日

自動車安全運転センター

X X 県事務所長　印

証明番号		照合記録簿の種別	人身事故

交通事故証明書入手不能理由書

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時				
発生場所				
加害者（甲）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
被害者（乙）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
甲・乙以外の当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由				

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。

平成　年　月　日

（甲）　住所

氏名　　印　　電話（　　）　　－

上記事故を目撃しました。

平成　年　月　日

目撃者　住所

氏名　　印　　電話（　）　　－

別紙２

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は市区町村へ届出が必要となりました

○　介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

○　ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

○　市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成２８年４月１日から、介護保険の第１号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

○　交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、お住まいの市区町村の介護保険部局の窓口へ届出をお願いします。

保国発０３３１第６号
平成２８年３月３１日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

国民健康保険における第三者行為求償事務アドバイザーの活用について

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務（以下「第三者行為求償事務」という。）については、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日付け保国発1203第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、第三者行為求償事務について一層の取組強化を図るための具体的取組をお示しし、これを踏まえて各保険者において取組が進められているところである。

今般、国による各保険者に対する支援強化策の一環として、保険者の抱える課題に対して具体的な解決策を助言するため「第三者行為求償事務アドバイザー」を設置し、国民健康保険及び損害保険に関する豊富な知識や経験を有する専門家及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）職員等に対し、第三者行為求償事務アドバイザーを委嘱したところである。

ついては、下記のとおり、第三者行為求償事務アドバイザーの担当地区、相談方法等についてお知らせするので、各保険者においては課題解決に向けた助言を求めるなど積極的に活用されたい。

記

1　設置の目的

第三者行為求償事務の継続的な取組強化を図るため、保険者の抱える課題に対して、具体的な解決策等を助言することができる第三者行為求償事務アドバイザーを厚生労働省に設置し、もって医療費の適正な執行を確保することを目的とする。

2　第三者行為求償事務アドバイザーの委嘱及び担当区域

厚生労働省保険局国民健康保険課長より、平成28年３月11日に、以下の５名に対し、第三者行為求償事務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱し、平成28年度から活動を開始することとしている。なお、便宜上、各アドバイザーの担当地域を以下のとおり分担するが、保険者の希望に応じ、担当地域を超えて柔軟に対応することも可能としているため、各保険者の実情に応じ積極的な活用を検討されたい。

アドバイザーの経歴等の詳細については、別紙を参照されたい。

（平成28年４月１日予定）

氏　　名	経　　歴　　等	担　当　区　域
杉本　真希子 （すぎもと　まきこ）	札幌市保健福祉局保険医療部 国保健康推進担当課　非常勤職員 （第三者行為求償事務専門員） （元住友海上火災保険（株）社員）	北海道・東北地方 （北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
高橋　稔 （たかはし　みのる）	（元三井住友海上火災保険（株）社員・元横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課非常勤職員）	関東・信越・北陸地方 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、石川）
宮井　昭治 （みやい　あきじ）	（元損害保険ジャパン（株）社員・元和歌山市健康局保険医療部国保年金課非常勤職員（事故相談員））	東海・近畿地方 （岐阜、静岡、愛知、三重、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
和田　憲明 （わだ　かずあき）	尼崎市市民協働局市民サービス部 国保年金課　職員	中国・四国地方 （鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
高田橋　厚男 （こうだばし　あつお）	ＢＴＶケーブルテレビ（株）総務部長 （元都城市部長）	九州地方 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

3　アドバイザーの活動内容

アドバイザーの活動内容及びその留意事項等は以下のとおりである。なお、①及び②については、各保険者が活用することができるものであるため、積極的に活用を図っていただきたい。

（１）講師派遣

・　アドバイザーは、市町村や国保連合会等の依頼を受けて研修講師等を行う。

・　謝礼や旅費等の費用は、主催者が負担する。なお、アドバイザーが謝礼等の受取を辞退する場合には、アドバイザーから主催者に申し出がある。

（２）相談対応

・　アドバイザーは、第三者行為求償事務に関し、市町村や国保連合会等からの相談対応を行う。

・　電話照会が必要な場合には、下記４で指定する活動時間の範囲内でアドバイザーが相談時間を指定して対応する。その際、電話照会に要する費用は、相談者が負担する。

（３）アドバイザー候補者の発掘・育成

・　アドバイザーは、日常の活動を通じてアドバイザー候補者の発掘・育成に努める。

（４）「第三者行為求償事務懇談会」への参加

・　厚生労働省において、原則年１回「第三者行為求償事務懇談会」を開催することとしており、アドバイザーはこれに参加し、年間の活動状況の報告に努める。

（５）損害保険団体との協議の場への出席

・　厚生労働省及び国民健康保険中央会は、国民健康保険の保険者と損害保険団体が締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」（以下「覚書」という。）の効果等を検証し、継続的に取組の底上げを図るため、損害保険団体との協議の場を開催する。

・　アドバイザーは、損害保険団体との協議の場に出席し、覚書の運用状況や改善提案等について意見を述べることができる。

４　アドバイザーへの講師派遣の依頼や相談の方法等

アドバイザーへの講師派遣の依頼や相談については、以下の相談先メールアドレス宛て相談事項等を明記の上、メールを送信する方法によるものとする。その上で、各保険者はアドバイザーからの返信に従い対応を行っていただきたい。なお、相談等の内容に応じて、アドバイザーから電話番号等を連絡する場合もある。

また、アドバイザーの相談等の対応時間は原則以下のとおりである。

氏　　名	相談先メールアドレス	活動時間（原則）
杉本　真希子	makiko.sugimoto@fel.city.sapporo.jp	（月）～（木）：９時30分～16時15分 （金）：9時30分～15時15分
高橋　稔	minoru-t@xpost.plala.or.jp	（月）～（金）：9時～17時
宮井　昭治	ayakappe0715@ybb.ne.jp	（月）～（金）：9時～17時
和田　憲明	wada-kazuaki@city.amagasaki.hyogo.jp	（月）～（金）：9時～17時
高田橋　厚男	atsuokoudabashi@btvm.co.jp	（月）～（金）：9時～18時

【別　紙】

（参考）　第三者行為求償事務アドバイザーの経歴等

○　杉本 真希子（すぎもと まきこ）

昭和 62 年に住友海上火災保険（株）に入社し、代理店育成チームに所属。主に代理店育成指導補助を業務とし、その一環として損害保険協会資格講習を担当。その後、製造業や建設業で受注・発注業務や経理業務に従事。

平成 16 年４月から、札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課の第三者行為求償事務専門員に任用され、現在に至る。札幌市の第三者行為求償事務専門員は２名で、年間約 300 件前後の求償件数がある。治療継続中など調定にまで至らない件数を含めると年間 500 件以上の傷病届があるが、それを２人で扱っている。

これまでの実務経験を活かし、札幌市以外の保険者においても第三者行為求償事務を行う上で支障になっている問題の解決に少しでもお役に立つ助言を行いたい。

○　高橋 稔（たかはし みのる）

38 年間、現・三井住友海上火災保険（株）に勤務し、主に保険金支払業務に従事。最後の８年間は、住宅ローン保証保険に係る債権回収を担当した。平成 23 年４月から横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課で第三者行為求償業務を５年間担当したが、平成 28 年３月末日をもって退職。

横浜市での５年間で得られた知識と経験をもとに、第三者行為求償事務の取組強化に役立ちたい。

○　宮井 昭治（みやい あきじ）

（株）阪和銀行で 22 年 10 か月間勤務。入行した頃は各銀行の事務システムがバッチシステムからオンライン化への移行期であり、事務部勤務となり富士通（株）での６か月間のプログラム研修を経て、事務オンライン化に従事。その後、営業店において、外交の仕事を担当。銀行業務全般に精通し、支店長代理で退職。

その後、預金保険機構直属の社員として、（株）整理回収機構で 10 年間勤務。不良債権回収業務部門・企業再生部・債権買取部・西日本関与者責任追及弁護団事務局に所属し、国策会社の職員として従事してきた。

損害保険ジャパン（株）では、損害保険の事故に関する損害調査、賠償交渉、各種相談対応に携わり、60 歳で定年し、その後１年３か月の再雇用期間を経て、後進の指導に当た

った。

62 歳で和歌山市役所健康局保険医療部国保年金課の事故相談員（非常勤職員）として任用され、第三者求償事務と給付窓口業務に携わる。

モットーは、「迅速果断」。第三者行為求償事務アドバイザーとして、これまでの職務経験で培ったスキルを最大限発揮するとともに、初心を忘れることなく、第三者行為求償事務の課題解決や取組強化等に向けて努力していきたい。

○　和田 憲明（わだ かずあき）

平成 24 年４月に尼崎市役所に入庁。市民協働局市民サービス部国保年金課に配属され、給付業務を担当。以降の４年間、第三者行為求償事務を主に担当しているが、給付業務の窓口や電話応対も兼務し、限度額適用認定証や電算システムといった他業務にも従事している。

尼崎市では、第三者行為求償に関し、案件の捕捉から求償に至るまで、全て職員が直営で行っている。このような状況で、事故に関する知識や経験のない中、様々なことに試行錯誤しながらこれまでやってきた。今回の第三者行為求償事務アドバイザーの中で、唯一の現役職員として、その立場ならではの提言を行い、厚生労働省や国民健康保険中央会、他のアドバイザーと力を合わせて、第三者行為求償事務の全国的な向上に協力していきたい。

○　高田橋 厚男（こうだばし あつお）

宮崎県都城市役所に 34 年間奉職。保険年金課に 11 年間勤務し、主に第三者行為に関する仕事を担当。また、総務課に 15 年９か月間勤務し、主に法的紛争を担当する訟務に関する仕事に従事。

現在はＢＴＶケーブルテレビ（株）で総務部長として、ケーブルテレビの視聴料の滞納整理の仕事も担当。

これまでの仕事で獲得した法的知識や実務経験を第三者行為求償事務アドバイザーの職務に活かしていきたい。

老発０３３１第23号
平成28年３月31日

都道府県知事　殿

厚生労働省老健局長
（公　印　省　略）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の公布について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号。以下「整備省令」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（平成28年厚生労働省告示第168号。以下「整備告示」という。）が本日公布され、一部を除き、平成28年４月１日から施行することとされた。

その改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第６条による介護保険法（平成８年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、新たに地域密着型サービスとして地域密着型通所介護が創設され、平成28年４月１日から施行されるため、厚生労働省関係省令について所要の規定の整備等を行うこととした。

第２　整備省令の内容

１　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）の一部改正

①　地域密着型通所介護に係る利用定員の規定（規則第10条の２関係）

法第８条第７項の厚生労働省令で定める数を、19 人とした。

② 地域密着型通所介護に係る日常生活上の世話の規定（規則第 17 条の２の５関係）

法第８条第 17 項において厚生労働省令で定めることとされている日常生活上の世話として、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話、を規定した。

③ 地域密着型通所介護に係る日常生活に要する費用（規則第 65 条の３関係）

法第 42 条の２第１項及び第２項並びに第 42 条の３第２項において厚生労働省令で定めることとされている日常生活に要する費用として、食事の提供に要する費用、おむつ代、その他地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの、を規定した。

④ 地域密着型通所介護事業者に係る指定申請の手続き（規則第 131 条の３の２関係）

法第 78 条の２第１項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者が提出すべき申請書又は書類を規定した。

⑤ 地域密着型通所介護事業者の指定の届出（規則第 131 条の９関係）

市町村長が地域密着型通所介護について法第 42 条の２第１項本文の指定をしようとするときに都道府県知事に届け出るべき事項を規定した。

⑥ 指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等（規則第 131 条の 13 関係）

指定地域密着型通所介護事業者について、事業所の名称等に変更があった場合に、当該変更に係る事項について事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない旨を規定した。

⑦ 介護サービス情報の公表

（ｉ） 介護サービス情報の公表制度の対象となる介護サービスに、地域密着型通所介護を追加した（規則第 140 条の 43 関係）。

（ⅱ） 別表第１第１号に規定する事項に、法人番号を追加した。

⑧ その他

（ｉ） 第三者の行為により介護給付等を受けることとなった場合に、第一号被保険者が第三者の氏名や被害の状況等を記載した届書を市町村長へ提出することを義務付ける規定を設けた（規則第 33 条の２関係）。

（ⅱ） 上記のほか、所要の規定の整備を行った。

２ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）の一部改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）により指定地域密着型通所介護事業者に義務づけられている、地域密着型通所介護計画の保存、作成及び交付について、電磁的方法で行うことができることとした。

３　その他関係省令について、所要の整備を行った。

第３　整備告示の内容

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）について、医科診療報酬点数表の改定に伴う所要の改正を行ったほか、関係告示について所要の整備を行った。

第４　施行期日

整備省令は、医療介護総合確保推進法の施行の日（平成 28 年４月１日）から施行することとした。ただし、介護サービス情報公表制度に係る規定を改正する規定については、平成 28 年 10 月１日から施行することとした。

○厚生労働省令第五十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（法第八条第七項の厚生労働省令で定める利用定員）

第十条の二　法第八条第七項の厚生労働省令で定める数は、十九人とする。

第十七条の二の四の次に次の一条を加える。

（法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の二の五　法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

第十七条の三（見出しを含む。）中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の四（見出しを含む。）及び第十七条の五（見出しを含む。）中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十七条の九から第十七条の十一までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第十七条の十二（見出しを含む。）中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二十三条第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。別表第一において「番号利用法」という。」を加える。

第三章第一節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（第三者の行為による被害の届出）

第三十三条の二　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一　届出に係る事実

二　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三　被害の状況

第六十五条の三中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地域密着型通所介護　次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用

ロ　おむつ代

ハ　その他地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第六十六条及び第六十九条第一項中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

第百十三条の二第二号中「（次号において「相談援助の業務」という。）」を削る。

第百三十一条の三の次に次の一条を加える。

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百三十一条の三の二　法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であって、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七　運営規程

八　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二　誓約書

十三　役員の氏名、生年月日及び住所

十四　その他指定に関し必要と認める事項

2　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）に係る指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。）の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3　法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

4　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第百三十一条の九中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一号から第三号までに掲げる事項及び利用定員

第百三十一条の十三第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域密着型通所介護　第百三十一条の三の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

第百三十一条の十三第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

第百四十条の三十七第四項を同条第三項とする。

第百四十条の四十三第一項中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

第百四十条の六十二の五第一項第一号中「第一号介護予防支援事業」を「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業」に改め、同条第二項第一号中「第一号介護予防支援事業」を「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業」に、「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）」を「第一号通所事業」に改める。

第百四十条の六十三の二第四項中「第五十九の二本文」を「第五十九条の二本文」に改める。

第百四十条の六十三の五第一項中「（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。）」を削る。

第百四十条の六十八第一項中「目的とし、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修とする」を「目的として行われる次に掲げる研修とする。」に改める。

別表第一第一号イ中「所在地」の下に「、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）」を加える。

別表第二第一の項第二号ヘ中「通所介護、」の下に「地域密着型通所介護、」を加える。

別表第二第一の項第五号イ中「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加え、同号ハ中「、通所リハビリテーション」の下に「、地域密着型通所介護」を加える。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第二十五条第一項第二号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「、別表第一において「番号利用法」という。」を加える。

第三章第一節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（第三者の行為による被害の届出）

第三十三条の二　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一　届出に係る事実

二　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三　被害の状況

別表第一第一号イ中「所在地」の下に「、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）」を加える。

別表第一第三号中ホをヘとし、二の次に次の一号を加える。

ホ　従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第二号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改め、同項第四号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第三号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条第四号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第五号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同条第六号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同条第七号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改め、同条第八号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、同条第九号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第十号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改め、同項第三号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同条第四号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条第五号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第六号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五条第二号中「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第六条第一号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十四号を削り、同条第二十三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の項中

第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存	第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存
第百五条の十八第二項の規定による療養通所介護計画の保存	

を

に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項中

第十七条第二項の規定による第六十条第二項の規定による夜間対応型訪問介護計画の保存	第十七条第二項の規定による夜間対応型訪問介護計画の保存
第三十六条第二項の規定による地域密着型通所介護計画の保存	
第四十条の十五第二項の規定による療養通所介護計画の保存	
第六十条第二項の規定による認知症対応型通所介護計画の保存	

を

に改める。

別表第二指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第九十九条第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成	第九十九条第一項の規定による療養通所介護計画の作成
第百五条の十二第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成	

を

に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第十一条第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成	第十一条第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成
第二十七条第一項の規定による地域密着型通所介護計画の作成	
第四十条の九第一項の規定による療養通所介護計画の作成	
第五十二条第一項の規定による認知症対応型通所介護計画の作成	

を

護計画の作成
介護計画の作成
計画の作成
所介護計画の作成」

に改める。

別表第四指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「第九十九条第四項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の交付」を「第九十九条第五項の規定による療養通所介護計画の交付」に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「第十一条第四項の規定による夜間対応型訪問介護計画の交付」を「第十一条第四項の規定による夜間対応型訪問介護計画の交付」に改める。

第二十七条第四項の規定による地域密着型通所介護計画の交付
第四十条の九第五項の規定による療養通所介護計画の交付
第五十二条第四項の規定による認知症対応型通所介護計画の交付

に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第十条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第十一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二及び第三十四条の三十六中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「重要事項に関する規程」の下に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第四十二条の十二中「重要事項に関する規程」の下に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加える。

第五十四条第四号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に改める。

第六十三条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十三条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「聞く」を「聴く」に改める。

第四十四条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第八十五条中「第三十九条」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

（介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第十五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第三号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行規則第二十三条第一号の改正規定、同令第百四十条の四十三第一項の改正規定、同令別表第一の改正規定及び同令別表第二の改正規定並びに第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第二十五条第一項第二号の改正規定及び同令別表第一の改正規定（同表第一号に係る部分に限る。）は、平成二十八年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百六十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第三条第二項

二　指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）第九号

三　独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）第一号イ

四　厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）第二号の二ロ(2)及び同号ハ(2)

五　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第一号ロ(三)

六　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）第一号ロ(三)

七　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第一号ロ(三)

八　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イ(3)

第二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一項第十三号中「地域密着型サービス事業のうち」の下に「地域密着型通所介護、」を加える。

第三　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の2のソの注中「地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料」及び「地域連携診療計画管理料」を「退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算」に改める。

第四　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第五　次に掲げる告示の規定中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

一　厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の表の二の項

二　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の表の四の項

三　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の表の三の項

第六　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

第一の第六号(1)のニ及び同号(2)のニ中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第四の第二号(1)中「同条第十九項」を「同条第二十項」に、同号(2)中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の5のイの注2中「特定施設入居時等医学総合管理料」を「施設入居時等医学総合管理料」に改める。

第八　介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

表の注2第六号中「指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護」を「地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条に規定する指定療養通所介護」に改める。

第九　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(1)(ｰ)ａⅢ中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第十　平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次のように改正する。

第十条中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　地域密着型通所介護

第十五条第四号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　地域密着型通所介護

第十一　平成二十年厚生労働省告示第三十一号（介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第十二　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第七号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同表備考第八号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同表備考第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

別表第二備考第十一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十三　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第七号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第八号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

事　務　連　絡
平成２８年３月３１日

各都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に
係るＱ＆Ａの改正について

交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、平成28年４月１日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第１号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

また、介護保険事業の健全な運営を確保できるよう、第三者行為求償の対象となる事案を一層把握するために、被保険者からの届出に加え、主治医意見書の特記事項に、事故の場合はその旨の記載をお願いすることとしました。これを受け、「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成28年３月31日老老発0331第１号）の改正について各都道府県・政令指定都市介護保険主管部（局）長宛に通知したところです。

これらの見直しに加え、従来から問い合わせがある事項の趣旨を明確化する観点から、別紙のとおり平成14年６月14日付「第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るＱ＆Ａについて」を改正しますので、貴都道府県内の市町村等及び国民健康保険団体連合会への周知方よろしくお願いします。

別紙

第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係る Q&A

1　損害賠償の代位取得について

（問１）　交通事故など第三者の行為によって保険給付を行った場合に、損害賠償請求権を代位取得するための要件は何か。

（答）　交通事故等により、要支援・要介護状態となった者に対し、損害賠償義務の履行前に保険給付を行った場合、介護保険法（以下「法」という。）第２１条第１項により、市町村は、給付の価額の限度において損害賠償請求権を被保険者から代位取得する。

その要件としては、

①　給付事由が第三者の行為によって生じたこと

②　当該事故に対して既に保険給付を行ったこと

③　当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していること

の３つが必要である。

この場合、損害賠償請求権の代位取得は、市町村の取得の意思表示や、第三者に対する通知又はその承諾を求める行為を要せず、法第２１条第１項の規定により法律上当然に行われるものである。（ただし、損害賠償請求権を取得したことについては、通知することが望ましいと考えられる。）

（問２）　被保険者と加害者とでいまだ示談が成立していない状況においても、市町村は、独自に加害者（又は損害保険会社）に対して請求を行ってもよいか。また、示談成立後であっても、示談の内容にかかわらず、示談成立前に実施した保険給付について、請求を行うことは可能か。

（答）　問１のとおり、示談成立前に行われた保険給付分については、示談が成立しているか否かに関わらず、また、その内容に関わらず、第三者への請求が可能であり、市町村は、保険給付実施分に係る賠償額を請求することができる。

市町村が保険給付を実施した後に示談が成立した場合であっても、示談成立以前の保険給付に関しては、法第２１条第１項に基づき、市町村は損害賠償請求権を当然に代位取得しているので、保険給付額について請求することが可能である。

（問３）　交通事故等において、被保険者にも過失割合がある場合には、代位取得する損害賠償請求権はどうなるのか。

（答）　市町村が法上当然に代位取得している損害賠償請求権は、本来は被保険者と加害者との間で合意された過失割合によって影響を受けるものではないが、被害者にも明らかに過失が認められるときは、これを減額して差し支えない（例えば被害者と加害者との間で過失割合が５：５とされた場合、これに応じて請求額を５割に減額しても差し支えない）。

（問４）　市町村が損害賠償を請求する際には、高額介護サービス費の支給額についても、請求することができるのか。

（答）　請求の範囲については、法第２１条第１項により、給付の価額の限度において代位取得するので、高額介護サービス費を既に給付していれば、当該給付についても請求することが可能である。

２　保険給付の免責について

（問５）　示談が成立した後は、どのように保険給付を実施すべきか。

（答）　示談が成立した場合、損害賠償請求権は、この示談金の価額が限度となり、その後、これを超える保険給付がある場合であっても、請求権を代位取得することはできない。また、示談金を受けたときは、その後の介護サービスについては、市町村は、法第２１条第２項の規定により当該示談金の価額を限度として、給付が免責されることとなり、示談金を超える金額については保険給付を行わなければならないこととなる。

（問６）　示談の内容によって、免責される保険給付の範囲はどのように変わるのか。

（答）　示談において介護分の賠償額が明確にされている場合（※）には、介護保険サービスの総額（保険給付分と自己負担分の総額）が賠償額に達するまで給付の責を免れることとなる。一方、示談において介護分の賠償額が明確にされていない場合には、市町村と被保険者との個別の協議によることとなってしまうことから、支払われる賠償額のうち、介護分の額やその算出根拠が明確になるよう、市町村も可能な限り示談前に被保険者と相談することにより、あらかじめ適切な示談内容となるよう留意することが肝要である。

示談の際に今後の介護費用を算定するに当たっては、例えば、在宅サービスを受ける場合にはケアプラン（居宅介護サービス計画）を基に算定し、施設サービスを受ける場合には１日当たりの介護報酬額を基に算定する等の方法が考えられる。

（※）以下のような示談が考えられる。
示談額○○円
うち将来の介護費用○○円（サービス月額（10割分）○○円×12×平均余命○年）

（問７）　被保険者に過失があるなどの理由で、被保険者が賠償額を軽減して示談を結んだ場合、市町村が免責される給付額も軽減されるのか。

（答）　賠償額の決定において、被害者の過失を斟酌して賠償額を軽減（過失相殺）した場合、市町村が免責される額は、損害賠償金を限度とすることから、軽減される　こととなる。

なお、被保険者が低額な示談を結んだ場合であっても、その額を超える額については保険給付しなければならないこととなるが、その示談が例えば介護費用の１割分のみを賠償するものとして結ばれた場合などには、錯誤による無効を主張し得ると考えられる。

３　事例の発見方法について

（問８）　介護保険についても国民健康保険と同様、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときには、被保険者に届出の義務化が課されるようになったが、どのような方法で事例を発見することが考えられるのか。

（答）　事例の発見方法としては、以下のような方法が想定される。

①　被保険者からの届出
②　要介護認定申請時等における聞き取り
③　医療保険者からの連絡（医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう、平成28年度に国保連合会システムを改修、平成29年度末を目途に順次運用開始予定）
④　損害保険会社からの連絡
⑤　介護サービス事業者や認定調査員等からの連絡
⑥　要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄の記載

したがって、被保険者への制度の周知、医療保険担当部局との密接な連携、介護サービス事業者等からの情報収集などを行うことが早期の事例の発見には有効である。

また、平成28年４月１日以降、被保険者による届出が義務化されたことに伴い、被保険者への届出に関する周知を各保険者において適宜行って頂きたい。

４　保険給付額の増加について

（問９）　既に要介護被保険者で介護サービスを受けていた者が、第三者行為により保険給付額を増加させた場合、どの範囲の保険給付まで市町村は損害賠償請求権を代位取得することができるのか。

（答）　第三者の行為により保険給付額が増加したことについて、相当な因果関係が認められる場合には、その増加分について請求を行うことができると考えられる。これは、要介護度が変化していなくても、第三者の行為に起因して保険給付額を増加させた場合には、同様である。

（問１０）　示談が成立した後に、被保険者の要介護度が悪化し、もしくはサービス利用量が増加した場合、当該保険給付増についても、市町村は保険給付の責を免れることとなるのか。

（答）　示談成立後については、保険給付額の増額の有無にかかわらず、介護分の賠償額（１０割分）の９割まで、市町村は保険給付の責を免れることとなる。
　ただし、将来の介護サービスの増加に対して、賠償額を増加させる旨の合意があり、その介護サービスの増加が第三者の行為に起因するものであれば、賠償額の増額の範囲内で免責額が増額することもあり得る。
　なお、こうしたことから、示談の締結に際し、市町村も被保険者に、将来の介護サービスの取扱いについて明確にするなどの助言を行うことも考えられる。

５　時効との関係について

（問１１）　法第２１条第１項により代位取得した損害賠償請求権の時効は、いつから進行し時効期間は何年か。

（答）　法第２１条第１項の損害賠償請求権の代位取得については、その性質上、一般私法上の債権であることから、民法第７２４条（損害賠償請求権の消滅時効）の規定が適用され、その消滅時効は、被保険者が第三者から被害を受けたこと及び加害者を知った日の翌日から３年で成立するものと考えている。

別添

第三者行為による保険給付と損害賠償請求権に係るQ&Aの改正についての新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　前	改　正　後
1　損害賠償の代位取得について	1　損害賠償の代位取得について
（問１）　交通事故など第三者の行為によって保険給付を行った場合に、損害賠償請求権を代位取得するための要件は何か。	（問１）　交通事故など第三者の行為によって保険給付を行った場合に、損害賠償請求権を代位取得するための要件は何か。
（答）交通事故等により、要介護状態となった者に対し、損害賠償義務の履行前に保険給付を行った場合、介護保険法（以下「法」という。）第２１条第１項により、市町村は、給付の価額の限度において損害賠償請求権を被保険者から代位取得する。 その要件としては、 ①給付事由が第三者の行為によって生じたこと ②当該事故に対して既に保険給付を行ったこと ③当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していることの３つが必要である。 この場合、損害賠償請求権の代位取得は、市町村の取得の意思表示や、第三者に対する通知又はその承諾を求める行為を要せず、法第２１条第１項の規定により法律上当然に行われるものである。（ただし、損害賠償請求権を取得したことについては、通知することが望ましいと考えられる。）	（答）交通事故等により、要支援・要介護状態となった者に対し、損害賠償義務の履行前に保険給付を行った場合、介護保険法（以下「法」という。）第２１条第１項により、市町村は、給付の価額の限度において損害賠償請求権を被保険者から代位取得する。 その要件としては、 ①給付事由が第三者の行為によって生じたこと ②当該事故に対して既に保険給付を行ったこと ③当該被保険者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在していることの３つが必要である。 この場合、損害賠償請求権の代位取得は、市町村の取得の意思表示や、第三者に対する通知又はその承諾を求める行為を要せず、法第２１条第１項の規定により法律上当然に行われるものである。（ただし、損害賠償請求権を取得したことについては、通知することが望ましいと考えられる。）
（問２）から（問７）まで　（略）	（問２）から（問７）まで　（略）
3　事例の発見方法について	3　事例の発見方法について
問８）　国民健康保険においては、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときには、被保険者に届出の義務が課されているのに対し（国民健康保険法施行規則第３２条の６）、介護保険においては、こうした義務がないが、どのような方法でこうした事例を発見することが考えられるか。	問８）　介護保険についても国民健康保険と同様、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときには、被保険者に届出の義務化が課されるようになったが、どのような方法で事例を発見することが考えられるのか。
（答）　事例の発見方法としては、以下のような方法が想定される。 ①　被保険者からの申出、要介護認定申請時等における聞き取り	（答）　事例の発見方法としては、以下のような方法が想定される。 ①　被保険者からの届出

② 医療保険者からの連絡 ③ 損害保険会社からの連絡 ④ 介護サービス事業者等からの連絡 したがって、被保険者への制度の周知、医療保険担当部局との密接な連携、介護サービス事業者等からの情報収集などを行うことが早期の事例の発見には有効である。 また、国民健康保険と異なり、介護保険法施行規則では被保険者に届出義務を規定していないが、適正な給付を行うため、届出を促す努力をすることは重要である。 なお、要介護認定時の主治医意見書に保険事故の発生原因が記載される場合もあるので、可能な場合には活用されたい。	② 要介護認定申請時等における聞き取り ③ 医療保険者からの連絡（医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう、平成 28 年度に国保連合会システムを改修、平成 29 年度末を目途に順次運用開始予定） ④ 損害保険会社からの連絡 ⑤ 介護サービス事業者や認定調査員等からの連絡 ⑥ 要介護認定等に係る主治医意見書の特記事項欄の記載 したがって、被保険者への制度の周知、医療保険担当部局との密接な連携、介護サービス事業者等からの情報収集などを行うことが早期の事例の発見には有効である。 また、平成 28 年４月１日以降、被保険者による届出が義務化されたことに伴い、被保険者への届出に関する周知を各保険者において適宜行って頂きたい。

別添「調査票」省略

保国発０４０４第１号
平成２８年４月４日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務（以下「第三者行為求償事務」という。）については、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日付け保国発1203第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成27年12月通知」という。）により、第三者行為求償事務について一層の取組強化を図るための具体的取組をお示しし、これを踏まえて各保険者において取組が進められているところである。

平成27年12月通知により第三者行為求償事務の取組の底上げのためのＰＤＣＡサイクルが循環するよう各保険者において数値目標を定め、取組を行うよう求めているが、数値目標の設定状況等を把握するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第106条第１項に基づき調査を行うこととした。

ついては、下記の調査について、提出期限までにご回答いただくようお願いする。

なお、今回の調査項目については、平成28年度以降に当課が行う「国民健康保険事業の実施状況報告」（以下「状況報告」という。）においても新たに調査する予定であるので、あらかじめ御承知置きいただきたい。

記

第１　第三者行為求償事務に係る評価指標及び数値目標の基準の設定及び状況調査について

平成 27 年 12 月通知においては、各保険者に対し、第三者行為求償事務の取組強化を図るに当たり、まず現状の取組を評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取組を進めることにより、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Act）サイクルを確立し、継続的に求償事務の取組強化を図っていただくよう周知している。併せて、都道府県に対し、各保険者のＰＤＣＡサイクルが循環するよう、各保険者における数値目標や取組計画等を把握し、求償事務の継続的な取組強化に向けた指導を依頼している。

これを受け、今般、第三者行為求償事務の継続的な取組強化を図る観点から、以下（１）から（５）までのとおり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設定すべき評価指標並びに当該評価指標に係る実績数値及び目標数値（以下「評価指標等」という。）の考え方をお示しするので、各都道府県においては、各市町村へお伝えいただくとともに、これらの評価指標等が各市町村において着実に設定されるよう御配慮いただきたい。また、少なくとも（１）及び（２）の評価指標等については、全ての市町村で設定していただくことが望ましい。その際、第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他の事業者に委託している場合には、その部分も含めて設定されたい。なお、設定された評価指標等については保険者努力支援制度等にも活用することを検討しており、都道府県内で共通の評価指標を可能な限り多く設定するよう努めていただきたい。

また、各都道府県においては、管内各市町村が設定した評価指標等について取りまとめの上、第３により回答をお願いする。なお、実績数値の把握に当たり、被害届の件数等が多く全数の把握が難しい場合には、サンプル調査により実績数値を推計していただくことも差し支えない。

（１）被害届の自主的な提出率

市町村からの勧奨がなされる前に世帯主又は被保険者（以下「世帯主等」という。）から自主的に提出される被害届の件数の割合の増加を目標とする。「自主的に提出される被害届の件数」とは、市町村から提出の勧奨がなされる前に世帯主等から提出された被害届の件数をいい、勧奨がなされる前であれば、損害保険会社（以下「損保会社」という。）が代行して提出した被害届の件数も含むものとする。

＜計算式＞
被害届の自主的な提出率＝（世帯主等が自主的に提出した被害届の件数＋損保会社が提出を代行した被害届の件数）／被害届の全提出件数×100

被害届の全提出件数＝（世帯主等が自主的に提出した被害届の件数＋損保会社が提出を代行した被害届の件数＋市町村の勧奨により提出された被害届の件数）とするため、

市町村が勧奨したことにより提出された件数も実績数値として把握する。なお、いずれかに特定できないものについては、按分して差し支えない。

目標数値の設定に当たり、被害届の全提出件数については、過去３年間のトレンドで推計することが考えられる。その際、死傷者が多数発生した交通事故等の特殊要因は除くことが望ましい。損保会社が提出を代行した被害届の件数については、「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」（以下「損害保険団体との覚書」という。）による効果を見込んで、前年度の実績数値に３～５％程度上乗せすることが考えられ、また、世帯主等が自主的に提出した被害届と損保会社が提出を代行した被害届の合計からなる自主的に提出された被害届の提出件数のうち、70～80％程度は損保会社が提出を代行したものになると見込まれる。なお、損保会社からは基本的に郵送で各市町村に提出されることが見込まれるが、各市町村においては適切に提出者を把握できるようにしていただきたい。

（２）市町村における被害届受理日までの平均日数

第三者の不法行為等による傷病の治療のため、被保険者が国民健康保険の利用を開始した日（以下「国保利用開始日」という。）から市町村が被害届を受理した日（以下「被害届受理日」という。）までの平均日数の短縮を目標とする。

＜計算式＞
市町村における被害届受理日までの平均日数＝受理した被害届に係る国保利用開始日から被害届受理日までの総日数／被害届の全提出件数

目標数値の設定に当たり、国保利用開始日から被害届受理日までの総日数については、損害保険団体との覚書の効果により、10～20％程度短縮されることを見込んで推計することが考えられる。

（３）診療報酬明細書による第三者行為の発見率

連合会の国保総合システムによる抽出機能の活用や市町村による診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検により、第三者行為が疑われるレセプトを抽出して世帯主等に確認した結果、第三者行為に該当していることを確認した件数の割合の増加を目標とする。

なお、積極的に第三者行為が疑われるレセプトを抽出し、世帯主等への確認を行っていく観点から、地域の実情に応じ、①レセプトの抽出件数や②第三者行為が疑われるレセプトの抽出率（抽出件数／全レセプト件数）、③抽出したレセプトに基づき世帯主等へ確認した件数を評価指標等とすることも考えられる。また、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書も対象に含めることも考えられる。

＜計算式＞
レセプトによる第三者行為の発見率＝世帯主等に確認して第三者行為に該当していた件数／第三者行為が疑われるレセプトの抽出件数×100

（４）レセプトへの「10．第三」の記載率

医療機関等との連携を強化する観点から、提出された全ての被害届に係るレセプトについて、その特記事項欄に「10.第三」の記載がなされているものの件数の割合の増加を目標とする。

なお、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因等の記載欄に第三者行為とわかる記載がなされているものの件数も含めて、記載率の増加を目標とすることも考えられる。

＜計算式＞
レセプトへの記載率＝レセプトに「10．第三」が記載されていた件数／被害届の全提出件数×100

（５）その他の指標

上記（１）から（４）までのほか、以下のような評価指標等の設定も考えられるため、地域の実情に応じ、積極的に評価指標等の設定について検討していただきたい。

なお、下記の設定例に係る実績については、平成 28 年度から状況報告により報告を求める予定である。

【評価指標等の主な設定例】
① 高額療養費支給申請等の申請書類から第三者行為を発見することができた件数
② ニュースや新聞等により第三者行為を発見することができた件数
③ ホームページその他の広報媒体による周知の実施状況
④ 医療費通知等の多様な送付物の活用による周知の実施

第２　損害保険団体との覚書締結後の被害届の提出状況等に関する調査について

損害保険団体との覚書の締結により、次のような効果が期待される。
① 第三者への求償の契機となる被害届が確実に提出されるようになる。
② 被害届の記載内容がより正確になる。
③ 求償先の窓口が明確になる。
④ 被害届が提出されるまでの期間が短縮される。
⑤ 被害届等の作成に係る世帯主等の負担が軽減される。
このような効果は徐々に現れるものと考えられるが、以下のとおり、平成 27 年度及

び平成 28 年度の状況を調査するため、都道府県においては、下記１及び２に係る平成 27 年及び平成 28 年の４月１日から５月末日分までの実績について取りまとめの上、第３により回答をお願いする。

１. 平成 27 年度の実績について

（１）平成 27 年度の各月における交通事故分に係る①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（２）（１）のうち、自主的に届出のあった①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

２. 平成 28 年度の実績について

（１）平成 28 年度の各月における、覚書締結前に発生した交通事故分に係る①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（２）平成 28 年度の各月における、覚書締結後に発生した交通事故分に係る①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（３）（２）のうち、平成 28 年度の各月における自主的に届出のあった①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（４）（３）のうち、平成 28 年度の各月における損保会社が提出を代行した①被害届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

※（４）については、平成 28 年４月中に発生した交通事故分に係る被害届が、平成 28 年５月末日を目処に提出されることが見込まれる。

（用語の定義）

（１）「届出件数」とは、市町村が受理した被害届の件数をいう。

（２）「求償予告件数」とは、受理した被害届の件数のうち、調定はしていないが、損保会社等へ請求内訳書等を送付し、求償する意思があることを連絡した件数をいう。

（３）「求償件数」とは、受理した被害届の件数のうち、調定し、損保会社等へ請求した件数をいう。

（４）「平均日数」とは、第１（２）の計算式により得られる日数をいう。

第３　調査の回答方法

（１）調査票

第１及び第２の調査の回答に当たっては、それぞれ別添１及び別添２の調査票を使用するものとする。

（２）回答方法等

都道府県は、以下のメールアドレスに対し、メールに集計用の調査票とともに市

町村ごとの調査票を添付の上、第１及び第２の調査の回答のいずれも平成 28 年６月 20 日までに送付するものとする。

回答先：厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

電　話：03-3595-2565（内線 3138）

E-mail：kokuho@mhlw.go.jp

老介発０４１２第１号
平成２８年４月１２日

一般社団法人 日本損害保険協会会長　殿
一般社団法人 外国損害保険協会会長　殿
全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
全国自動車共済協同組合連合会会長　殿
全国トラック交通共済協同組合連合会会長　殿
全国労働者共済生活協同組合連合会理事長　殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

介護保険における第三者行為による被害に係る求償について

介護保険においては、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）の結果、要介護認定又は要支援認定を受け、保険給付を受ける場合があります。保険者である市町村（特別区を含む。）又は広域連合（以下単に「市町村」という。）は、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 21 条第１項の規定により、保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。これまで、各市町村においては、代位取得した損害賠償請求権（以下「求償権」という。）に基づき、保険業法（平成７年法律第 105 号）に規定される損害保険会社及びその他の法に基づき設置される共済団体（以下「保険会社等」という。）に対し求償を行い、各保険会社等におかれては、これに適切に応じていただくことにより、保険給付の適正な執行を図り、もって介護費用の適正化を進めているところです。

今般、介護保険事業の健全な運営を確保するためにも、各市町村による求償事務について、一層の取組強化を図ることが望まれることから、下記の事項について、保険会社等に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１．介護保険制度とは、平成９年に法律が成立して、平成 12 年４月１日から施行された、全ての要介護被保険者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活

を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とした制度である。市町村は、被保険者に対して保険給付を行う責務を有している。（制度の詳細は別添１参照）

介護保険制度における保険事故とは、要介護状態又は要支援状態を指すが、第三者行為を起因として生じる場合もある。この場合、第三者行為により発生したと考えられる保険給付については、その価額の限度において、市町村が求償権を有することとされている（介護保険法第 21 条第１項）。求償に関する事務は、医療保険と同様に、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することも可能である（介護保険法第 21 条第３項）。

２．具体的な取扱いについて

（１）被保険者からの届出

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 53 号）による介護保険法施行規則の一部改正により、介護保険制度においても平成 28 年４月１日以降、被保険者による届出の義務化がされたところである。

加えて、市町村が求償の対象となる被保険者を把握するための取組も順次強化しているところであり、今後、介護保険制度においても求償件数が増えていくことが見込まれることについて了知いただきたい。

（２）求償の対象となる保険給付

求償の対象となるサービスは、第三者行為が起因となり受給することになった、要介護認定者に対する介護給付（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、住宅改修等のサービス費のほか、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費を含む。）、要支援認定者に対する予防給付（介護予防福祉用具貸与等のサービス費のほか、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費を含む。）、要介護又は要支援認定者に対する市町村特別給付（法定サービス以外の市町村独自サービス）の全てである。

（３）求償対象者の把握方法

市町村が、求償対象者を把握する方法は、被保険者からの届出に加え、別添２の都道府県宛の通知（「第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について」（平成 28 年３月 31 日老介発 0331 第５号）の第２（４）にあるとおりであり、保険会社等からの通知も一つの契機として挙げられている。

（4）求償の流れ

市町村が求償対象者を把握した後は、医療保険と同様に、被保険者に対し被害届の届出勧奨を行い、保険会社等に対し請求等を行うこととなる。

（別添１）

介護保険制度について

（１）被保険者と保険者

①被保険者

介護保険の被保険者とは、65 歳以上の者（第１号被保険者）と 40 歳から 64 歳までの医療保険加入者（第２号被保険者）※1である。第１号被保険者は、原因を問わずに要支援・要介護認定を受けたときに、第２号被保険者は、加齢に伴う疾病※2が原因で要支援・要介護認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。したがって、交通事故等の第三者行為により求償の対象となるのは、基本的に第１号被保険者である。

※1　被扶養者を含み、生活保護受給者は含まれない。

※2　末期がん、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症等の 16 疾病。

②保険者

被保険者と保険関係にあり、保険給付を行うのは、原則として当該被保険者が住所を有する市町村である。（ただし、実際に被保険者に対して介護サービスを提供するのは、都道府県等の指定等を受けたサービス事業者である。）

例外として、複数の市町村が共同して介護保険者を運営する広域連合が保険者となる場合や、介護保険施設等の入所に伴い他の市町村へ住所を移した被保険者について、引き続き異動前市町村が保険者となる場合（住所地特例）もある。

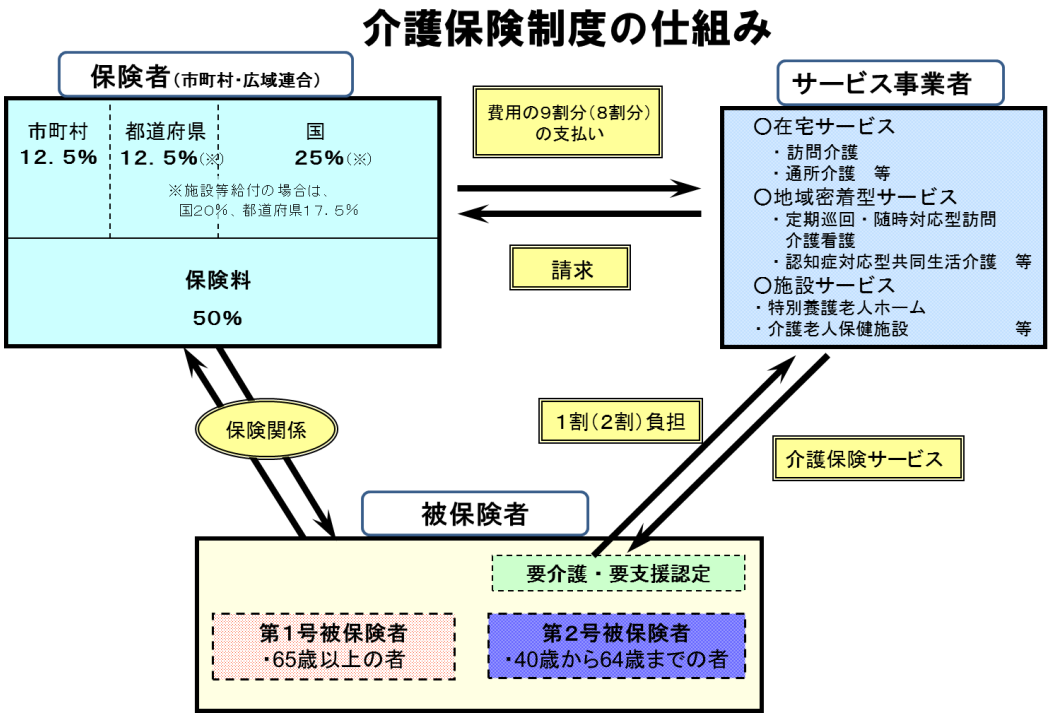

（２）サービス利用の流れ

①要支援・要介護認定

被保険者は、介護予防・介護サービスを受けようとする場合、要支援・要介護者に該当すること及びその該当する要支援・要介護状態区分について市町村の認定を受けなければならない。要支援・要介護状態区分は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき客観的に判定することとしている（要支援・要介護認定）。

要支援・要介護認定を受けるためには、被保険者が住所を有する市町村の介護保険の窓口に申請を行う。市町村は、この申請に基づき、市町村の認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づく一次判定を行い、保健・医療・福祉の学識経験者等により構成される介護認定審査会による二次判定結果を踏まえて、要介護度等を決定する。

要支援状態区分は要支援１、要支援２、要介護状態区分は要介護１～要介護５であり、それぞれの状態像は以下のとおりである。

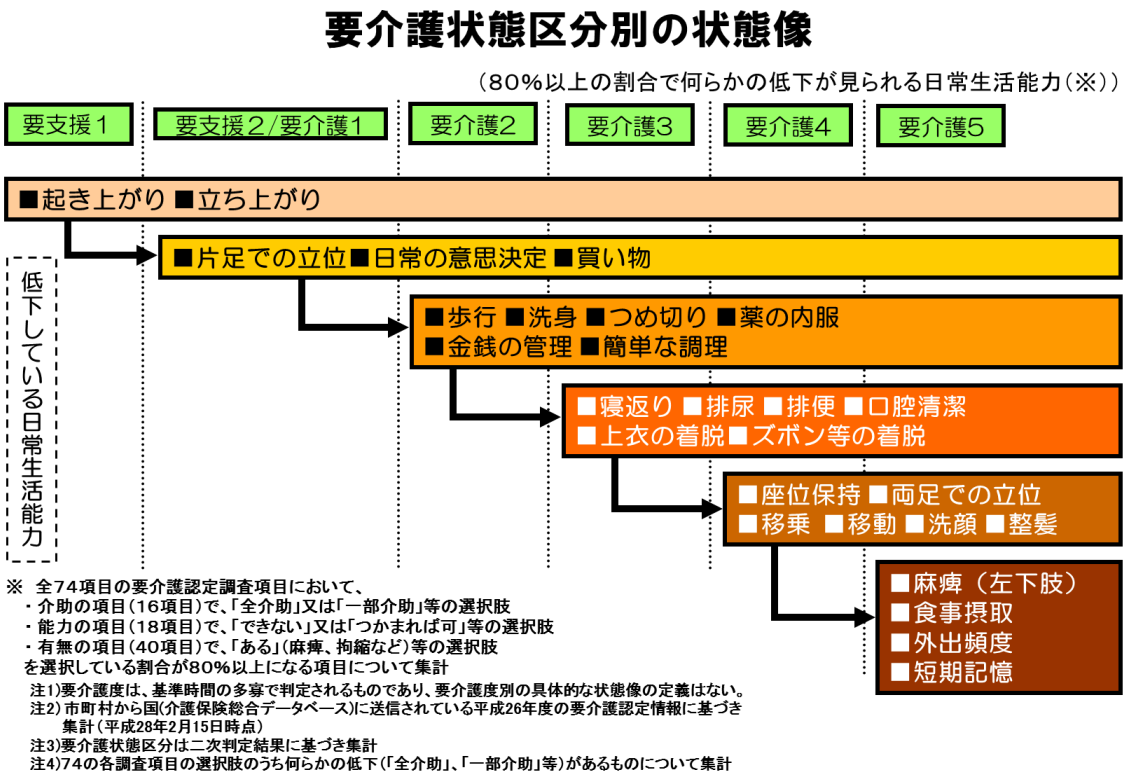

②居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）

居宅サービス（訪問介護や福祉用具など）等を利用する者は、通常、専門的知識がある介護支援専門員（ケアマネジャー）等に毎月居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成してもらい、当該計画に沿ってサービスを利用することとなる。ケアプランは、利用者の現在の心身の状況等を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを組み合わせて作成されるものである。

また、要介護・要支援度に応じた区分支給限度基準額が定められており、当該額を超えるサービスを利用した場合は全額利用者負担となる。

介護サービスの利用の手続き

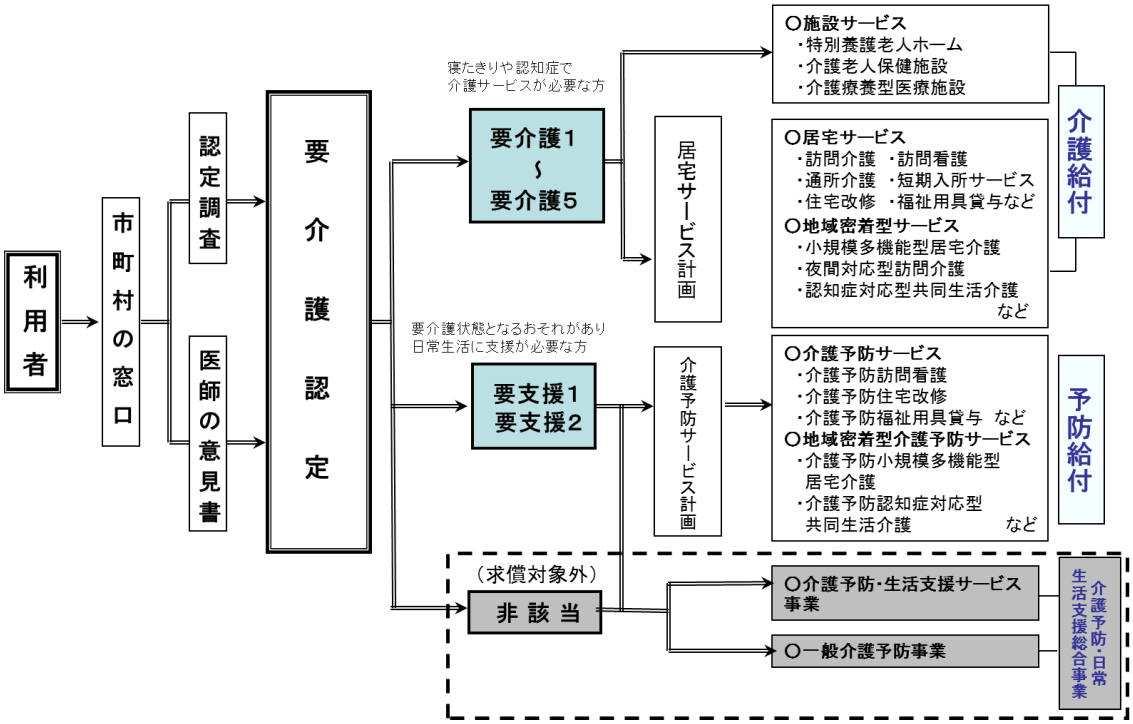

③利用者負担額

サービスを利用した場合、利用者はサービス費用の１割又は２割（※）を負担し、残りの９割又は８割を市町村が事業所へ支払うという仕組みになっている。

※　平成 27 年８月以降のサービス分について、合計所得金額 160 万円（単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円）以上の所得を有する者は、２割負担をすることとされている。

④利用者負担軽減措置

サービス負担額は、月々の上限が所得段階に応じて定められており、当該額を超える分は後日市町村から支払われる（高額介護（予防）サービス費）。

また、特養等の介護保険施設入所者（ショートステイ利用者）については、原則食費・部屋代は自己負担であるが、所得等が低い方に限り、負担軽減のために保険給付がされている（特定入所者介護（予防）サービス費）。

この高額介護（予防）サービス費や特定入所者介護（予防）サービス費も、介護給付又は予防給付に含まれ、求償の対象となる。

高額介護（予防）サービス費制度

所得段階	所得区分	上限額
第１段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第２段階	○市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額＋合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第３段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第４段階	○第１～３段階及び第５段階に該当しない者	世帯37,200円
第５段階	○世帯内の第１号被保険者の課税所得が145万円以上であり、かつ、世帯内の第１号被保険者の収入が合計520万円（第１号被保険者が１人のみの場合は383万円）以上である場合	世帯44,400円

特定入所者介護サービス費（補足給付）

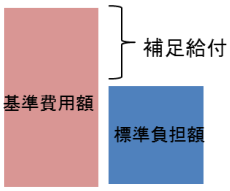

負担軽減の対象

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※　平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

			基準費用額：日額	負担限度額：　日額（補足給付額）		
				第1段階	第2段階	第3段階
食費			1,380円	300円　（1,080円）	390円　（990円）	650円　（730円）
居住費	多床室		840円	0円　（840円）	370円　（470円）	370円　（470円）
	従来型個室	特養等	1,150円	320円　（830円）	420円　（730円）	820円　（330円）
		老健・療養等	1,640円	490円　（1,150円）	490円　（1,150円）	1,310円　（330円）
	ユニット型準個室		1,640円	490円　（1,150円）	490円　（1,150円）	1,310円　（330円）
	ユニット型個室		1,970円	820円　（1,150円）	820円　（1,150円）	1,310円　（660円）

（別添２）

老介発０３３１第５号
平成２８年３月３１日

各都道府県介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（　公　印　省　略　）

第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

交通事故等の第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による被害に係る求償事務の取組強化のため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、平成 28 年４月１日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第１号被保険者は保険者への届出が義務となりました。

また、介護保険事業の健全な運営を確保できるよう、第三者行為求償の対象となる事案を一層把握するために、被保険者からの届出に加え、主治医意見書の特記事項に、事故の場合はその旨の記載をお願いすることとしました。これを受け、「「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成 28 年３月 31 日老老発 0331 第１号）の改正について各都道府県・政令指定都市介護保険主管部（局）長宛に通知したところです。

今般、第三者行為の届出義務化等に係る留意事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村等及び国民健康保険団体連合会に周知をお願いいたします。

記

第１　被保険者の届出義務化について

（１）介護保険法施行規則の改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 53 号）により介護保険法施行規則第 33 条の２が新設され、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第１号被保険者は、遅滞なく、①届出に係る事実②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）③被害の状況を記載した届書を、保険者に提出しなければならないとされました。

（２）届出の様式等について

保険者は、平成 28 年４月１日から被保険者から第三者行為による届出を受け付けることになりますが、具体的には

①　第三者行為による被害の届出書（医療保険における「第三者行為による傷病届」と同様のもの）

を被害者である第１号被保険者から提出して頂きます。

また、上記に加え、必要に応じて

②　同意書

③　事故発生状況報告書

④　交通事故証明書

をそれぞれ提出して頂くことも考えられます。上記の様式については、現在使用している様式を引き続き用いるほか、医療保険用の様式を活用して差し支えありません。また、既に、①③④の様式について、医療保険での第三者行為による届出を受けている場合は、当該届出の複写をもって届出を行うことも差し支えありません。

なお、②の同意書については、別紙１のとおり介護保険用の記載を追加したので、適宜ご活用ください。

第２　第三者求償事案発見の取組強化

（１）被害届の届出の勧奨について

保険者は、第１で示した届出（以下「被害届」という。）を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等（第三者の氏名や損害保険等の加入状況を含む。）を把握することができ、これによって、第三者に対し

て求償権を行使することが可能となります。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の推進に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を促すことが重要です。

（２）主治医意見書について

「「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について」（平成 28 年３月３１日老老発 0331 第１号）により、要介護認定に係る主治医意見書の特記事項欄に事故の場合は、例えば「第三者行為」といった旨の記載が行われるよう協力を求めています。こうした記載を端緒して第三者行為が疑われる被保険者に対しては、被害届の届出を促すことが重要です。

（３）国保連合会システムの改修について

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が運用する電算処理システムにおいては、医療レセプトから第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成する機能を有していますが、これによって作成される当該被保険者リストは、求償事務を適正に執行する上で効果的です。このため、医療保険側で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険部局でも把握出来るよう平成 28 年度に国保連合会システムを改修し、平成 29 年度末を目途に順次運用を開始する予定です。今後、連合会におかれては、保険者からの委託を受けた場合には、第三者行為の被害に係る保険給付を受けた被保険者リストを作成するなど必要な支援に努め、また、保険者は当該リストを活用して、第１号被保険者に対し、被害届の届出の勧奨業務を行えるよう体制の整備をご検討ください。

（４）その他

その他、第三者求償事案発見については、日頃から国保保険者や後期高齢者医療広域連合などの医療保険者と情報連携に努めるとともに、損害保険会社等からの通知や介護サービス事業者（ケアマネジャー）、認定調査員等からの連絡や、新聞・テレビ等の報道機関の交通事故の報道および住民からの情報に留意し、第三者行為による被害の発見や把握に向けた取組を推進してください。

第３　連合会への求償事務の委託について

保険者は、介護保険法第 21 条第３項の規定により、代位取得した損害賠

償請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会に委託することが出来るとされています。また、委託可能な連合会は、介護保険法施行規則第 34 条の規定により、損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置するとされていて、連合会においては、専門的知識を有する職員を配置し、保険者から求償事務を受託できる体制を整備しているところですので、保険者においては、連合会が有する専門性やスケールメリットの更なる有効活用についてご検討ください。

第４　広報等

（１）第三者行為求償に係る広報（被保険者向け）について

第三者行為求償に係る被害届は、不測の事態が発生した際に届出の必要が生じる性格上、届出の義務等を日常的に浸透させることが重要です。このため、保険者及び委託を受けた連合会は、日頃から給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは被害届の届出義務があることについて、別紙２の被保険者への説明用資料を活用するなど、周知・広報に努めてください。また、小冊子やホームページ等を活用し、第三者行為求償の届出義務の内容及び届出先等を掲載していただくとともに、被害届と合わせて関係書類（事故状況報告書等）が必要であることについて丁寧にお知らせし、各様式をダウンロードできるようにしてください。また、介護給付費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用して、被害届の届出義務等が浸透するよう周知・広報の取組を推進してください。

（２）第三者行為による被害に係る求償事務に係る財政支援について

適正化事業の中の給付費通知について、例えば圧着はがきの１面に第三者行為求償に関する広報を記載する場合に要する印刷代、その他の広報（チラシ作成等）等も既存の適正化事業に係る国庫補助の対象となり得ます。

別紙１

（保険者名※を記載ください）　御中
※　○○市区町村　○○介護保険広域連合

同　意　書

私が加害者（　　）に対して有する損害賠償請求権は、法令(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る介護給付費請求書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が介護事業者に対して事故による介護サービスに関する内容の照会を行い、介護事業者から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
２　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
３　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。

平成　　年　　月　　日

届出者（被保険者）
住　所
氏　名
印

（注1）根拠法令は介護保険法第21条第１項
（注2）介護保険法第21条第３項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

（参考）医療保険における提出書類記載例

第三者行為による傷病届

第三者行為による傷病届				
項　　目		内　　容		
届出者・届出先	被保険者証記号番号 / 保険者名	被保険者証記号番号	保険者名	
	保険者の住所(届出先)	〒		
	被保険者氏名 ※国民健康保険の場合は世帯主氏名	ふりがな 氏 名　　印		
被害者（受診者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳
	続柄 / 生年月日	届出者との関係	年　月　日	
	住所 / 電話	〒	TEL （　　）	
	備　考			
加害者（第三者）	氏名 / 性別 / 年齢	ふりがな 氏 名	男性 / 女性	歳
	住所 / 電話	〒	TEL （　　）	
事故発生	事故発生日時	年　月　日　午前 / 午後　時　分頃		
	事故発生場所			
自賠責保険（加害者）	保険会社名			
	保険契約者名	ふりがな 氏 名		
	登録番号			
	車台番号			
	保険期間 / 自賠責番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	自賠責番号	
任意保険（加害者）	保険会社名			
	取扱店所在地 / 電話	〒	TEL （　　）	
	担当者名 / E-mail	ふりがな 氏 名	E-mail	
	保険契約者名	ふりがな 氏 名		
	住　　所	〒		
	保険期間 / 契約番号	保険期間 年　月　日 ～　年　月　日	契約番号	
	任意対人一括の有無	有 / 無		
被害者加入の保険会社関与の有無(注)		有 / 無	保険会社名・担当者名	TEL （　　）
治療状況	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　（　　）	
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無
	診療機関名 / 治療開始日 / 電話	診療機関名	治療開始日　年　月　日 TEL　（　　）	
	所 在 地	〒	入院の有無	有 / 無

本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。

(注)保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。

(自賠責共済、任意共済の場合には、自賠責保険、任意保険の各欄に「保険」を「共済」と読み替えてその内容を記載して下さい。)

事故発生状況報告書

事 故 発 生 状 況 報 告 書

事故証明書番号	第　　号	当事者	甲（加害者）	氏名			
自動車の番号			乙（被害者）	氏名			運転 ・ 同乗 歩行 ・ その他
天　候	晴・曇・雨・雪・霧・（　）	交通状況		混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	舗装（してある・してない）・歩道（ある・ない）・道路の見通し（良い・悪い） 中央車線（ある・ない）・道路の状態（直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路）						
信号又は標識	信号（ある・ない）・自車側信号（青・赤・黄）・相手方信号（青・赤・黄） 駐停車禁止（されている・されていない）・その他標識（　　）						
速　度	甲車両　Km/h（制限速度　Km/h）・乙車両　Km/h（制限速度　Km/h）						
事故現場状況図	（右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。） 自　車（乙） 相手車（甲） 進行方向 信　号 一時停止 人 自転車 バイク						
事故発生の状況（経緯）							
被害者の負傷状況	日	□出勤日　□休日（定休日・休暇含む）　□その他（　　）					
	時間帯	□勤務時間中（パート・アルバイト含む）　□通勤途上　□出張中　□私用　□その他（　　）					
	場所	□会社内　□道路上　□自宅　□その他（　　）					
	労災特別加入※	（被害者が代表取締役等役員の場合のみ記入）　□加入有　□加入無					

上記内容に間違いありません。

平成　年　月　日　　届出者（被保険者）：　　印

（注）本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出者に署名または記名押印をして貰って下さい。

※社長、役員等の被害者が加入する労災保険

交通事故証明書

※ □□□-□□□□　　交 通 事 故 証 明 書

申請者
住所
氏名　　様

事故照会番号	署　第　号	甲・乙・　との続柄　本人・代理人

発生日時	平成　年　月　日　時　分ころ				
発生場所					
甲	住所	(TEL　)			備考
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		生年月日	年　月　日 (　歳)	甲・乙以外の当事者 有（別紙のとおり）
	車種		車両番号		
	自賠責保険関係		証明書番号		
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　）・歩行・その他			
乙	住所	(TEL　)			
	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		生年月日	年　月　日 (　歳)	
	車種		車両番号		
	自賠責保険関係		証明書番号		
	事故時の状態	運転・同乗（運転者氏名　）・歩行・その他			

事故類型	人対車両	車両相互						車両単独				踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	衝突出合い頭	接触	追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他		

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

平成　年　月　日

自動車安全運転センター

X X 県事務所長　印

証明番号		照合記録簿の種別	人身事故

交通事故証明書入手不能理由書

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時				
発生場所				
加害者（甲）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
被害者（乙）	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
	事故時の状態			
甲・乙以外の当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠責保険契約先		自賠責証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由				

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実に相違ありません。

平成　年　月　日

（甲）　住所

氏名　　印　　電話（　　）　　－

上記事故を目撃しました。

平成　年　月　日

目撃者　住所

氏名　　印　　電話（　）　　－

別紙２

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は市区町村へ届出が必要となりました

○　介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

○　ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

○　市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成２８年４月１日から、介護保険の第１号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

○　交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、お住まいの市区町村の介護保険部局の窓口へ届出をお願いします。

別添省略

保 国 発 0428 第 1 号
平 成 28 年 4 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

保険者努力支援制度における評価指標の候補の提示について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成27年5月29日に公布され、平成30年度から医療費適正化への取組や国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮することにより、国保の財政基盤を強化する観点から、適正かつ客観的な評価指標に基づき、保険者としての努力を行っていると評価される都道府県や市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付金を交付する保険者努力支援制度が実施されることとされた。さらに、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映することとされた。

このため、国保基盤強化協議会事務レベルワーキング及び保険者による健診・保健指導等に関する検討会における地方団体及び関係者の議論を踏まえ、下記のとおり評価指標の候補を定め、平成28年度から特別調整交付金の算定に際し、保険者努力支援制度の趣旨を前倒しで反映することとしたので、その内容についてお知らせする。

各都道府県におかれては、下記内容を御了知の上、管内の各市町村及び関係者への周知を図るとともに、各市町村において、下記指標を踏まえた被保険者の予防・健康づくりや医療費適正化等の取組の一層の強化が図られるよう、関係者との連携など必要な支援についても遺漏なきを期されたい。

なお、下記指標を踏まえた特別調整交付金の具体的な算定方法については、本年秋を目途に、特別調整交付金の交付基準等に係る通知において、お示しする予定であるが、それまでに評価指標の追加・変更等の可能性もあることを申し添える。

記

第１　保険者共通の指標

１　特定健康診査・特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

（１）特定健康診査の受診率（平成 26 年度の実績を評価）

①　第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成しているか。

②　①の基準は達成していないが、平成 25 年度の全自治体上位３割に当たる 44.1%を達成しているか。

③　①及び②の基準は達成していないが、平成 25 年度の全自治体上位５割に当たる 38.4%を達成しているか。

④　①から③までの基準は達成していないが、平成 25 年度の実績と比較し、受診率が１%以上向上しているか。

（２）特定保健指導の受診率（平成 26 年度の実績を評価）

①　第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成しているか。

②　①の基準は達成していないが、平成 25 年度の全自治体上位３割に当たる 44.2%を達成しているか。

③　①及び②の基準は達成していないが、平成 25 年度の全自治体上位５割に当たる 28.1%を達成しているか。

④　①から③までの基準は達成していないが、平成 25 年度の実績と比較し、受診率が５%以上向上しているか。

（３）メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（平成 26 年度の実績を評価）

・　メタボリックシンドローム該当者及び予備群が一定程度減少しているか。

２　特定健診以外の他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

（１）　がん検診受診率（平成 26 年度の実績を評価）

①　胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの５つのがん検診の平均受診率が平成 25 年度の全自治体上位５割に当たる 12.6%を達成しているか。

②　上記基準は達成していないが、平成 25 年度と比較し、受診率が１%以上向上しているか。

（２）　歯周疾患（病）検診実施状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

・　歯周疾患（病）検診を実施しているか。

３　糖尿病の重症化予防の取組の実施状況

○　重症化予防の取組の実施状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

・　以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しているか。

①　対象者の抽出基準が明確であること

②　かかりつけ医と連携した取組であること

③　保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること

④　事業の評価を実施すること

⑤　取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること

※　取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する。

４　広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

（１）　個人へのインセンティブの提供の実施（平成 28 年度の実施状況を評価）

①　一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。

②　その際、PDCA サイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を行っているか。

（２）　個人への分かりやすい情報提供の実施（平成 28 年度の実施状況を評価）

①　特定健診等の受診者に、ICT 等を活用して健診結果を提供しているか。

②　疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやすく説明しているか。

③　疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施しているか。

※　可能であれば、検査値を改善するための生活習慣についてのアドバイスも提供していること

５　加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

○　重複服薬者に対する取組（平成 28 年度の実施状況を評価）

・　例えば、「同一月に２以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている」場合といった重複投与者の抽出を行い、その者に対して何らかのアプローチ

をするなどの取組を実施しているか。

6　後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

（1）　後発医薬品の促進の取組　（平成 28 年度の実施状況を評価）

①　後発医薬品の使用割合（数量ベース及金額ベース）及び後発医薬品の薬剤費額を把握しているか。

②　後発医薬品の使用状況について、性年齢別等に類型化し、把握した上で、事業目標を立てているか。

③　後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認をしているか。

（2）　後発医薬品の使用割合（平成 27 年度の実績を評価）

①　使用割合が平成 26 年度の全自治体上位１割に当たる 66.2%を達成しているか。

②　使用割合が平成 26 年度の全自治体上位３割に当たる 61.0%を達成しているか。

③　①及び②の基準は達成していないが、平成 26 年度と比較し、使用割合が 10%以上向上しているか。

第２　国保固有の指標

1　収納率向上に関する取組の実施状況

（1）保険料（税）収納率（平成 27 年度実績を評価）

①　現年度分の収納率が市町村規模別の平成 26 年度の全自治体上位３割又は上位５割に当たる収納率を達成しているか。

被保険者数	評価指標	
	平成 26 年度 上位３割	平成 26 年度 上位５割
10 万人以上	90.83%	89.80%
５万～10 万人	91.11%	89.97%
１万人～５万人	93.77%	92.69%
１万人未満	96.52%	95.19%

②　上記基準は達成していないが、平成 26 年度と比較し収納率が１%以上向上しているか。

③　過年度分の収納率が平成 26 年度と比較し、５%以上向上しているか。

2　医療費等の分析（平成 28 年度の実施状況を評価）

○　データヘルス計画の策定状況

・データヘルス計画を策定しているか。

3　給付の適正化等（平成 28 年度の実施状況を評価）

○　医療費通知の取組の実施状況

・医療費通知について、一定の基準を満たす取組を実施しているか。

※回数、医療機関名の表示、柔道整復療養費の対応　等

4　地域包括ケアの推進（在宅医療・介護の連携等）

○　地域包括ケア推進の取組（平成 28 年度の実施状況を評価）

・国保の視点から地域包括ケアの推進に資する例えば下記のような取組を国保部局で実施しているか。

①　地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局の参画

②　地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画

③　KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出

④　個々の国保被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組み

⑤　国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施

⑥　国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施

⑦　後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施

※　上記に類する取組を一つでも実施する場合に評価することとする。

5　第三者求償

○　第三者求償の取組状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

①　第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っているか。

②　第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施しているか。

③　第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定しているか。（平成 28 年４月４日国民健康保険課長通知）

平成28年4月28日付　保国発0428第1号参考資料より一部抜粋

評価指標及び目標数値の設定①（平成28年4月通知）

○　各保険者は、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取組を進めることにより、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Act）サイクルを確立し、継続的に求償事務の取組強化を図る。
○　都道府県に対しては、各保険者のＰＤＣＡサイクルが循環するよう、各保険者における数値目標や取組計画等を把握し、求償事務の継続的な取組強化が図られるよう指導。
○　各市町村が設定すべき評価指標並びに当該評価指標に係る実績数値及び目標数値（以下「評価指標等」という。）の考え方は、以下のとおり。（１）・（２）の評価指標等が設定されたかどうか等については、保険者努力支援制度等でも活用することを検討。
○　都道府県は、都道府県内で共通の評価指標を可能な限り多く設定するよう努める。

（１）　被害届の自主的な提出率

市町村からの勧奨が行われる前に世帯主又は被保険者（以下「世帯主等」という。）から自主的に提出される被害届の件数の割合の増加を目標とする。「自主的に提出される被害届の件数」とは、市町村から提出の勧奨がなされる前に世帯主等から提出された被害届の件数をいい、勧奨がなされる前であれば、損害保険会社（以下「損保会社」という。）が代行して提出した被害届の件数も含む。

＜計算式＞
被害届の自主的な提出率＝（世帯主等が自主的に提出した被害届の件数＋損保会社が提出を代行した被害届の件数）／被害届の全提出件数×100

被害届の全提出件数＝（世帯主等が自主的に提出した被害届の件数＋損保会社が提出を代行した被害届の件数＋市町村の勧奨により提出された被害届の件数）とするため、市町村の勧奨により提出された件数も実績数値として把握。特定できないものについては、按分。

目標数値の設定に当たり、被害届の全提出件数については、過去３年間のトレンドで推計することが考えられる。その際、死傷者が多数発生した交通事故等の特殊要因は除くことが望ましい。世帯主等が自主的に提出した被害届の件数については、覚書による効果を見込んで、前年度の実績数値に3～5%程度上乗せすることが考えられる。また、覚書の効果により、自主的に提出された被害届の全提出件数のうち70～80%程度は、損保会社から提出される件数となると見込まれる。なお、損保会社からは基本的に郵送で保険者に提出されることが見込まれるが、各市町村では適切に提出者を把握できるようにする。

（２）　市町村における被害届受理日までの平均日数

第三者の不法行為等による傷病の治療のため、被保険者が国民健康保険の利用を開始した日（以下「国保利用開始日」という。）から市町村が被害届を受理した日までの平均日数の短縮を目標とする。

＜計算式＞
市町村における被害届受理日までの平均日数＝受理した被害届に係る国保利用開始日から被害届受理日までの総日数／被害届の全提出件数×100

目標数値の設定に当たり、国保利用開始日から被害届受理日までの総日数については、覚書の効果により、10～20%程度短縮されることを見込んで推計することが考えられる。

平成28年4月28日付　保国発0428第1号参考資料より一部抜粋

評価指標及び目標数値の設定②（平成28年4月通知）

（3）診療報酬明細書による第三者行為の発見率

国保連合会の国保総合システムによる抽出機能の活用や市町村による診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検により、第三者行為が疑われるレセプトを抽出して世帯主等に確認した結果、第三者行為に該当していることを確認した件数の割合の増加を目標とする。

＜計算式＞
レセプトによる第三者行為の発見率＝世帯主等に照会して第三者行為に該当していた件数／第三者行為が疑われるレセプトの抽出件数×100

なお、積極的に第三者行為が疑われるレセプトを抽出し、世帯主等への確認を行っていく観点から、地域の実情に応じ、①レセプトの抽出件数や②第三者行為が疑われるレセプトの抽出率（抽出件数／全レセプト件数）、③抽出したレセプトに基づき世帯主等へ確認した件数を評価指標等とすることも考えられる。
また、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書も対象に含めることも考えられる。

（4）レセプトへの「10. 第三」の記載率

医療機関等との連携を強化する観点から、提出された全ての被害届に係る診療報酬明細書について、その特記事項欄に「10.第三」の記載がなされているものの件数の割合を増加させることを目標とする。
なお、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因等の記載欄に第三者行為とわかる記載がなされているものの件数も含めて、記載率の増加を目標とすることも考えられる。

＜計算式＞
レセプトへの記載率＝レセプトに「10. 第三」が記載されていた件数／被害届の全提出件数×100

（5）その他の評価指標等

上記（1）から（4）までのほか、以下のような評価指標等の設定も考えられるため、地域の実情に応じ、評価指標等を設定。
なお、下記の設定例に係る実績についても、平成28年度から状況報告により報告を求める予定。

【評価指標等の主な設定例】

① 高額療養費支給申請等の申請書類から第三者行為を発見できた件数
② ニュースや新聞等により第三者行為を発見できた件数
③ ホームページその他の広報媒体による周知の実施状況
④ 医療費通知等の多様な送付物の活用による周知の実施

別添省略

保発 0428 第 16 号
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県知事　殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

都道府県国民健康保険運営方針の策定等について

平成27年5月29日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2において、都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとされた。

今般、都道府県国民健康保険運営方針の策定等に資するよう、「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を別添のとおり定めたので、貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、貴都道府県内市町村等の意見を聴き、本要領に沿って都道府県国民健康保険運営方針の策定に着実に努めていただくよう、お願いする。

保 高 発　1222 第　1 号

平成 28 年 12 月 22 日

都道府県民生主管部（局）

　後期高齢者医療制度主管課（部）長　殿

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長　殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

（　公　　印　　省　　略　）

平成 28 年度特別調整交付金（算定省令第６条第９号関係）のうち

後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分について

「後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおける評価指標の候補の提示について」（平成 28 年４月 28 日保高発 0428 第２号）を発出し、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおける評価指標の候補を提示したところであるが、当該指標の候補を踏まえた特別調整交付金の具体的な算定方法等について、下記のとおり定めたのでお知らせする。

記

第１　算定方法及び申請方法について

１　保険者インセンティブ分は、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を交付対象とする。

２　交付額の算定方法は、第３及び第４の点数に基づき加点を行い、獲得した合計点数の 100 分の１に、被保険者数の規模に応じて定めた基準額を乗じて得た金額を交付することとする。

被保険者数の規模に応じて定めた基準額は以下のとおり（平成 28 年 4 月 1 日時点の被保険者数で判定する。）。

被保険者数	基準額
30万人未満	3,000万円
30万人以上～40万人未満	4,000万円
40万人以上～50万人未満	5,000万円
50万人以上～60万人未満	6,000万円

60万人以上～70万人未満	7,000万円
70万人以上～80万人未満	8,000万円
80万人以上～90万人未満	9,000万円
90万人以上～100万人未満	10,000万円
100万人以上	11,000万円

３　広域連合において、評価指標ごとに自己採点を行い、採点結果を別添表に記載のうえ、都道府県に送付することとする。都道府県の交付申請事務担当者は、広域連合からの報告内容に誤りがないことを確認し、平成29年１月13日までに下記のアドレスへ電子メールで提出すること。

※　アドレス：hokenzigyou@mhlw.go.jp（広域連合係あて）

（ファイル名は「【○○広域】平成28年度保険者インセンティブに係る採点表」とすること。）

第２　予算規模

全体で最大20億円とする。

第３　保険者共通の評価指標及び点数

１　健康診査・歯科健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施

（平成 27 年度の実績を評価）

（１）健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施がされている場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
①　広域連合で実施されている	4 点
②　健診実施者数のうち健診結果を活用した取組が実施された人数の割合が５割を超えている	3 点
③　健診結果を活用した取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が５割を超えている	3 点

（留意点）

・ 健診に加え健診結果を活用した取組が広域連合で実施されている場合にのみ評価の対象とする。

・ 健診結果を活用した取組とは、受診勧奨や訪問指導等の保健指導をいうが、健診実施時における指導等も含む。

（２）歯科健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施がされている場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
① 広域連合で実施されている	4 点
② 健診実施者数のうち健診結果を活用した取組が実施された人数の割合が５割を超えている	3 点
③ 健診結果を活用した取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が５割を超えている	3 点

（留意点）

・ 健診に加え健診結果を活用した取組が広域連合で実施されている場合にのみ評価の対象とする。

・ 健診結果を活用した取組とは、受診勧奨や訪問指導等の歯科保健指導をいうが、歯科健診実施時における指導等も含む。

２　重症化予防の取組の実施状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

以下の（１）～（４）の基準を全て満たす生活習慣病等の重症化予防の取組を実施している場合に下記の表に基づき加点を行う。ただし、糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合は（１）～（５）の基準を全て満たす場合のみ加点する。

（１）対象者の抽出基準が明確であること

（２）かかりつけ医と連携した取組であること

（３）保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること

（４）事業の評価を実施すること

（５）取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること

評価基準	加点	
① 広域連合で実施されている	4 点	疾病ごとに複数加点可 最大 14 点
② 抽出基準に沿った対象者のうち、３割を超える対象者に実施されている	2 点	
③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数ある	1 点	
④ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを満たす取組を行っている	1 点	

（留意点）

・ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等、地域の実情に応じ適切なものを選択する。

・ 評価対象とする疾患は以下のとおり

ア.糖尿病性腎症

イ.循環器疾患

ウ.筋骨格系疾患

エ.その他の生活習慣病

・ ①から③までについては、2つ以上の疾患について取組を行っていれば、疾患ごとにそれぞれ加点可能。ただし同じ疾患の取組について２回加点することはできない。また、最大の点数を超えて加点することはできない。

３　被保険者の主体的な健康づくりに対する保険者の働きかけの実施

（平成 28 年度の実施状況を評価）

高齢者の特性を踏まえ、ICT 等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うことや、ヘルスケアポイント等による予防・健康づくりへのインセンティブ付与の取組など、被保険者の主体的な健康づくりに対する保険者の働きかけの取組のうち実効性のあるものの取組を行っている場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
①　広域連合で実施されている	4 点
②　抽出基準に沿った対象者のうち、５割を超える対象者に実施されている	3 点
③　取組が実施された対象者の属する市町村数の管内市町村数に対する割合が５割を超えている	3 点

（留意点）

・ レセプトや健診情報などを基に、被保険者の特性に着目し、課題を明確化

した上で、当該課題を解決するための事業を実施していること。

・ 健診結果の情報提供については数値の持つ意味について分かりやすく説明していること。紙による情報提供も評価の対象となる。

・ インセンティブについては加入者の行動変容につながったかの効果検証

を行っていること。

４　被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

（平成 27 年度の実績を評価）

重複・頻回受診、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導が実施されている場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
① 広域連合で実施されている	4 点
② 抽出基準に沿った対象者のうち、３割を超える対象者に実施されている	2 点
③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数ある	１点
④ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して事業を実施している	１点

（留意点）

・ 評価対象とする取組は以下のとおり

ア.重複・頻回受診者指導

イ.多剤・残薬等指導

・ 対象者の抽出基準を明確化していること。

５ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

（平成 27 年度の実績を評価）

（１）後発医薬品の使用割合について、下記の表に基づき加点を行う。

1. 当該広域連合における後発医薬品の使用割合が我が国の目標値（平成 27 年度においては 60%）を達成しているか。

2. 平成 26 年度と比較し、使用割合がどれくらい向上しているか。

評価基準		加点	
1. について	① 60%以上 65%未満	1 点	合計最大 5 点
	② 65%以上 70%未満	2 点	
	③ 70%以上 75%未満	3 点	
	④ 75%以上 80%未満	4 点	
	⑤ 80%以上	5 点	
2. について	① 前年比 10%以上向上	1 点	
	② 前年比 20%以上向上	2 点	

（留意点）

・ 使用割合は〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）で定義する。

・ 1. 及び 2. の加点は合計で 5 点までとする。

（２）後発医薬品の使用促進について下記表に基づき加点を行う。

評価基準	加点

① 差額通知などの取組により一定以上の効果が出ている ② 差額通知や後発医薬品希望シール・カードなどの後発医薬品の使用促進に関する取組を実施している	2 点

（留意点）

・ 差額通知と希望シール・カードなどの取組は分けずに評価を行う。1つしか実施していない場合は評価対象とはしない。

・ 一定以上の効果については切替率（差額通知等を送った者のうち後発医薬品に切り替えた者の割合）が 7%以上であるかどうかで判断する。

・ 評価基準①、②の両方を満たす取組を実施している場合に加点を行う。

第４　後期高齢者医療固有の指標及び点数

１　データヘルス計画の策定状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

データヘルス計画の策定状況について、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
データヘルス計画を策定し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施している	5 点

２　高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進のための事業を実施している場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点	
① 広域連合で実施がされている	4 点	取組分野ごとに複数加点可 最大 14 点
② 抽出基準に沿った対象者のうち、３割を超える対象者に実施されている	2 点	
③ 取組を実施した対象者の属する市町村数が複数ある	1 点	
④ 事業を円滑に実施するため、相談・指導等を行う専門職や関係の行政職員、福祉、医療関係者等に対し、研修事業を実施している	1 点	

（留意点）

・ 評価対象とする分野は以下のとおり

ア.栄養に関する相談・指導等

イ.口腔に関する相談・指導等

ウ.服薬に関する相談・指導等

・ 2つ以上の分野について取組を行っていれば、分野ごとにそれぞれ加点可能。ただし同じ分野の取組について二回加点することはできない。また最大の点数を超えて加点することはできない。

・ 対象者の抽出基準を明確化していること。

・ かかりつけ医等と連携した取組であること。

・ 専門職が取組に携わること。

・ 事業の評価を実施すること。

・ 補助事業を実施しているか否かにかかわらず評価を行う。

・ 第三の「2　重症化予防の取組の実施状況」及び「5　加入者の適正受診・適正服薬を促す取組」に該当する取組を除く。

3　専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備

（平成28年度の実施状況を評価）

専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備をしている場合に、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
①　専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制を整備している	8点
②　①については実施していないが、大学や研究機関などとの連携、職員に対する研修などその他の体制整備を行っている	※3点

（留意点）

・ 専門職とは保健師、管理栄養士等とする。

・ 専門職の配置については、常勤か非常勤かを問わず、職員が1人以上であれば、体制を整備しているものと評価する。

・ 専門職の配置については、保健事業に従事する専門職を配置しているに評価する。

・ ※については①を満たしていない場合にのみ加点を行う。

4　医療費通知の取組の実施状況（平成27年度の実施状況を評価）

医療費通知の取組の実施状況について、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
医療費通知について、次の①～⑥の要件を全て満たす取組を実施している ①　医療費の額を表示している	5点

②　受診年月を表示している ③　１年分の医療費を漏れなく送付している （送付の回数は問わない） ④　医療機関名を表示している ⑤　入院・通院・歯科・薬局の別及び日数を表示している ⑥　柔道整復療養費の額を表示している	

5　地域包括ケアの推進（在宅医療・介護の連携等）

（平成 28 年度の実施状況を評価）

地域包括ケアの推進について、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
①　都道府県や市町村、医療や介護サービスの提供者等の関係機関と連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に資する取組など地域包括ケアの推進に関する取組を行っている ②　国民健康保険等と連携した保健事業を実施している	2 点

（留意点）

・ 評価基準①及び②の両方を満たす取組を実施している場合に加点を行う。

6　第三者求償の取組状況（平成 28 年度の実施状況を評価）

第三者求償の取組状況について、下記の表に基づき加点を行う。

評価基準	加点
①　第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っている	1 点
②　第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施している	2 点
③　第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定している（「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成 27 年 12 月 14 日保高発 1214 第１号））	2 点

別添「調査票」省略

保国発０１１８第１号
平成２９年１月１８日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

第三者行為求償事務の取組に係る損害保険団体との覚書締結後の運用状況に関する調査等について

第三者行為求償事務については、平成28年には、各保険者において、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）や第三者行為求償事務アドバイザーの協力も得て、第三者行為による被害に係る求償事務（以下「第三者行為求償事務」という。）の取組強化に努めており、また、損害保険関係６団体（以下「損害保険団体」という。）との覚書を締結し、その早期定着に向け、運用実態を把握するとともに、明らかとなった課題については、損害保険団体等と解決策を協議・検討してきたところである。

国民健康保険を行う全ての保険者が、平成27年度末までに、損害保険団体と締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」（以下「損害保険団体との覚書」という。）の運用状況については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第106条第１項に基づき、「第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について」（平成28年４月４日保国発0404第１号）及び「平成27年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」（平成28年７月１日事務連絡）（以下「平成28年７月事務連絡等」という。）により、平成27年及び平成28年の４月１日から８月末日までの実績について調査を行った。今般、下記第１に本調査結果をまとめたのでご提供する。

また、厚生労働省保険局国民健康保険課では、公益社団法人 国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の協力を得て、平成28年10月に損害保険団体等との協議の場を開催し、本調査結果を活用して、損害保険団体との覚書の運用に係る課題について協議を行った。その概要と対応方針については下記第２のとおりであるので、貴管下保険者及び国保連合会に周知いただくようお願いする。

その上で、これまでの取組状況を把握する観点から、損害保険団体との覚書の運用状況（平成27年及び平成28年の９月１日から12月末日まで）について調査を行うこととしたので、ご回答をお願いする。なお、平成29年１月１日から３月末日までの取組状況についても、来年度において別途調査を行う予定であることを申し添える。

なお、平成28年度に前倒しして実施する保険者努力支援制度については、「平成28年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）のうち保険者努力支援制度の前倒し分について」（平成28年12月22日保国発1222第２号）（以下「努力支援通知」という。）においてお知らせしたとおり、各保険者による第三者行為求償事務に係る新たな取組の定着を促進する観点から、基礎的な体制整備に着目した達成基準と加点を設定しているが、平成29年度における保険者努力支援制度の実施に向け、今回の調査項目（平成28年７月事務連絡等と同様の調査項目及び新たに追加する保険者努力支援制度の評価指標になりうる項目）に係る実態を把握した上で、達成基準と加点のあり方について検討することとしている。この趣旨についてご理解の上、ご回答いただくようお願いする。

今後も、国としては、都道府県とともに、各保険者における第三者行為求償事務に係る数値目標とその達成状況等を把握し、継続的な取組強化が図られるようＰＤＣＡサイクルの循環を推進するとともに、保険者努力支援制度の仕組みを活用して、第三者行為求償事務に取り組む市町村の努力を適切に評価し、更なる求償実績の向上を図ることとしているので、ご理解とご協力をお願いする。

また、都道府県及び各保険者においては、本調査の回答に際して把握された実態を踏まえ、平成29年度の目標設定及び取組改善の検討等に役立てていただきたい。

記

第１　平成28年７月事務連絡等による調査結果（平成28年４～８月実績）について

（１）傷病届の提出件数及び傷病届提出までの平均日数の推移について

傷病届の提出件数及び国民健康保険利用開始日から傷病届提出までの平均日数の推移については、別紙１のとおり。提出された傷病届のうち、自主提出の割合が２割程度増加し、全体の８割程度を占める。また、国民健康保険の利用開始日から傷病届提出日までの期間が、１か月程度短縮し、平均２か月程度で提出されている。

（２）損害保険会社による傷病届提出の援助件数（都道府県別）について

損害保険会社による傷病届提出の援助件数（都道府県別）については、別紙２のとおり。提出を援助された件数は、５か月間で合計２４００件程度であるが、その１割程度が愛知県の実績となっている。

※　損害保険会社による傷病届提出の援助件数については、損害保険会社が持参したもの及び損害保険会社名が記載された封筒によって市町村に郵送された傷病届の提出件数をカウントしたものであり、損害保険会社が傷病届の作成を援助していたとしても、被害者名が記載されていた場合や被害者から郵送された場合にはカウントされていない。

第２　損害保険団体との覚書の運用状況についての協議概要及び対応方針

（１）損害保険団体側から示された主な改善意見とそれに対する対応方針

損害保険団体側から示された意見は、主に以下①～③のとおりである。

① 傷病届等について市町村が定める様式での作成の援助が求められる（受け付けてもらえない）。 ② 誓約書や念書の作成の援助も求められる（損害保険団体との覚書による援助の範囲を超えている）。 ③ 個人番号の記載がない傷病届について出し直しが求められる（保険者が被保険者から個人番号を調べるための同意書の取り付けを指示される）。

これらの意見に対し、各保険者においては、損害保険会社が覚書を遵守し、被害者である被保険者が国民健康保険の利用を開始してから１か月以内に傷病届等の提出が各保険者になされる仕組みが早期に定着するよう、以下のとおりご対応いただきたい。なお、被用者保険と後期高齢者医療制度でも同様の取り決めとしていることを申し添える。

①傷病届等の様式の取扱いについて

傷病届等の様式については、損害保険団体との覚書に基づき、損害保険会社が傷病届等の作成を援助する場合には、当該覚書に定める様式に統一し、受理していただきたい。これについては、次のとおり考え方をお示ししているところである。なお、世帯主等が損害保険会社から傷病届の作成等の援助を受けることなく、自ら市町村が定める様式による傷病届を提出する場合は、この限りでない。

（考え方）

ア　「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日保国発1203第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）において、『当該取り決めに定める被害届等は、国保法施行規則に定める必要な記載内容を満たすものであるが、その各様式が、各保険者が規則等において定める様式と異なる場合においても、一般的には、規則等で定める様式の記載内容を満たしていれば、レイアウト等の多少の差異は許容されるものであると考えられるため、規則等に定める様式を改正するまでもなく、当該取り決めに定める被害届等の各様式を規則等に定める様式と同等に取扱うようにしていただきたい。』としている。

イ　損害保険団体との覚書第６条（提出書類の様式）において、当該覚書に定める様式を使用することとしている。

②誓約書及び念書の取扱いについて

誓約書及び念書については、次の理由により、損害保険団体との覚書による作成の援助の対象書類に含めていないことをご承知置きいただきたい。

（理由）

ア　「誓約書」は、損害額が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の

限度額を超過した場合に備えて、保険者が第三者に対し代位取得した損害賠償請求権を行使する際の裏付けとして、被害者等を経由して第三者に作成を求める書類である。

一方、保険者が代位取得した損害賠償請求権の行使は、法律上当然に認められるものであり、あえて誓約書により担保する必要がないものである。更に、損害保険団体との覚書の対象者は、必ず自動車保険（任意保険）に加入し、その約99%は無制限の対人賠償保険に加入しているため、自賠責保険の限度額を超過しても、第三者に直接求償する機会はまず生じない。（念のため、第三者が加入している対人賠償保険が無制限であるかどうかについて、保険者から損害保険会社に対し個別に照会を行った上で、無制限でない場合に限り提出を求めることが考えられる。）

イ　「念書」は、被害者に対し、保険者が損害賠償請求権を代位取得し、行使すること等についての同意を得るとともに、被害者が第三者に対する損害賠償請求権を放棄した場合等には、保険者が被害者に対し不当利得返還請求権を行使する際の裏付けとして作成を求める書類である。一方、保険者の不当利得返還請求権の行使は、法律上当然に認められるものであり、あえて念書により同意を得る等の必要はない。

ウ　必要な書類を限ることにより、損害保険会社による傷病届等の作成等の援助が迅速かつ円滑に進むこととなり、国民健康保険の利用開始日から１か月以内の提出が遵守されるようにしている。

※　損害保険団体との覚書第５条（提出書類）において、作成等の援助を行う書類は、傷病届のほか、次のとおり。

（ⅰ）事故発生状況報告書

（ⅱ）診療報酬明細書の写しの送付、損害保険会社等及び医療機関への照会に対する同意書

（ⅲ）交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書

③個人番号の取扱いについて

国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第32条の６の規定により、傷病届に個人番号の記載が義務付けられているが、損害保険団体との覚書では、傷病届に個人番号の記載を求める場合、別途委託契約を締結する必要があるとしている。このため、個人番号の利用開始に当たってお示しした、次の対応方法を踏まえ、出し直しの求めや頑なに不受理とすることのないようご対応いただきたい。

（対応方法）

ア　損害保険団体との覚書別紙第４条（提出の援助の方法、期限、費用）第３項により、市町村は傷病届等の提出の際に個人番号の記載を併せて求める場合には、損害保険会社等と個人番号の取扱いに係る委託契約を締結する必要がある。

イ　「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務におけるＱ＆Ａの送付について」（平成 28 年２月 29 日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、『個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、原則として個人番号の記載を求めることとなるが、各種申請を初めて行う際等に、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等については、職員が住民基本台帳、住民基本台帳ネットワーク等を用いて個人番号を検索し、記載することが

可能な場合もあるため、申請書等に個人番号が記載されていないことをもって一律に受理を拒否することがないよう対応いただきたい。』としている。

（２）各市町村側から示された主な改善意見とそれに対する対応方針

国保連合会及び第三者行為求償事務アドバイザー等を通じて、各市町村側から示された意見は、主に以下①及び②のとおりである。

① 損害保険会社の社員は、損害保険団体との覚書の存在自体を知らない場合がある。 ② 損害保険団体との覚書に基づく損害保険会社の協力は不十分である。

これらの意見に対し、損害保険団体として、一部社員の教育が十分に至らない点があったことについては反省を示された上で、損害保険団体としての見解をお示しいただいた。

今後、各保険者から、損害保険団体との覚書の存在自体を損害保険会社の社員に直接ご説明していただく場合もあるかもしれないが、そういったご説明により、覚書による取組が早期に現場の担当者に普及・浸透する旨ご理解の上、次のとおりご対応いただきたい。

①覚書の存在に関する周知について

損害保険団体に加盟する全ての損害保険会社は、社員に対し、被害者である被保険者が国民健康保険を利用した場合には、傷病届等の４様式の作成・提出を援助するよう、文書やマニュアルにより周知徹底しているとのことである。このため、必ずしも「覚書」の存在自体は知らされていない場合もあるが、そうであっても傷病届等の作成等の援助に係る運用には支障がないとしている。よって、各保険者においては、損害保険会社の社員に対し、「傷病届等の作成等の援助」という行為の協力を求めることが肝要となる。なお、各保険者においては、損害保険会社の社員が「覚書」の存在自体を知らない場合には、国民健康保険の全ての保険者が損害保険団体と覚書を締結していることについて申し添えていただきたい。

②損害保険団体との覚書の遵守について

損害保険団体との覚書の遵守については、厚生労働省保険局国民健康保険課から損害保険団体に対し強く要請している。損害保険団体からも、協力が弱い地域や会社がある場合、具体的な改善が見られない場合には、個別具体的な事例をご連絡いただきたいと依頼されている。このため、各都道府県においては、個別具体的な事例をとりまとめの上、国保連合会に連絡を行っていただきたい。また、国保連合会は、国保中央会に連絡していただきたい。

損害保険団体との覚書は、医療保険制度と損害保険制度が連携する画期的な取組である。覚書の取組が早期に定着し、求償実績の効果が上がるよう、国も運用実態を踏まえ不断に改善を行うこととしている。各地域においても、損害保険会社と保険者、国保連合会とが密接に連携を取って進めていただくようお願いする。都道府県においても国保運営方針の策定等により、保険者の第三者行為求償事務の取組の底上げ・向上に努めていただくようお願いする。

（３）第三者求償に関する取組改善

第三者行為求償事務の取組強化に資する効果的な取組について、以下①及び②のとおり紹介するので、各保険者において、今後の取組改善の参考にしていただきたい。

①交通事故証明書の交付申請

保険者及び委任を受けた国保連合会（以下「国保連合会等」という。）は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第50号）第29条に規定する「正当な利益を有する者」に該当する場合には、自動車安全運転センターに対し、独自に交通事故証明書の交付を申請することができる。

国保連合会等からの交通事故証明書交付申請は、交付申請書の記載が不十分であっても、自動車安全運転センターが、当該傷病が交通事故によるものであり、客観的に交通事故を特定できる場合には交付申請書を受理し、聴き取り調査などによって、国保連合会等が被保険者の損害賠償請求権の一部を代位取得していることを確認できるときには、交通事故を特定し、当該事故に係る証明書を交付することができるとされている。

なお、自動車安全運転センターは、国保連合会等の担当者から、電話により被害者に係る交通事故の有無に関する問い合わせがあっても、「正当な利益を有すると認められる者」であるか否か判断ができないため、これに回答することはできない。よって、まずは上記のとおり交通事故証明書交付申請を行うようにしていただきたい。

②救急搬送記録等の活用

第三者行為求償事務アドバイザーの協力等により、市町村に対する聴き取りを行ったところ、全国的に消防局等から救急搬送記録の提供を受けている市町村は、被害者を漏れなく速やかに把握しやすくなり、平均的に求償件数が高い傾向にあることが分かった。

例えば、福岡県飯塚市では、従来から消防署において救急搬送記録の閲覧を行っていたが、飯塚地区消防組合が平成23年度から情報公開条例及び個人情報保護条例を施行するに当たり、当該閲覧を行うためには正式な手続きが必要となった。

このため、飯塚市と飯塚地区消防組合との間で協議を行い、飯塚地区消防組合の情報公開・個人情報保護審査会に付議した結果、救急搬送記録については個人情報の非公開の例外と認められ、従来どおりの閲覧が可能となった。

現在は、毎月、交通事故に係る救急搬送記録の情報提供依頼の文書を提出することで、情報提供が受けられるようになっているとのことである。これによって把握された第三者行為求償事務の対象者数は、全対象者数の約２割を占める（平成27年度実績）。

上記のような消防局等との連携は全国的に見られるが、一部の市町村に限られるため、取組改善の参考にしていただきたい。

また、同様の手続きを経て、保健所や消費生活センターと連携し、食中毒による被害者に係る情報提供を得る方法も考えられる。

第３　損害保険団体との覚書締結後の傷病届の提出状況等に関する調査について

以下の調査項目については、平成 28 年７月事務連絡等と同様であるが、以下にご留意の上、回答をお願いする。

１.平成27年の実績について

（１）平成 27 年の各月（９月～12 月。以下同じ。）における、損害保険団体との覚書締結前に発生した交通事故分に係る、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（２）（１）のうち、自主的に届出のあった、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

２.平成28年の実績について

（１）平成 28 年の各月（９月～12 月。以下同じ。）における、損害保険団体との覚書締結前に発生した交通事故分に係る、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（２）平成 28 年の各月における、損害保険団体との覚書締結後に発生した交通事故分に係る、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（３）（２）のうち、平成 28 年の各月における自主的に届出のあった、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（４）（３）のうち、平成 28 年の各月における損害保険会社が提出を援助した、①傷病届の届出件数、②求償予告件数、③求償件数、④求償金額及び⑤平均日数。

（用語の定義）

（１）「届出件数」とは、市町村が受理した傷病届の件数をいう。

（２）「求償予告件数」とは、受理した傷病届の件数のうち、調定はしていないが、損害保険会社へ請求内訳書等を送付し、求償する意思があることを連絡した件数をいう。

（３）「求償件数」とは、受理した傷病届の件数のうち、調定し、損害保険会社等へ請求した件数をいう。

（４）「平均日数」とは、受理した傷病届に係る国保利用開始日から傷病届受理日までの総日数を受理した傷病届の全件数で除して得られる日数をいう。

第４　保険者努力支援制度の指標の検討に係る調査について

本調査では、以下４つの指標に係る実態について調査するので、回答をお願いする。なお、以下４つの指標は、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成 27 年 12 月 3 日付け保国発 1203 第 1 号厚生労働省保険局国民健康課長通知）においてお示ししたとおり、取組強化を図っているものであり、平成 29 年度における保険者努力支援制度の評価指標とすることを検討しているため、平成 28 年度の実態を調査するものである。

指標案①　警察や消防、保健所、消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関から救急搬送記録等の被害者情報の提供を受ける体制を構築しているか。

指標案②　療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けているか。

指標案③　各市町村のホームページに第三者行為求償に関するページを設け、傷病届の提出義務について記載し、傷病届の様式（損害保険団体との覚書様式）をダウンロードできるようにしているか。

指標案④　平成 28 年度に第三者への直接求償の実績があるか。

第５　調査の回答方法

（１）調査票

調査の回答に当たっては、第３については別添１を、第４については別添２を使用するものとする。

（２）回答方法等

都道府県は、以下のメールアドレスに対し、メールに集計用の調査票とともに市町村ごとの調査票を添付の上、第３及び第４の調査の回答のいずれも平成 29 年２月３日までに送付するものとする。

回答先：厚生労働省保険局国民健康保険課指導調査係　佐藤

電　話：03-3595-2565（内線 3264）

E-mail：satou-kazuo@mhlw.go.jp

※E-mail 件名は【○○（半角数字）都道府県名】第三者求償被害届提出状況等

例【01 北海道】第三者求償被害届提出状況等

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課　島添、伊藤

電　話：03（3595）2565（直通）

メール：kokuho@mhlw.go.jp

別紙１

傷病届の提出件数及び国保利用から傷病届提出までの平均日数の推移

【 傷 病 届 の 提 出 件 数 】

	27年度		28年度				
	提出件数 ①	うち、自主提出分 ②	提出件数 ③(④+⑤)	覚書運用前事故分（～H28.3） ④	覚書運用後事故分（保険者勧奨分を含む）(H28.4～) ⑤	うち、自主提出分 ⑥	うち、損保代行分 ⑦
4月	2,589	1,694 (65%) ②/①	2,599	2,274	325	304 (94%) ⑥/⑤	77 (24%) ⑦/⑤
5月	2,298	1,510 (66%) ②/①	2,477	1,638	839	747 (89%) ⑥/⑤	325 (39%) ⑦/⑤
6月	3,711	2,113 (57%) ②/①	3,007	1,452	1,555	1,292 (83%) ⑥/⑤	677 (44%) ⑦/⑤
7月	3,370	1,828 (54%) ②/①	2,452	888	1,564	1,201 (77%) ⑥/⑤	660 (42%) ⑦/⑤
8月	3,364	1,873 (56%) ②/①	2,321	690	1,631	1,210 (74%) ⑥/⑤	629 (39%) ⑦/⑤
合計	**15,332**	**9,018** (59%) ②/①	**12,856**	**6,942**	**5,914**	**4,754** (80%) ⑥/⑤	**2,368** (40%) ⑦/⑤

(参考)交通事故発生件数

	27年度	28年度
4月	44,683	38,679 (87%)対前年
5月	42,044	39,391 (94%)対前年
6月	42,470	39,565 (93%)対前年
7月	44,836	41,469 (92%)対前年
8月	43,249	43,439 (100%)対前年
合計	217,282	202,543 (93%)対前年

（出典）警察庁　交通事故統計より

【 傷 病 届 提 出 ま で の 平 均 日 数 】（国保利用から傷病届提出までの日数）

	27年度		28年度			
		うち、自主提出分	覚書運用前 事故分（～H28.3）	覚書運用後 事故分（保険者勧奨分を含む）（H28.4～）	うち、自主提出分	うち、損保代行分
4月	108.4 (3.5 か月)	91.6 (3.0 か月)	126.3	11.1 (0.5 か月)	11.0 (0.5 か月)	15.0
5月	100.0 (3.0 か月)	83.5 (3.0 か月)	129.6	24.2 (1.0 か月)	23.3 (1.0 か月)	27.5
6月	89.2 (3.0 か月)	78.5 (2.5 か月)	166.8	40.8 (1.0 か月)	35.3 (1.0 か月)	43.4
7月	88.0 (3.0 か月)	81.3 (3.0 か月)	198.4	47.5 (2.0 か月)	47.4 (2.0 か月)	47.4
8月	84.8 (3.0 か月)	75.3 (3.0 か月)	220.7	54.6 (2.0 か月)	46.7 (2.0 か月)	54.9

注）平成 28 年 11 月 1 日現在の速報値である。

別紙２

損害保険会社提出援助分の覚書運用後事故分に占める割合（都道府県別）

【覚書締結後の損保代行分の件数】（都道府県別）

		28年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計（①）	事故件数（4月～12月）（②）	構成率 ①/②
1	北海道	5	7	9	12	9	23	25	30	23	143 (2.37%)	8,407	1.70%
2	青森県	2	2	10	8	9	13	9	14	11	78 (1.29%)	2,810	2.78%
3	岩手県	3	3	1	6	2	7	8	9	8	47 (0.78%)	1,833	2.56%
4	宮城県	3	4	16	10	8	15	4	10	17	87 (1.44%)	6,028	1.44%
5	秋田県	0	3	6	6	3	2	12	6	3	41 (0.68%)	1,670	2.46%
6	山形県	1	10	25	16	14	17	23	13	13	132 (2.19%)	4,657	2.83%
7	福島県	2	1	5	2	7	13	5	10	11	56 (0.93%)	4,417	1.27%
8	茨城県	2	18	16	22	31	22	20	30	32	193 (3.20%)	7,856	2.46%
9	栃木県	3	17	19	22	24	36	31	26	29	207 (3.44%)	4,101	5.05%
10	群馬県	1	8	20	19	20	21	21	28	34	172 (2.86%)	10,215	1.68%
11	埼玉県	2	17	40	53	34	56	54	63	70	389 (6.46%)	21,176	1.84%
12	千葉県	7	12	43	41	27	62	49	69	63	373 (6.19%)	13,748	2.71%
13	東京都	6	19	41	35	35	41	40	40	48	305 (5.06%)	24,606	1.24%
14	神奈川県	0	8	18	17	19	47	21	22	18	170 (2.82%)	20,370	0.83%
15	新潟県	0	3	4	8	5	8	8	5	5	46 (0.76%)	3,599	1.28%
16	富山県	1	3	3	4	3	3	10	4	5	36 (0.60%)	2,638	1.36%
17	石川県	0	1	3	10	8	11	8	4	5	50 (0.83%)	2,645	1.89%
18	福井県	1	3	6	6	5	5	3	3	3	35 (0.58%)	1,368	2.56%
19	山梨県	2	9	16	11	10	14	11	18	15	106 (1.76%)	3,344	3.17%
20	長野県	0	3	7	2	3	8	8	12	10	53 (0.88%)	6,420	0.83%
21	岐阜県	0	11	12	15	12	22	10	10	20	112 (1.86%)	23,807	0.47%
22	静岡県	2	14	30	23	26	31	28	41	38	233 (3.87%)	4,908	4.75%
23	愛知県	15	25	65	56	69	75	72	79	63	519 (8.62%)	31,418	1.65%
24	三重県	0	1	13	7	9	10	10	20	4	74 (1.23%)	4,442	1.67%
25	滋賀県	0	4	8	4	2	5	7	8	4	42 (0.70%)	3,968	1.06%
26	京都府	0	0	11	10	11	10	9	5	7	63 (1.05%)	6,034	1.04%
27	大阪府	2	21	47	41	40	69	55	64	55	394 (6.54%)	28,670	1.37%
28	兵庫県	3	27	28	39	26	50	43	43	45	304 (5.05%)	20,832	1.46%
29	奈良県	0	2	8	4	6	8	4	11	11	54 (0.90%)	3,425	1.58%
30	和歌山県	10	25	18	19	21	26	27	26	24	196 (3.25%)	2,240	8.75%
31	鳥取県	0	0	5	1	3	2	2	1	4	18 (0.30%)	761	2.37%
32	島根県	0	0	1	1	3	4	2	6	2	19 (0.32%)	1,001	1.90%
33	岡山県	0	4	6	6	5	8	4	5	1	39 (0.65%)	6,622	0.59%
34	広島県	0	5	13	19	15	10	21	19	15	117 (1.94%)	7,450	1.57%
35	山口県	1	1	2	6	4	12	9	7	8	50 (0.83%)	4,100	1.22%
36	徳島県	0	4	8	5	8	12	13	6	13	69 (1.15%)	2,720	2.54%
37	香川県	0	2	2	1	4	13	5	5	12	44 (0.73%)	5,099	0.86%
38	愛媛県	0	4	8	7	11	12	13	12	9	76 (1.26%)	3,381	2.25%
39	高知県	1	2	10	8	14	5	8	5	13	66 (1.10%)	1,666	3.96%
40	福岡県	1	14	21	30	22	43	66	54	58	309 (5.13%)	28,566	1.08%
41	佐賀県	0	2	3	2	1	5	5	2	6	26 (0.43%)	5,992	0.43%
42	長崎県	0	2	5	1	4	5	4	6	3	30 (0.50%)	4,319	0.69%
43	熊本県	0	2	22	24	25	29	33	51	49	235 (3.90%)	4,794	4.90%
44	大分県	0	0	5	2	3	19	20	15	18	82 (1.36%)	3,551	2.31%
45	宮崎県	0	1	4	7	5	9	10	7	8	51 (0.85%)	6,949	0.73%
46	鹿児島県	1	0	12	12	4	8	16	12	10	75 (1.25%)	5,709	1.31%
47	沖縄県	0	1	2	0	0	0	1	2	2	8 (0.13%)	4,299	0.19%
		77	325	677	660	629	926	867	938	925	6,024 (100%)	378,631	1.59%

注）平成29年3月1日現在の速報値である。

第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務の手引き

平成　　年　　月発行

国民健康保険団体連合会